ふえふきいきいきプラン

（笛吹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）

笛吹市

2018 年3月

はじめに

平成 12 年に要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設された介護保険制度は、創設から 17 年が経過し、介護が必要な高齢者やその家族の身体的・精神的・経済的な支えとなっています。この間、我が国では高齢化が急速に進み、平成 29 年３月１日現在の高齢化率は過去最高の 27.5%と、世界でも類を見ない「超高齢化社会」となっています。団塊の世代の全てが後期高齢者となる 2025 年には、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加、医療病床数減少と在宅医療ニーズの高まり、介護離職の増加などが予想されています。

こうした中、国では、平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中では、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進、医療と介護の連携による在宅医療のさらなる推進、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進など、介護保険制度の見直しが行われています。

笛吹市においても、高齢化率は年々上昇し、2025 年には高齢化率 32.5%、2040 年には 39.8%となる見込みで、超高齢化社会への対応は喫緊の課題といえます。そこで、笛吹市では、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、高齢者一人ひとりの自立と、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指すため、この度「笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）」を策定いたしました。計画では、「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち」を目指す姿として、地域包括ケア体制の充実に向けた取組みや、保健・医療・福祉・介護の総合的な高齢者施策に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご検討を賜りました「笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画策定委員会」及び「笛吹市介護保険等運営協議会」の委員の皆様をはじめ、平成 29 年度に実施しました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」にご協力いただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

2018 年３月

笛吹市長　山下政樹

目次

第１章　計画策定にあたって……1
１．計画策定の背景と目的……1
２．計画策定にあたっての基本的な考え方……2
３．計画の位置付け……3
４．計画の期間……4
５．計画の策定体制……4
６．日常生活圏域の設定……5

第２章　笛吹市の高齢福祉の現状……6
１．人口に関する状況……6
２．要支援・要介護認定者に関する状況……8
３．認知症高齢者に関する状況……10
４．在宅の高齢者に関する状況……11
５．就労の状況……11
６．介護費用額・保険料額の状況……12

第３章　アンケート調査からみる状況……15
１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査……16
２．在宅介護実態調査……25

第４章　第６期計画の評価・検証……39
１．高齢者福祉サービスの利用状況……39
２．介護保険サービスの給付状況……42
３．地域支援事業の評価……48
４．第６期計画の進捗評価……49

第５章　2025 年を見据えた笛吹市の課題……53
１．笛吹市の将来の状況……53
２．現状分析及び将来推計から抽出した課題……57

第６章　計画の基本方針……62
１．基本理念……62
２．基本目標……62
３．計画の体系……63

第７章　地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり 67
１．「地域包括ケア」の深化と「地域共生社会」の実現 67
２．在宅医療と介護の連携の推進 70
３．生活支援体制整備の充実 71
４．達成目標 72

第８章　健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり 73
１．重度化防止に向けた介護予防事業の展開 73
２．地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進 76
３．達成目標 78

第９章　高齢者の自立した在宅生活への支援 79
１．高齢者の在宅生活を支援する取組み 79
２．介護者の負担軽減に向けた取組み 83
３．安全・安心な暮らしづくり 84
４．達成目標 87

第 10 章　高齢者の権利と尊厳を守る取組み 88
１．高齢者の尊厳と権利擁護 88
２．認知症施策の推進 90
３．達成目標 93

第 11 章　安心して暮らせる介護サービスの提供 94
１．介護保険サービスの充実 94
２．地域支援事業の充実 102
３．介護保険料の算出 103
４．適切な介護サービスと適正な保険給付の実施 111
５．達成目標 113

第 12 章　計画の推進体制 114
１．関係機関との連携強化 114
２．計画の推進体制 114
３．計画の周知 114

計画の策定体制等 115
１．計画の策定体制 115
２．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画　諮問、答申 116
３．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画策定委員会設置運営要領 118
４．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画策定委員会委員名簿 120
５．笛吹市介護保険運営協議会委員名簿 121
６．高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画庁内会議名簿 122
７．計画の策定経過 123

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景と目的

総務省統計局の発表によると、我が国の 65 歳以上高齢者は、2017 年３月１日時点で 3,484 万人、高齢化率は過去最高の 27.5%に達しており、世界でも類を見ない「超高齢化社会」となっています。

笛吹市においても高齢化率は年々上昇しており、2017 年９月末日時点の高齢化率は 28.6%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後さらに高齢化が進み、2025 年には高齢化率 32.5%、2040 年には 39.8%となる見込みです。

団塊の世代の全てが後期高齢者となる 2025 年には、要介護認定者や認知症高齢者の増加による介護保険給付費の増大や、高齢者のみ世帯の増加による老老介護や孤独死の顕在化が予測され、高齢者福祉を取り巻く喫緊の課題となっています。

このような社会情勢を背景に、国では、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みの一環として、「介護離職ゼロ」に取り組んでいます。また、医療と介護の連携による在宅医療のさらなる推進、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の深化・推進、地域共生社会の実現に向けた共生型サービス[1]の実施、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）[2]の充実による住民主体の介護予防の促進等に取り組んでいく必要があるとしています。

第１次笛吹市総合計画（平成 20 年度～29 年度）では、将来像「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」の実現に向け、施策の１つに「高齢者がいつまでも元気で暮らせる環境づくり」を掲げて高齢者福祉施策を推進してきました。平成 29 年３月には、総合事業をスタートさせ、介護事業者、住民によるボランティア、NPO、民間企業などが参加・協力して高齢者の介護予防と日常生活の支援を行う生活支援体制整備に取り組んでいます。また、第２次笛吹市総合計画（2018 年度～2025 年度）では、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現を目指して、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めていく計画です。

第３次地域福祉計画（2017 年度～2021 年度）では、市民はもちろん地域やボランティア団体等と共に取り組む“協働のまちづくり”という考えを基本姿勢とし、「普段（ふだん）から笑顔（えがお）で　ふれあう　共助共生（きょうじょきょうせい）のまち　ふえふき」の実現に向けた取組みを推進しています。

今後、国の動向を踏まえながら、笛吹市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、高齢者一人ひとりの自立と、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、本計画を策定します。

---

[1] 高齢者や障がい者、子どもといった既存の制度の垣根を越えて、困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」の実現に向けて新たに創設される予定のサービスであり、介護サービスと障害福祉サービスが一体的に提供されるもの。

[2] 介護保険制度において、市町村が各地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の 1 つ。市町村ごとの特色を生かしたサービスを実施する。

2．計画策定にあたっての基本的な考え方

（1）地域包括ケアの実現に向けて

団塊の世代の全てが後期高齢者となる 2025 年には、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が懸念されていることから、高齢者やその家族を地域で支え合う社会の実現が求められています。そこで、2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援する目的のもとで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される地域包括ケアの仕組みを、地域の特性に応じて構築する必要があります（図表１）。

■図表１ 地域包括ケアのイメージ

そのため、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、2025 年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計を行うとともに、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる」地域共生社会の実現を目指すことが重要となります。

笛吹市においては、地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための取組みを進めています。今後は、医療・介護の連携を推進するとともに、平成 29 年３月より開始した総合事業の充実を図り、医療から訪問看護、介護、介護予防、生活支援を含めた高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアを進めていきます（図表２）。

■図表2　国が示す地域包括ケアの姿

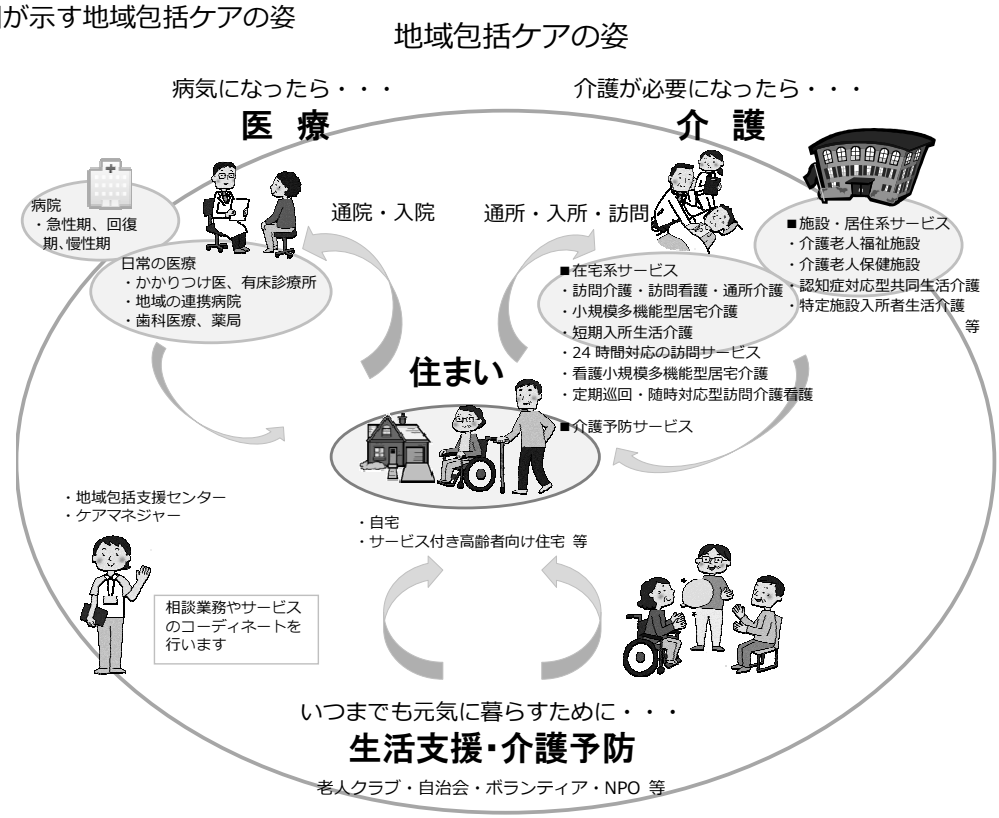

（出典）平成 25 年３月　地域包括ケア研究会報告書より

（２）高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画のポイント

①地域包括ケアのさらなる深化・推進

②在宅医療と介護サービスの連携強化

③総合事業の充実による住民主体の介護予防の推進

④認知症施策のさらなる推進

⑤自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

⑥介護を行う家族への効果的な支援

３．計画の位置付け

（１）法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険法第 117 条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

（２）計画の性格

高齢者福祉計画は、笛吹市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、全ての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、高齢者福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する施策に関する計画です。

両者について、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画としての性格を持つものとします。

また、本計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「笛吹市介護給付適正化計画」として位置付けます。

（３）他計画との関係

本計画は、笛吹市総合計画を上位計画とし、「笛吹市人口ビジョン・総合戦略」に基づき、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための総合的な計画です。併せて、この計画は、「笛吹市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）」を踏まえたものとするとともに、「笛吹市第３次地域福祉計画」「笛吹市第３次障害者基本計画」「笛吹市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」、「第２次笛吹市健康増進計画（ふえふき笑顔ヘルスプラン）」をはじめ、高齢者福祉に関連する他の計画と調和を保ち策定します。

また、山梨県の定める「山梨県介護保険事業支援計画」「山梨県地域医療構想」、「山梨県地域保健医療計画」との整合を図ります。

４．計画の期間

介護保険事業計画は、３年ごとに見直す必要があり、計画期間は 2018 年度～2020 年度の３年間とし、2025 年を見据えた計画とします。また、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があるため、同一の計画期間とします（図表３）。

■図表3　計画の期間

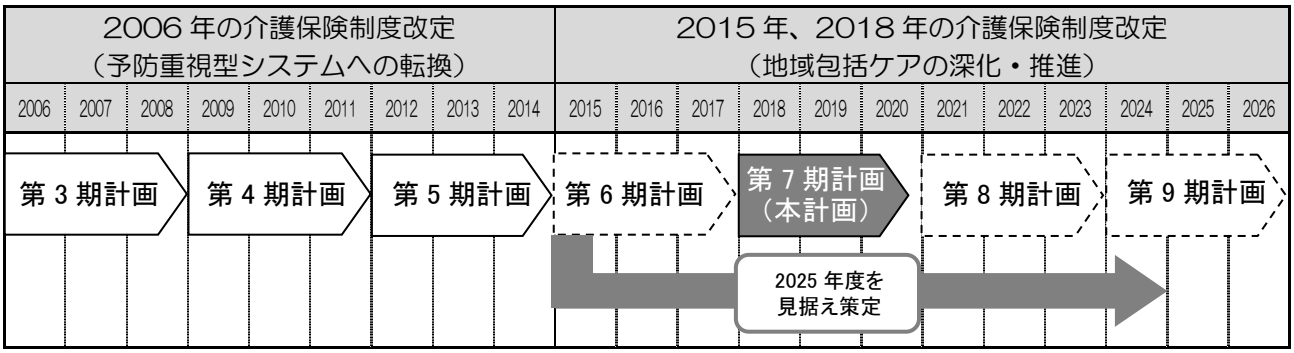

５．計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態及び介護保険サービス等の利用状況や今後の利用意向を把握するとともに、高齢者の要望や意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（２）策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護や福祉関係者、介護サービス利用者及びその家族並びに公募による介護保険被保険者等で構成する「高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画策定委員会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見等を求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

6．日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域であり、基本的には、地域包括支援センターを中心に、交通機関等を利用して 30 分程度で駆けつけることのできる範囲を日常生活圏域として設定します。

第 6 期介護保険事業計画は、市内全域を一つの圏域として設定していましたが、第 7 期計画は、市内を 3 圏域に分けて、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を 3 カ所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築していきます（図表４）。

■図表4　第７期計画の日常生活圏域

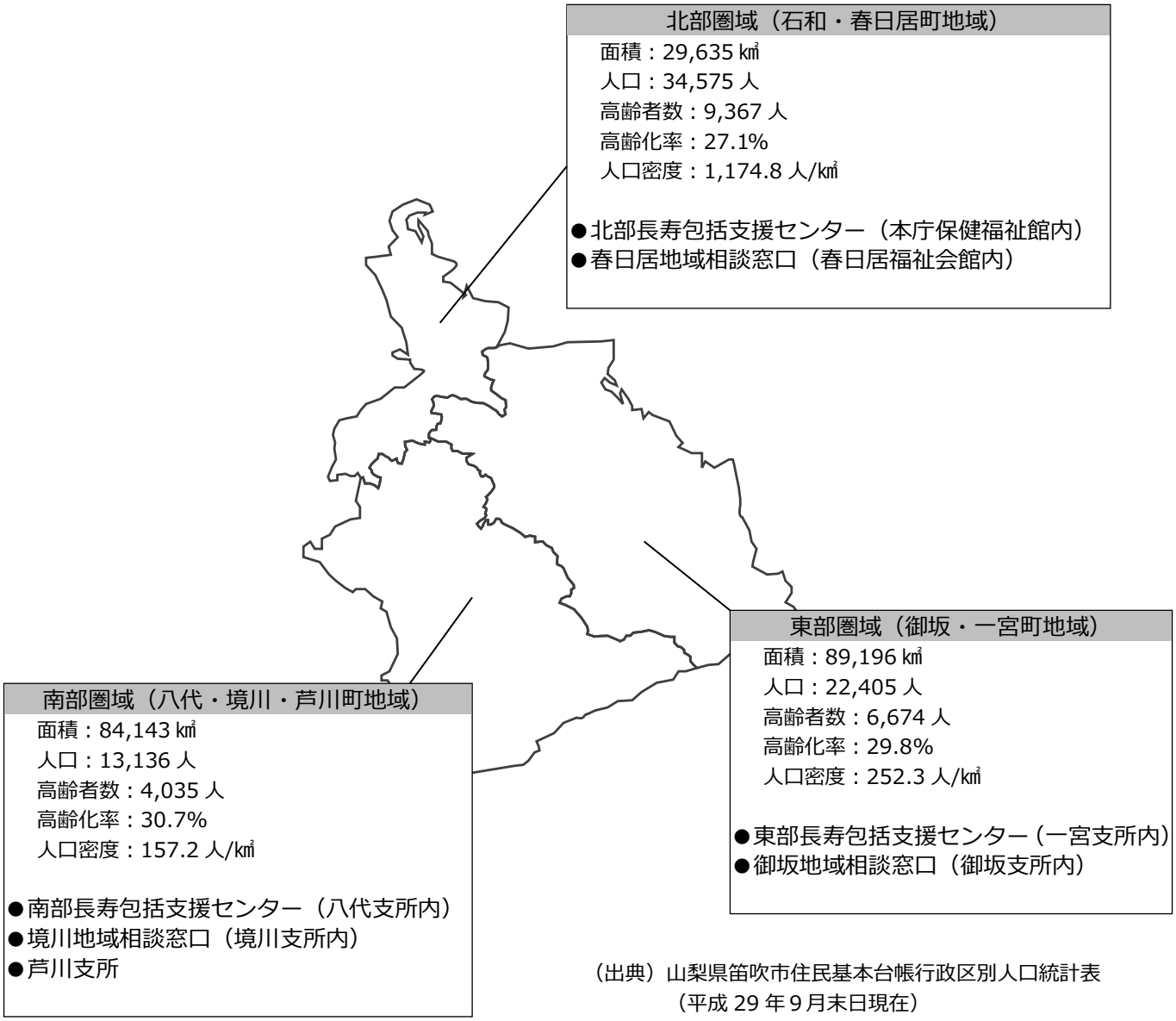

（出典）山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表
（平成 29 年９月末日現在）

第２章　笛吹市の高齢福祉の現状

１．人口に関する状況

（１）人口の推移

笛吹市の総人口は減少を続けており、平成 29 年には、70,116 人となっています。年齢４区分別に見ると、０～14 歳、15 歳～39 歳、40～64 歳がいずれも減少を続ける一方、65 歳以上は増加しています（図表５）。

■図表5　総人口（年齢４区分別）の推移（笛吹市）

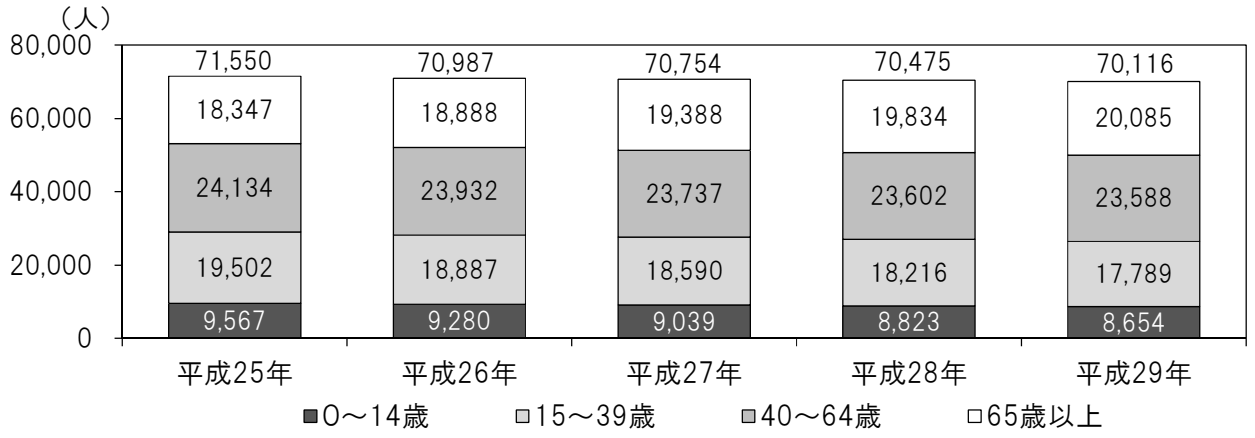

（出典）笛吹市行政区別人口統計表（各年９月末時点）

（２）高齢者人口の状況

高齢者の人口を、65 歳～74 歳、75 歳～84 歳、85 歳以上の年齢３区分別に見ると、75 歳～84 歳、85 歳以上は平成 25 年から 29 年にかけていずれも増加を続けているものの、65 歳～74 歳は平成 28 年まで増加し、平成 29 年に減少に転じています（図表６）。

■図表6　高齢者人口（年齢３区分別）の推移（笛吹市）

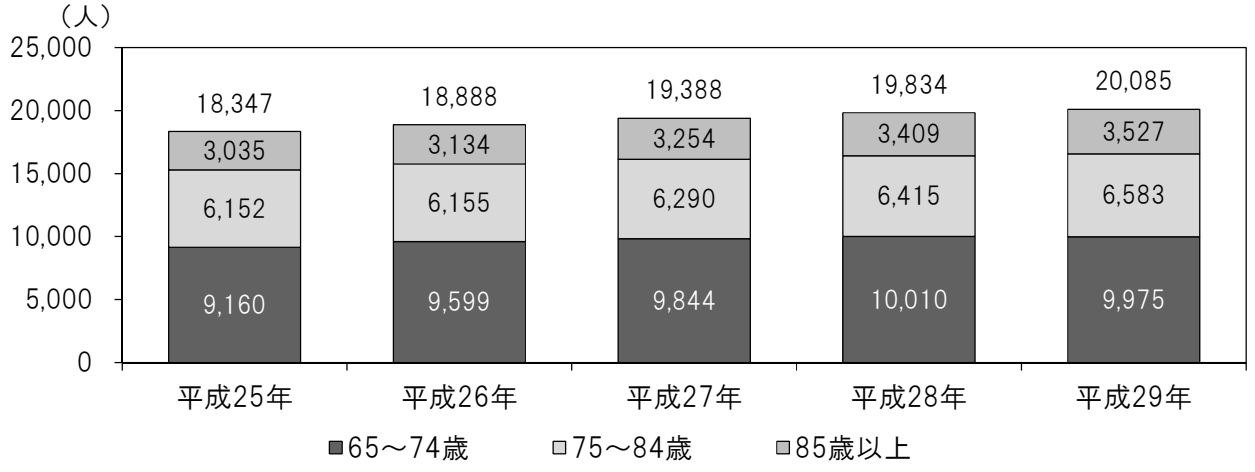

（出典）笛吹市行政区別人口統計表（各年９月末時点）

笛吹市の 65 歳以上の高齢者人口を日常生活圏域別に見ると、北部圏域（石和・春日居）が最も多くなっています（図表７）。

高齢化率を地域別に見ると、南部圏域（八代・境川・芦川）が最も高く 34.4%となり、いずれの年齢区分でも北部圏域、東部圏域（御坂・一宮）をともに上回り、高い割合となっています（図表８）。

■図表7　高齢者人口（日常生活圏域別・５歳階級別）

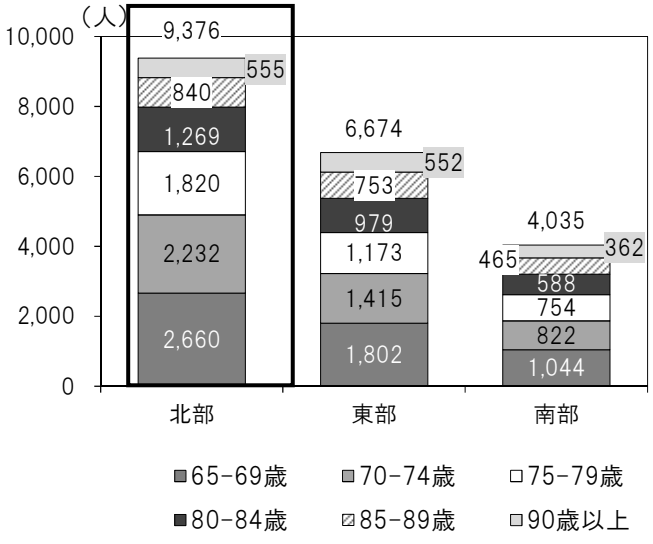

■図表８　圏域別・年齢区分別に見た高齢化率（日常生活圏域別・５歳階級別）

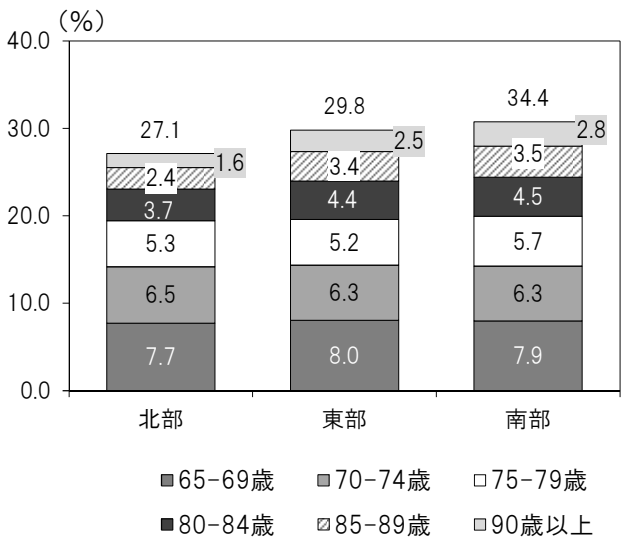

（出典）笛吹市行政区別人口統計表（平成 29 年９月末時点）を基に算出

笛吹市の高齢化率は、全国、山梨県と同様に増加で推移しており、平成 29 年には 28.6%となっています（図表９）。

■図表9 高齢化率の推移（全国・山梨県比較）　（単位：%）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	25.1	26.0	26.7	27.3	27.5
山梨県	25.7	26.6	27.4	28.2	28.8
笛吹市	25.6	26.6	27.4	28.1	28.6

（出典）全国：平成 25～27 年…総務省「国勢調査」または総務省「人口推計」（確定値）（各年 10 月１日現在）
平成 28 年…総務省「人口推計」（国勢調査人口速報集計を基準とする確定値）（10 月１日現在）
平成 29 年…総務省「人口推計」（概算値）（４月１日現在）
山梨県：山梨県「高齢者福祉基礎調査」（４月１日現在）
笛吹市：笛吹市行政区別人口統計表（各年９月末時点）

2．要支援・要介護認定者に関する状況

（1）認定者数・認定率の推移

笛吹市の要支援・要介護認定者数は、平成 21 年以降一貫して増加し、平成 29 年は 3,238 人となっています。要介護度別に見ると、平成 27 年から平成 29 年では、要介護２から４が増加している一方、要支援１と要介護１は減少しています。

笛吹市の第１号被保険者の要支援・要介護認定率は増加傾向にあり、平成 27 年以降は 16%台前半で推移していますが、平成 29 年７月時点では 15.8%に減少しています（図表 10）。

■図表10 要介護（要支援）認定者数、第１号被保険者の認定率の推移（笛吹市）

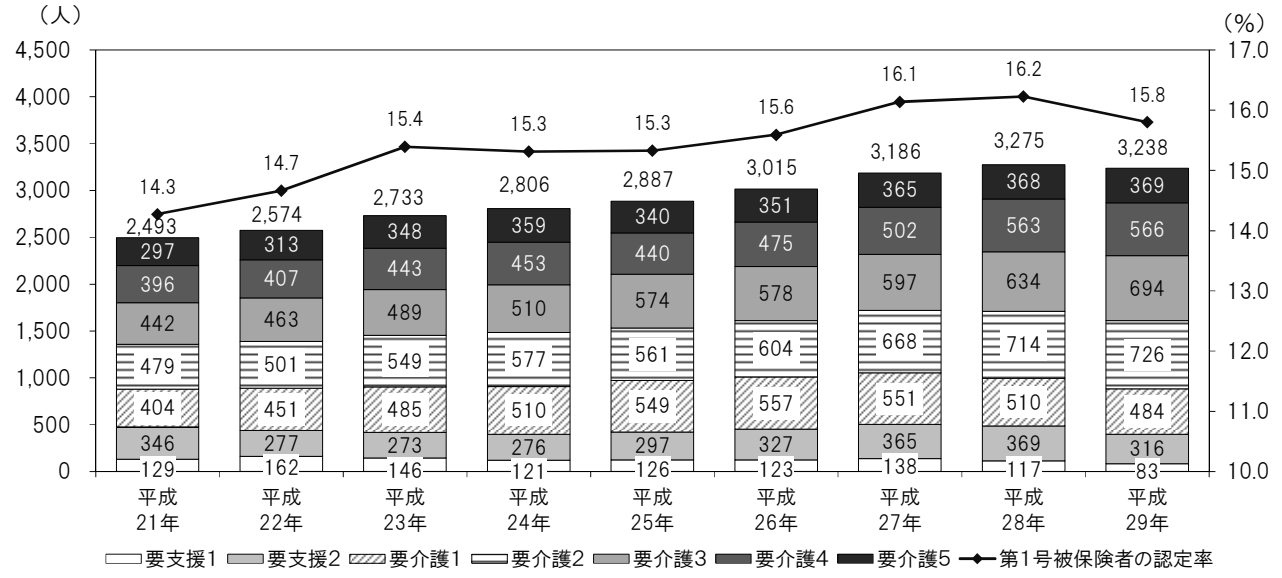

（出典）平成 21 年から平成 28 年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年９月末時点）
平成 29 年：「介護保険事業状況報告（７月月報）」（７月末時点）

（２）調整済み要介護認定率の比較

笛吹市の調整済み要支援・要介護認定率[3]を全国、山梨県、近隣市及び人口規模が同程度の市と比較すると、全国が 18.0%で最も高く、次いで甲府市と福岡県行橋市の 17.0%となっています。山梨県は、全国と比べて調整済み認定率が低い状況にあり、笛吹市では 15.0%となっています。

また、調整済み認定率を要介護度別に見ると、要支援 1、２の認定率が高いほど全体の認定率が高くなる傾向が見られます（図表 11）。

■図表11 介護度別に見た調整済み要支援・要介護認定率の比較（平成 28 年）

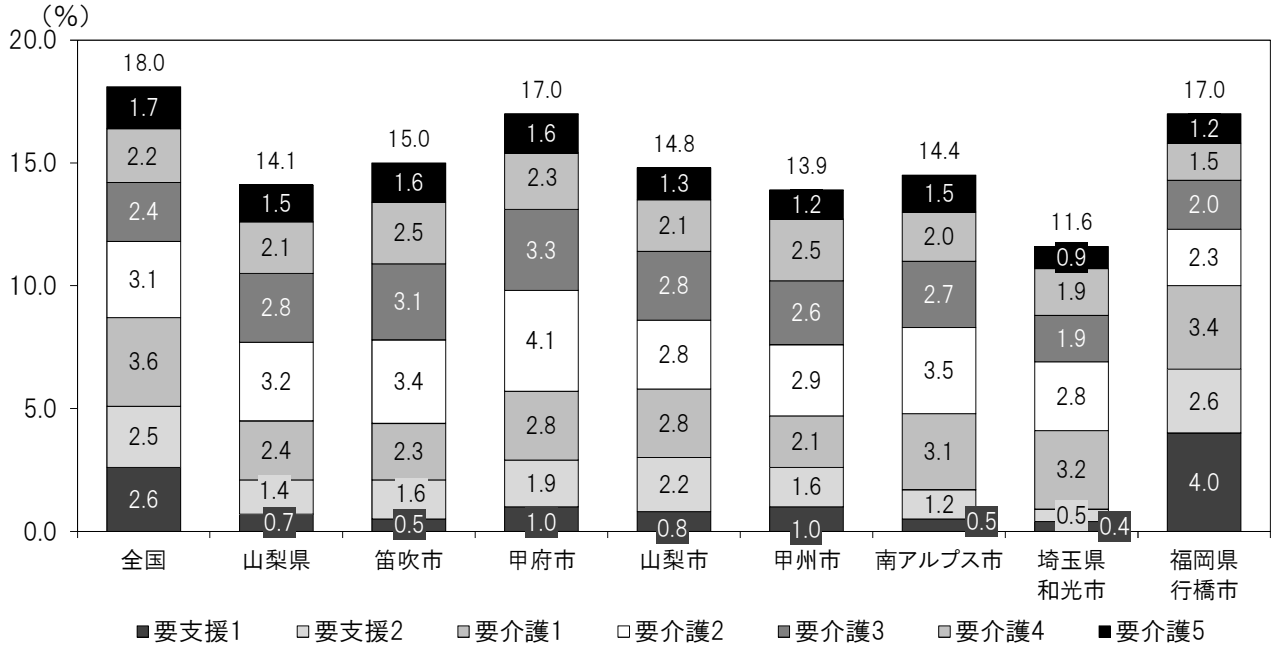

（出典）「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

[3] 調整済み要介護（要支援）認定率とは、認定率の多少に大きな影響を及ぼす、第１号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率をいう。

3．認知症高齢者に関する状況

笛吹市の認知症高齢者数は増加しており、平成29年には2,394人となっています(図表12)。

■図表12 認知症高齢者数の推移 （単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
笛吹市	1,969	1,993	2,170	2,279	2,394

（出典）高齢者福祉基礎調査（山梨県）（各年4月1日現在）
(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰを除く)

笛吹市の高齢者人口に対する認知症高齢者数（65 歳以上）の割合は 12.0%で、山梨県の11.0%を上回っています。山梨県と比較すると、笛吹市では 65 歳以上 75 歳未満の割合が高く、また、在宅・施設の別を見ると、在宅の割合が高くなっています（図表 13)。

■図表13 認知症高齢者数の割合（山梨県比較）

	65歳以上							
			65歳以上 75歳未満		75歳以上		在宅・施設の別	
							在宅	施設
	人数（人）	高齢者人口に対する割合（%）	人数（人）	高齢者人口に対する割合（%）	人数（人）	高齢者人口に対する割合（%）	人数（人）	人数（人）
山梨県	26,626	11.0	2,050	0.8	24,576	10.2	19,134	7,492
笛吹市	2,394	12.0	230	1.2	2,164	10.9	1,793	601

（出典）平成 29 年度高齢者福祉基礎調査（山梨県）（平成 29 年 4 月 1 日現在）
(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰを除く)

笛吹市の認知症高齢者数については、平成26･27年に日常生活自立度[4]Mが減少したものの、日常生活自立度ⅡからⅣでは、概ね増加傾向にあります（図表 14)。

■図表14 日常生活自立度別の認知症高齢者数（笛吹市）

(日常生活自立度Ⅰを除く) （単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
Ⅱa	274	266	282	301	318
Ⅱb	720	733	794	813	824
Ⅲa	568	590	662	680	696
Ⅲb	104	83	87	120	173
Ⅳ	283	298	324	349	363
M	20	23	21	16	20

（出典）高齢者福祉基礎調査資料

[4] 認知症の症状や行動の状況に基づき、日常生活に及ぼす支障の度合いをランク付けしたもの。

4．在宅の高齢者に関する状況

高齢者夫婦世帯、在宅一人暮らし高齢者、在宅寝たきり高齢者はともに増加を続けており、平成 25 年から 29 年にかけて、高齢者夫婦世帯と在宅寝たきり高齢者は約 1.2 倍、在宅一人暮らし高齢者は約 1.3 倍となっています。特に、75 歳以上の在宅一人暮らし高齢者の増加が顕著です（図表 15）。

■図表15 高齢者夫婦世帯、在宅一人暮らし高齢者数及び在宅寝たきり高齢者数の推移 （単位：人）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
高齢者夫婦世帯		2,468	2,608	2,771	2,900	3,044
在宅一人暮らし高齢者		3,296	3,443	3,885	4,105	4,369
	うち 65～74 歳	1,474	1,642	1,779	1,870	1,931
	うち 75 歳以上	1,822	1,801	2,106	2,235	2,438
在宅寝たきり高齢者		706	754	856	828	875
	うち 65～74 歳	98	101	112	124	117
	うち 75 歳以上	608	653	744	704	758

（出典）高齢者福祉基礎調査（山梨県）（各年４月１日現在）

高齢者人口に占める高齢者夫婦世帯、在宅一人暮らし高齢者及び在宅寝たきり高齢者の割合を見ると、笛吹市では在宅一人暮らし高齢者、在宅寝たきり高齢者の割合がともに山梨県を上回り、高くなっています（図表 16）。

■図表16 高齢者人口に占める高齢者夫婦世帯、在宅一人暮らし高齢者及び在宅寝たきり高齢者の割合

（単位：%）

	高齢者夫婦世帯	在宅一人暮らし高齢者	在宅寝たきり高齢者
山梨県	11.3	21.0	3.3
笛吹市	10.5	21.8	4.4

（出典）平成 29 年度高齢者福祉基礎調査（山梨県）（平成 29 年４月１日現在）

5．就労の状況

山梨県シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査によると、60 歳以上で現在仕事をしている人は 53.6%となっており、男女別に見ると、男性は 59.4%、女性は 48.3%が働いている状況です。

また、仕事をしたい理由で最も多かったのは、「生活費のため」で 60.1%、次いで「健康のため」が 41.9%、「生きがいのため」が 40.2%、「人とのつながりのため」が 37.1%となっています。

（出典）山梨県シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査報告書（平成 29 年８月）

6．介護費用額・保険料額の状況

（1）介護費用額の状況

笛吹市の年間介護費用額は、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスともに増加傾向にあり、平成 21 年度から 28 年度にかけて、施設サービスは約 1.2 倍、居住系サービスは約 1.5 倍、在宅サービスは約 1.5 倍となっています（図表 17）。

■図表17 サービス種別年間介護費用額の推移（笛吹市）

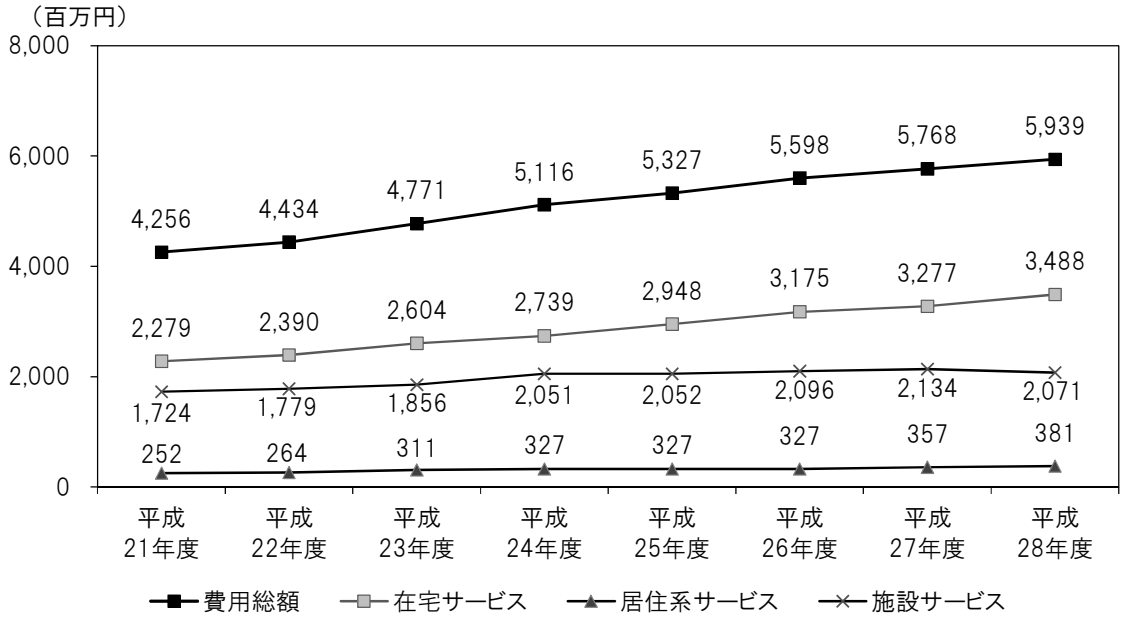

※平成 28 年度は平成 29 年 2 月サービス提供分までで算出

（出典）平成 21 年度から平成 27 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成 28 年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の 12 か月累計

サービス種別年間介護費用額の構成比を見ると、笛吹市は山梨県と同様の構成となっており、全国と比べて在宅サービスの割合が高く、居住系サービスの割合が低くなっています（図表 18）。

■図表18 サービス種別年間介護費用額の構成比（平成 28 年度／全国・山梨県・近隣市等比較）

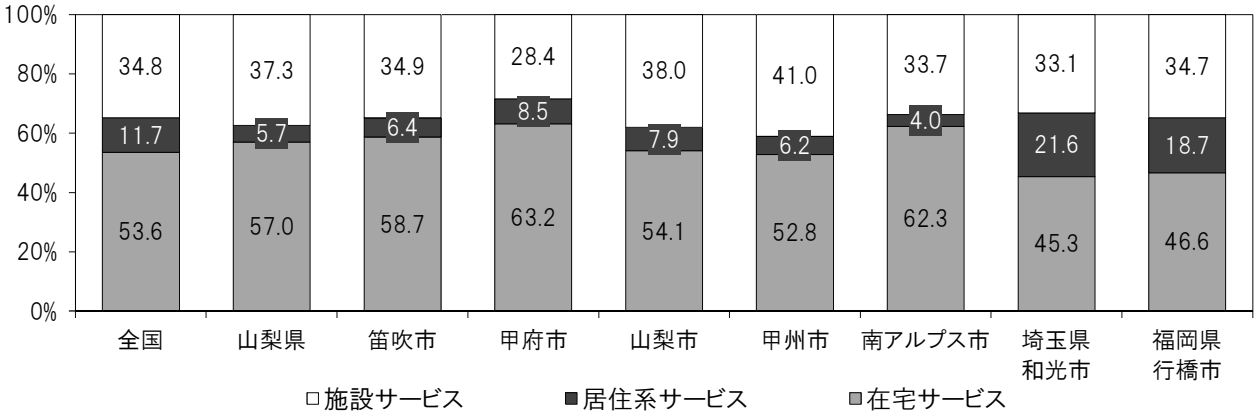

（出典）平成 28 年度累計（平成 29 年 2 月サービス提供分まで）のサービス別年間介護費用額を、合計費用額で除算して算出したサービス別の費用割合

（2）サービス系列別に見た第１号被保険者１人あたり給付月額

平成 29 年７月の笛吹市の第１号被保険者１人あたり給付月額は、23,329 円で、全国及び山梨県を上回っています。サービス系列別に見ると、笛吹市は全国と比べて、通所系が 7,336 円、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が 5,074 円、短期入所が 2,395 円と高く、訪問系が 1,975 円と低くなっています（図表 19）。

■図表19 第１号被保険者１人あたり給付月額の推移（全国・山梨県・近隣市等比較）

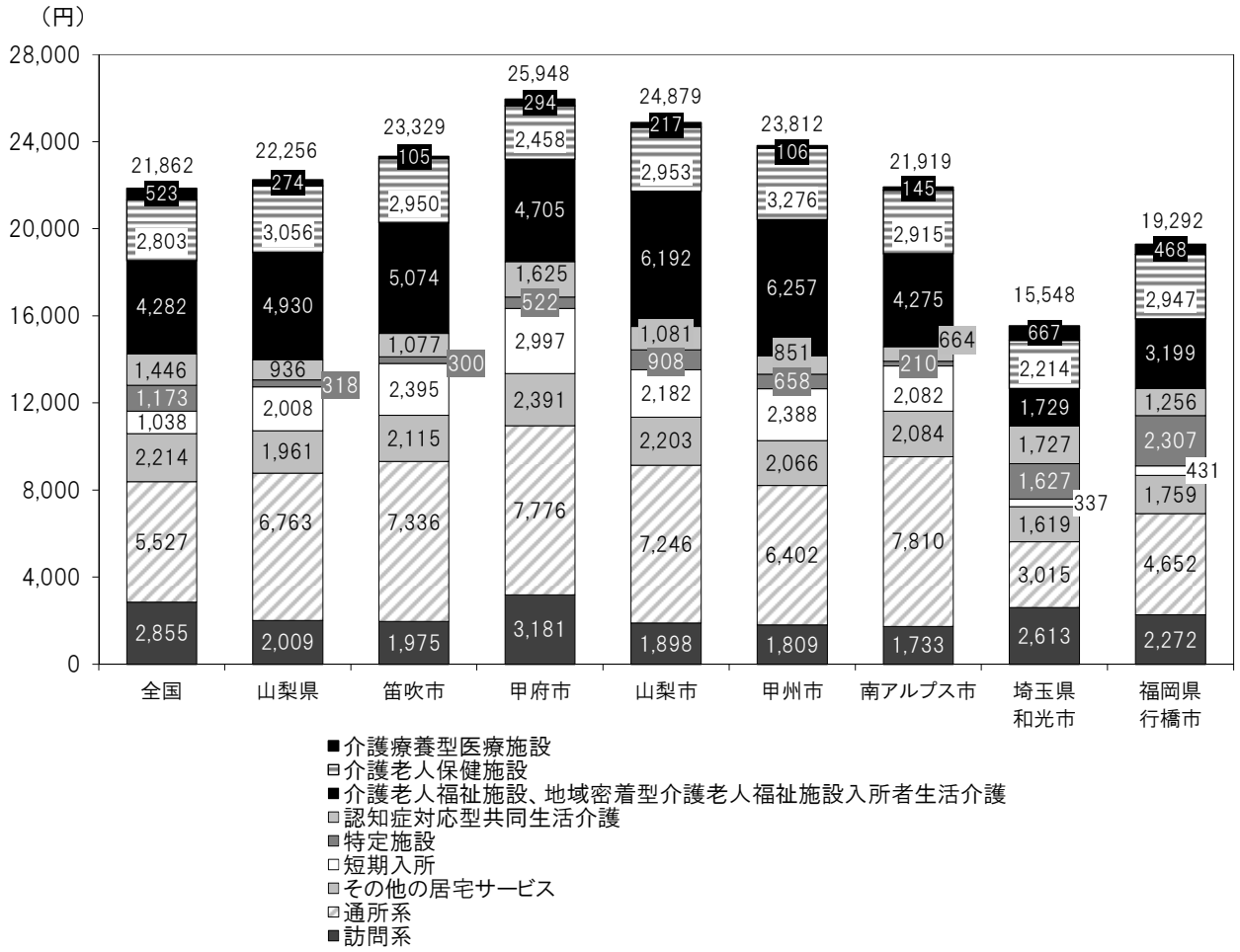

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（平成 29 年７月）

各サービス系列は、以下の９つのサービス系列を意味します。

- 訪問系…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
- 通所系…通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
- その他の居宅サービス…居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援（介護予防支援）
- 短期入所…特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

（３）保険料額

笛吹市の必要保険料額は、第５期（平成 24～26 年度）から第６期（平成 27～29 年度）にかけて増加しており、在宅サービスと居住系サービスの増加率が高くなっています（図表 20）。

■図表20　必要保険料額の推移（笛吹市）

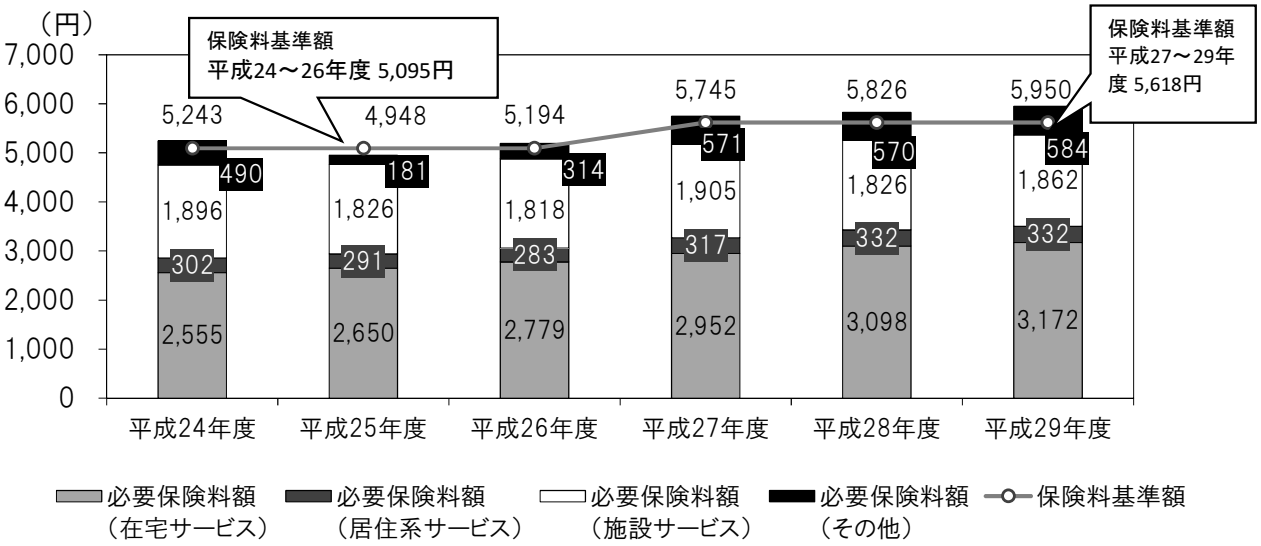

（出典）【必要保険料額】平成 24 年度から平成 27 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成 28 年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の 12 か月累計及び介護保険事業計画に係る保険者からの報告値（平成 29 年２月サービス提供分まで）、平成 29 年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計及び介護保険事業計画に係る保険者からの報告値（平成 29 年７月サービス提供分まで）
【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

平成 29 年７月の笛吹市の第１号保険料月額は 5,618 円で、甲府市に次いで高く、南アルプス市と同水準となっています。また、必要保険料月額は 5,950 円となり、第１号保険料月額を上回り、全国、山梨県及び近隣市等と比較して高い状況です（図表 21）。

■図表21　第１号保険料月額と必要保険料月額の比較（平成 29 年度）（全国・山梨県・近隣市等比較）

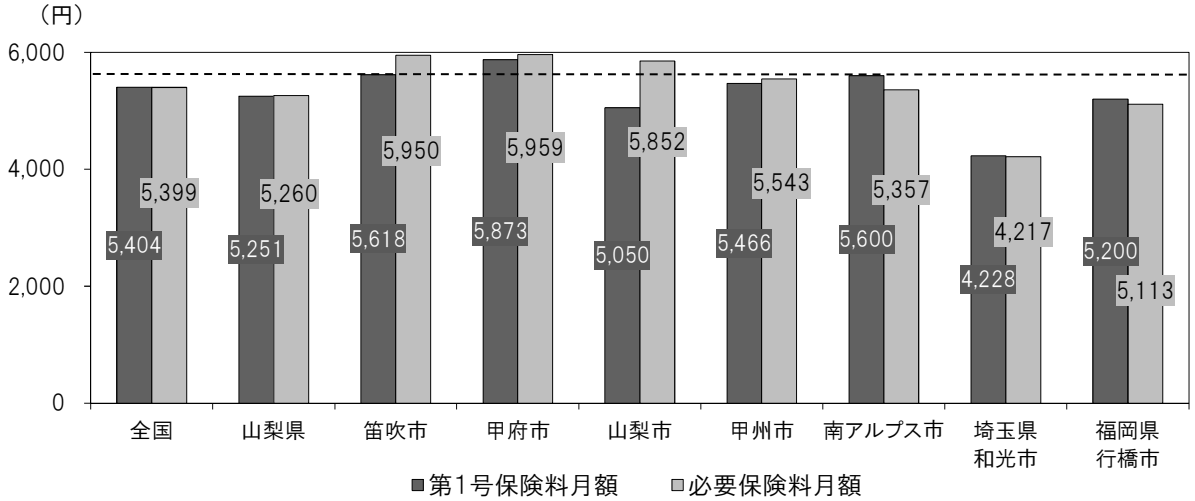

※全国・山梨県は保険料平均値

（出典）厚生労働省「介護保険事業報告」月報及び介護保険事業計画報告値
（平成 29 年７月サービス提供分までの数値を用いて、平成 29 年度の指標値を算出）

第３章　アンケート調査からみる状況

（１）アンケート調査の概要

「笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」（2018 年度～2020 年度）を策定するにあたり、高齢者が必要とする支援の内容や生活状況の実態等を把握し、地域の高齢者等の課題の明確化と意見の把握を目的に、調査を実施しました。

●調査時期

平成 29 年２月

●調査方法

調査の種類	調査対象者	対象者の抽出	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	無作為抽出	郵送発送・回収
在宅介護実態調査	主に在宅で要介護認定を受けている者	無作為抽出	郵送発送・回収

●調査数及び回収率

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,500 件	1,714 件	68.6%
在宅介護実態調査	999 件	629 件	63.0%

（２）アンケート調査結果の分析

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）」は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにおいて、平成 25 年度に実施した第６期日常生活圏域ニーズ調査と併せて分析し、高齢者の現状や意向、高齢者の家族の状況などを明らかにし、必要なサービスや取組みを考察しています。

また、「在宅介護実態調査」は、要介護認定業務分析データと併せてクロス集計を行い、在宅での介護に向けた考察を行いました。

１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（１）高齢者の介護に関する状況

●介護が必要な高齢者の状況

65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者を対象に行ったニーズ調査によると、介護が必要な高齢者の割合は、笛吹市全体では高齢者の 2.7%となり、その約７割を後期高齢者（75 歳以上）が占めています。日常生活圏域別に見ると、南部圏域が 3.7%で最も高くなっています（図表 22）。

介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合は、笛吹市全体では高齢者の 7.5%となり、その約８割を後期高齢者（75 歳以上）が占めています。日常生活圏域別に見ると、北部圏域が 8.1%で最も高くなっています（図表 23）。

■図表22 介護が必要な高齢者の割合（日常生活圏域別）

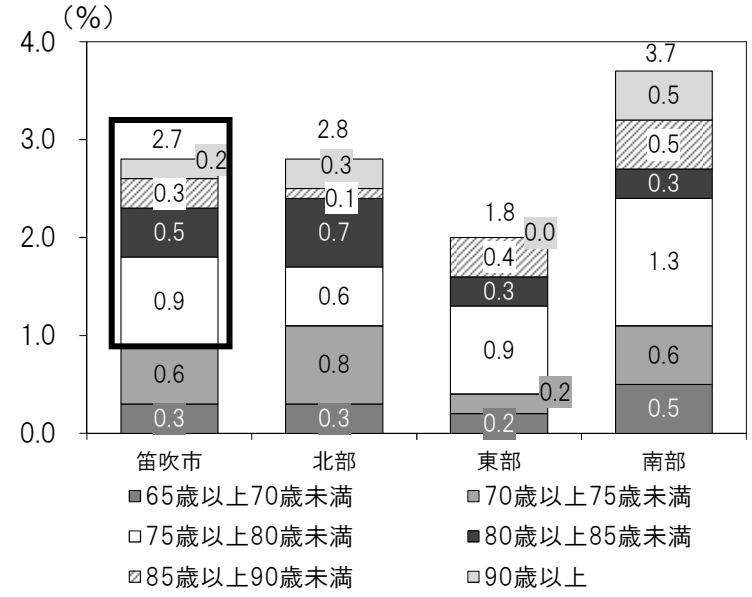

■図表23 介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合（日常生活圏域別）

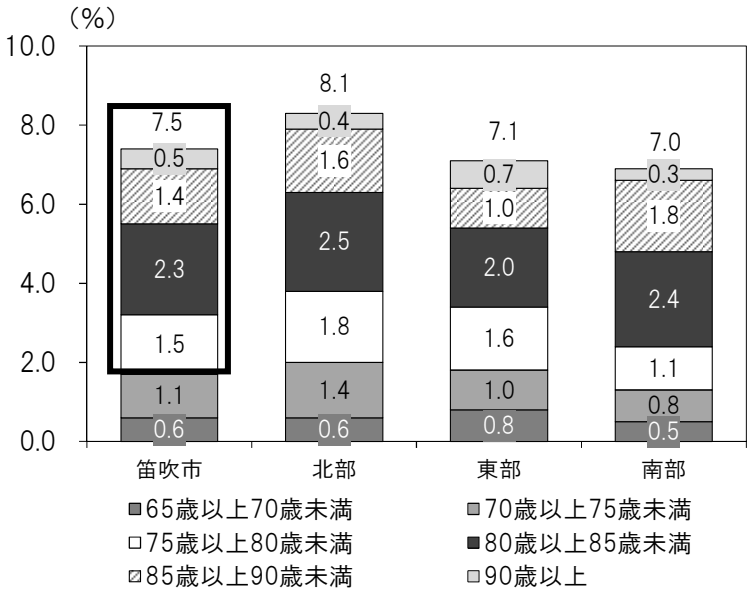

●介護・介助の必要状況

普段の生活での介護・介助の必要性については、86.7%が「介護･介助は必要ない」と回答しています。年齢別でみると、74 歳以下では「介護・介助は必要ない」が９割以上となっており、高齢になるほど「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が高くなっています（図表 24）。

■図表24 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要か（単数回答）

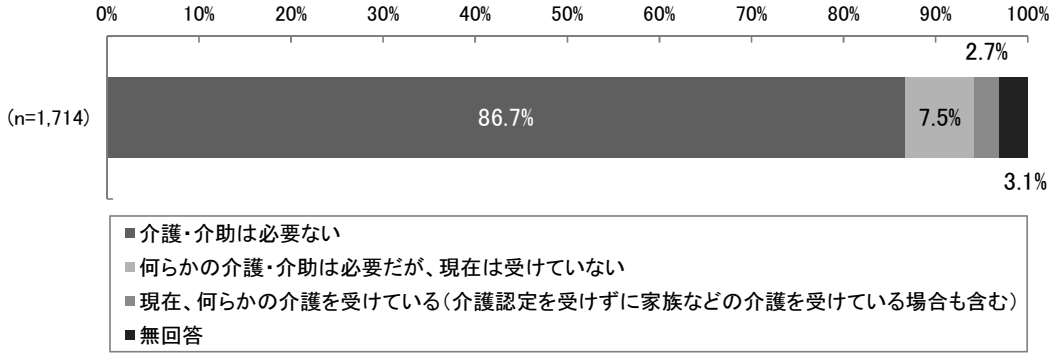

		サンプル数（ｎ）	介護・介助は必要ない	何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	現在、何らかの介護（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）	無回答
総数		1,714 100.0%	1,486 86.7%	129 7.5%	46 2.7%	53 3.1%
性別	男性	766 100.0%	681 88.9%	47 6.1%	15 2.0%	23 3.0%
性別	女性	948 100.0%	805 84.9%	82 8.6%	31 3.3%	30 3.2%
年齢別	65～69歳	547 100.0%	525 96.0%	11 2.0%	5 0.9%	6 1.1%
年齢別	70～74歳	438 100.0%	399 91.1%	19 4.3%	9 2.1%	11 2.5%
年齢別	75～79歳	362 100.0%	309 85.4%	27 7.5%	15 4.1%	11 3.0%
年齢別	80～84歳	236 100.0%	171 72.5%	39 16.5%	8 3.4%	18 7.6%
年齢別	85歳以上	131 100.0%	82 62.6%	33 25.2%	9 6.9%	7 5.3%

●誰の介護・介助を受けているか

主に誰の介護・介助を受けているかについては、「配偶者（夫・妻）」、「息子」、「娘」の順に高くなっており、平成 25 年度と比較すると、「配偶者」が減少し、「息子」、「娘」が 10 ポイント以上増加しています（図表 25）。

■図表25 主にどなたの介護、介助を受けているか（複数回答）

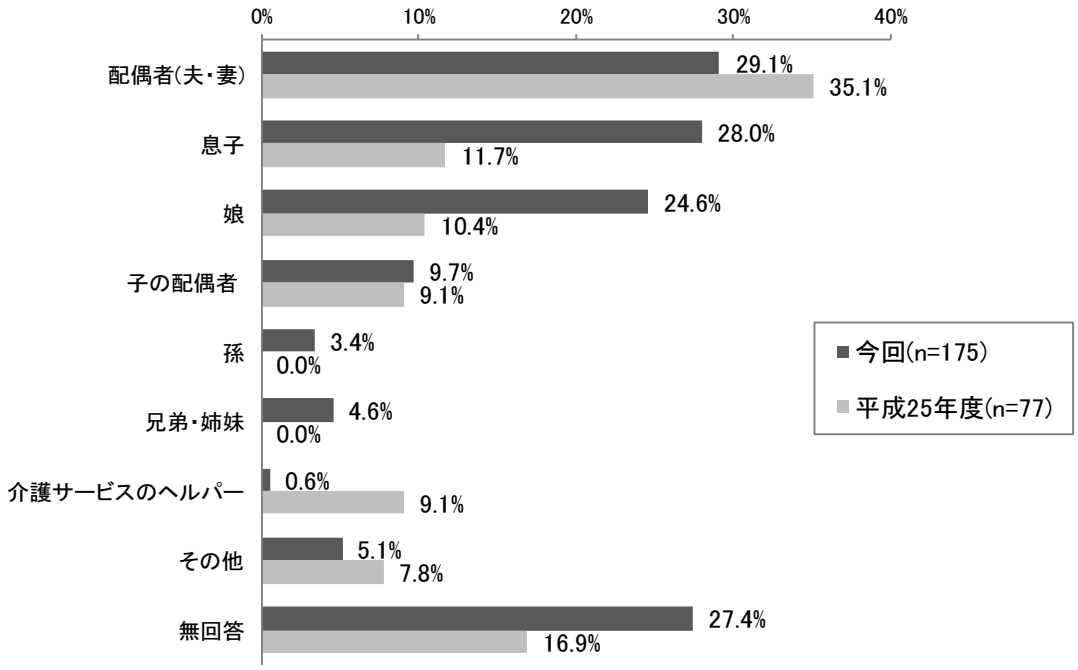

性別でみると、男性では「配偶者（夫・妻）」、女性では「息子」が最も高くなっています。

年齢別でみると、79 歳以下では「配偶者（夫・妻）」、80 歳以上では「息子」と「娘」が高くなっています。79 歳までは高齢者同士の老老介護、80 歳を過ぎると自身の子どもによる介護が高くなっています。

		サンプル数（n）	配偶者（夫・妻）	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	介護サービスのヘルパー	その他	無回答
総数		175	51	49	43	17	6	8	1	9	48
		–	29.1%	28.0%	24.6%	9.7%	3.4%	4.6%	0.6%	5.1%	27.4%
性別	男性	62	31	9	11	3	1	1	0	2	21
		–	50.0%	14.5%	17.7%	4.8%	1.6%	1.6%	0.0%	3.2%	33.9%
	女性	113	20	40	32	14	5	7	1	7	27
		–	17.7%	35.4%	28.3%	12.4%	4.4%	6.2%	0.9%	6.2%	23.9%
年齢別	65～69歳	16	5	3	3	0	0	1	0	2	4
		–	31.3%	18.8%	18.8%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	12.5%	25.0%
	70～74歳	28	12	4	3	0	1	2	1	3	8
		–	42.9%	14.3%	10.7%	0.0%	3.6%	7.1%	3.6%	10.7%	28.6%
	75～79歳	42	14	11	11	4	1	0	0	2	10
		–	33.3%	26.2%	26.2%	9.5%	2.4%	0.0%	0.0%	4.8%	23.8%
	80～84歳	47	8	15	12	4	1	5	0	1	17
		–	17.0%	31.9%	25.5%	8.5%	2.1%	10.6%	0.0%	2.1%	36.2%
	85歳以上	42	12	16	14	9	3	0	0	1	9
		–	28.6%	38.1%	33.3%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	2.4%	21.4%

（2）高齢者の身体に関する状況

運動器機能リスク高齢者の割合は、笛吹市全体では 12.0%となっています。

日常生活圏域別に見ると、南部圏域が 13.6%と最も高くなっています。また、いずれの圏域においても、70 歳以上 85 歳未満が７割以上を占めています（図表 26）。

■図表26 運動器機能リスク高齢者の割合（日常生活圏域別）

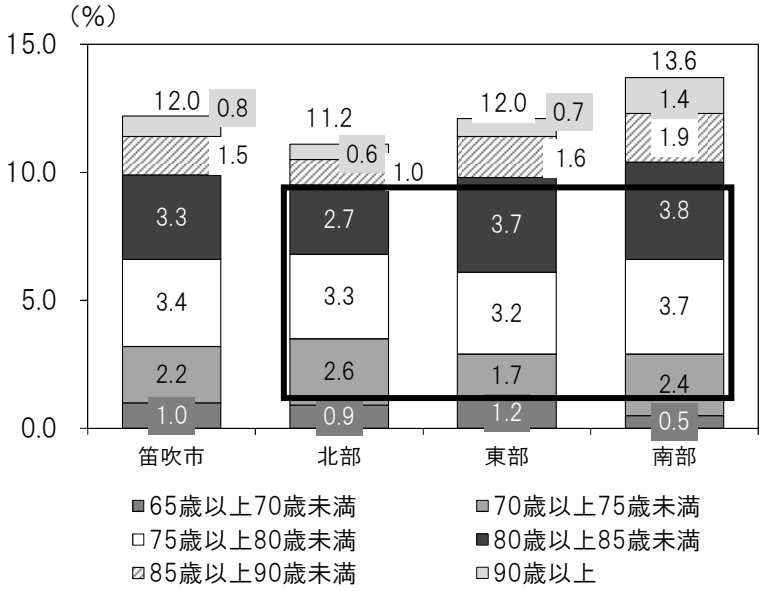

栄養改善リスク高齢者の割合は、笛吹市全体では 9.0%となっています。

日常生活圏域別に見ると、南部圏域が 9.9%と最も高くなっています。北部圏域では、65 歳以上 75 歳未満、南部圏域では 75 歳以上が、それぞれ約６割を占め高くなっています（図表 27）。

■図表27 栄養改善リスク高齢者の割合（日常生活圏域別）

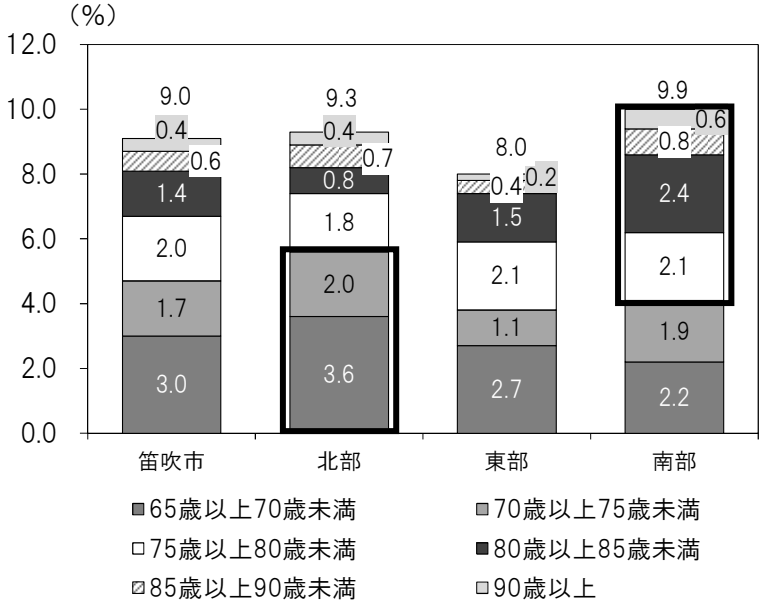

IADL[5]が低い高齢者の割合は、笛吹市全体では 3.6%となっています。

日常生活圏域別に見ると、南部圏域が 5.3%と高くなっており、90 歳以上が他の圏域と比較して高い割合を占めています（図表 28）。

■図表28 IADL が低い高齢者の割合（日常生活圏域別）

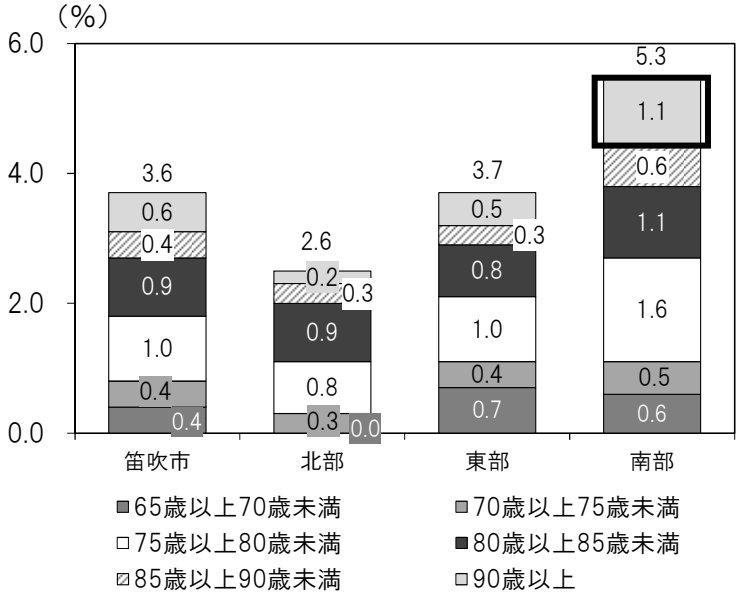

（3）地域での生活に関する状況

●地域づくり活動への参加意向

ボランティア等に参加している高齢者の割合を内容別に見ると、いずれの圏域においても「趣味関係のグループ」が最も高くなっています。

圏域別に見ると、「スポーツ関係のグループやクラブ」では北部圏域が 24.7%、「趣味関係のグループ」では東部圏域が 35.7%、「ボランティアのグループ」では南部圏域が 19.5%と高くなっています（図表 29）。

■図表29 ボランティア等に参加している高齢者の割合（日常生活圏域別）

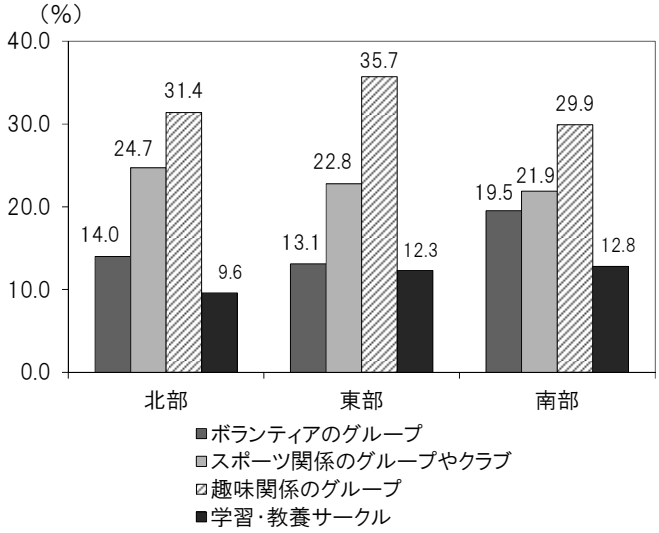

[5] IADL とは、排せつや食事、就寝といった日常生活の基本動作（ADL）に関連した、買い物や料理、掃除、薬の管理、交通機関の利用など幅広い動作のこと。

地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合は、3 圏域とも概ね同様の傾向となっており、「参加者として」が 60%台半ば、「企画・運営（お世話役）として」が 40%超となっています（図表 30）。

■図表30 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（日常生活圏域別）

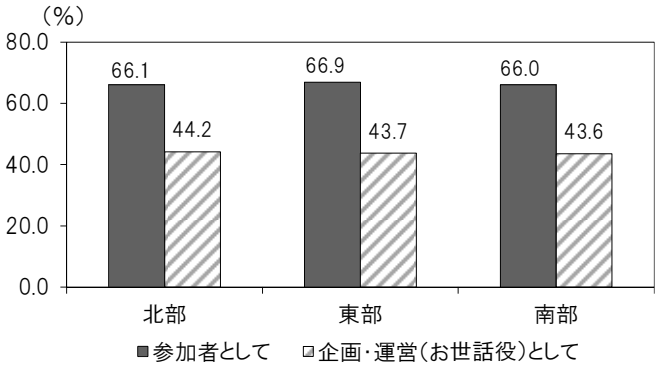

●趣味の有無

趣味があるかについては、「趣味あり」が 70.4%となり、平成 25 年度と比較すると、「趣味あり」が約６ポイント減少しています（図表 31）。

■図表31 趣味はあるか（単数回答）

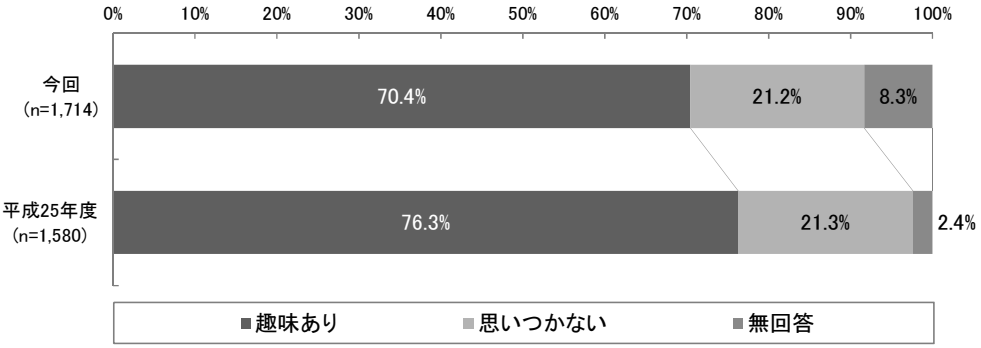

●生きがいの有無

生きがいがあるかについては、「生きがいあり」が 64.3%となり、平成 25 年度と比較すると、「生きがいあり」が大きく減少しています（図表 32）。

■図表32 生きがいはあるか（単数回答）

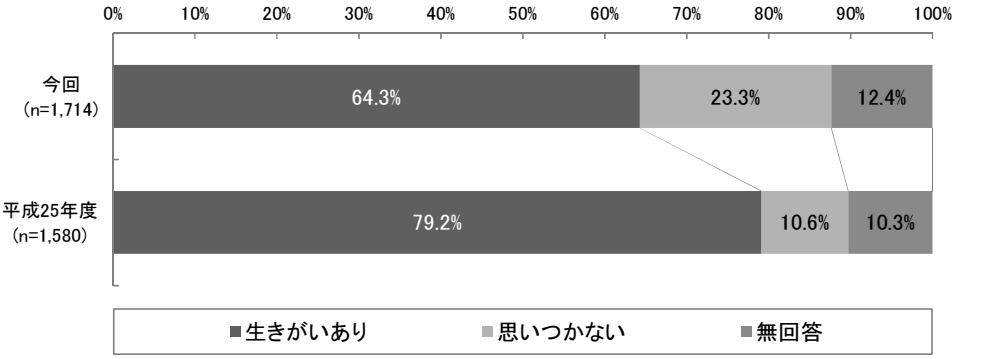

（4）住まいに関する意向

●高齢者の世帯の状況

ニーズ調査によると、在宅一人暮らし高齢者の割合は、笛吹市全体では 12.3%となっています。日常生活圏域別に見ると、北部圏域が 14.4%と高く、東部圏域が 9.1%と低くなっています（図表 33）。

夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）高齢者の割合は、笛吹市全体では 40.1%となっています（図表 34）。

■図表33 在宅一人暮らし高齢者の割合（日常生活圏域別）

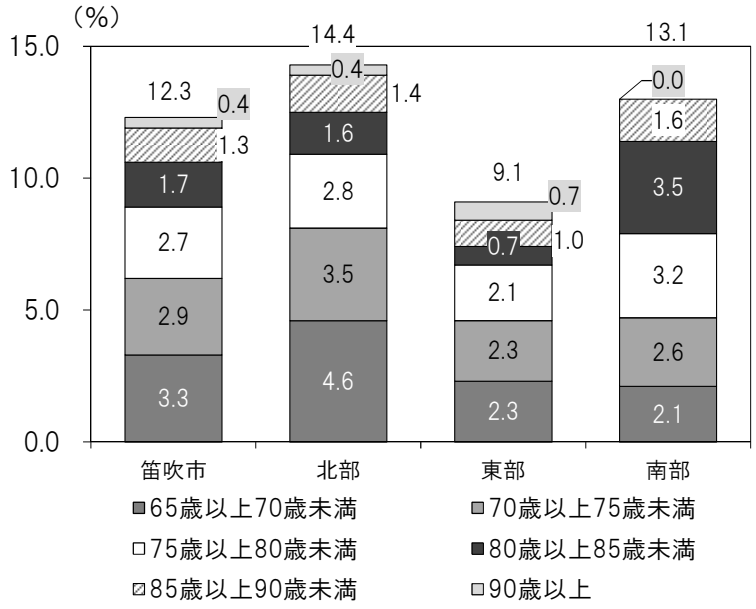

■図表34 夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）高齢者の割合（日常生活圏域別）

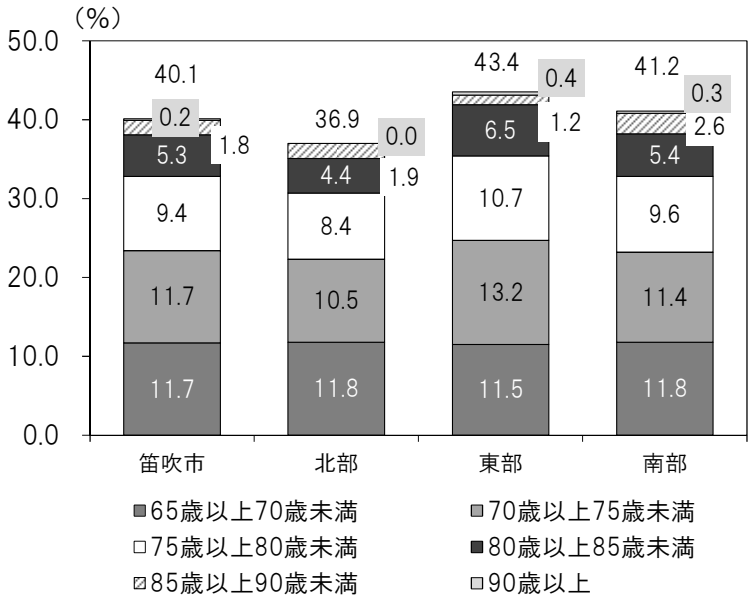

●今後の居住場所の意向

今後、過ごしたい場所については、「現在の住居にずっと住み続けたい」が 75.0%で最も高くなっています。

性別でみると、男性で「現在の住居にずっと住み続けたい」が 79.1%と、女性より約７ポイント高くなっています。また、女性では「高齢者対応の住宅やアパートに移り住みたい」、「有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居したい」が男性よりも高くなっています。

年齢別でみると、85 歳以上で「現在の住居にずっと住み続けたい」が 83.2%と最も高くなっています（図表 35）。

■図表35 今後、あなたが過ごしたい場所（介護が必要になった場合も含む）（単数回答）

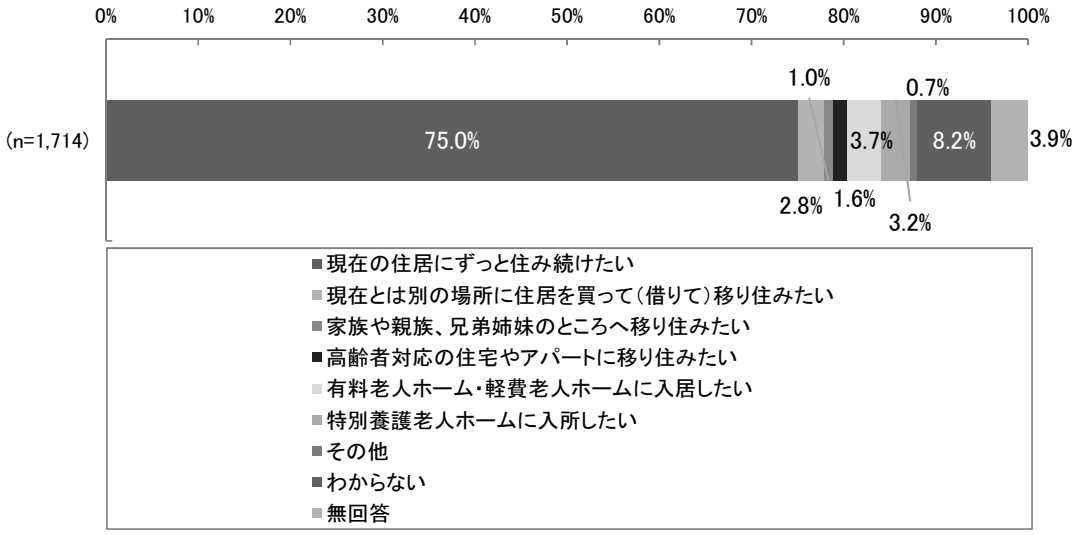

		サンプル数（ｎ）	現在の住居にずっと住み続けたい	現在とは別の場所に住居を買って（借りて）移り住みたい	家族や親族、兄弟姉妹のところへ移り住みたい	高齢者対応の住宅やアパートに移り住みたい	有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居したい	特別養護老人ホームに入所したい	その他	わからない	無回答
総数		1,714	1,286	48	17	27	63	54	12	140	67
		100.0%	75.0%	2.8%	1.0%	1.6%	3.7%	3.2%	0.7%	8.2%	3.9%
性別	男性	766	606	30	3	4	16	18	4	49	36
		100.0%	79.1%	3.9%	0.4%	0.5%	2.1%	2.3%	0.5%	6.4%	4.7%
	女性	948	680	18	14	23	47	36	8	91	31
		100.0%	71.7%	1.9%	1.5%	2.4%	5.0%	3.8%	0.8%	9.6%	3.3%
年齢別	65～69歳	547	392	21	6	17	24	22	2	50	13
		100.0%	71.7%	3.8%	1.1%	3.1%	4.4%	4.0%	0.4%	9.1%	2.4%
	70～74歳	438	321	17	3	6	18	13	5	37	18
		100.0%	73.3%	3.9%	0.7%	1.4%	4.1%	3.0%	1.1%	8.4%	4.1%
	75～79歳	362	282	8	2	3	11	11	3	27	15
		100.0%	77.9%	2.2%	0.6%	0.8%	3.0%	3.0%	0.8%	7.5%	4.1%
	80～84歳	236	182	2	5	1	8	5	2	19	12
		100.0%	77.1%	0.8%	2.1%	0.4%	3.4%	2.1%	0.8%	8.1%	5.1%
	85歳以上	131	109	0	1	0	2	3	0	7	9
		100.0%	83.2%	0.0%	0.8%	0.0%	1.5%	2.3%	0.0%	5.3%	6.9%

●終末期を迎える場所の意向

人生の最期を迎えるときに過ごしたい場所については、「自宅で過ごしたい」が 39.1%で最も高く、「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」と合わせると、77.8%が自宅で終末期を迎えたいと考えています。

性別でみると、男性では「自宅で過ごしたい」、女性では「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」が最も高くなっています。

年齢別でみると、85 歳以上で「自宅で過ごしたい」が 51.1%と最も高くなっており、高齢になるほど在宅医療の意向が高くなっています（図表 36）。

■図表36 人生の最期を迎えるときは、どこで過ごしたいか（単数回答）

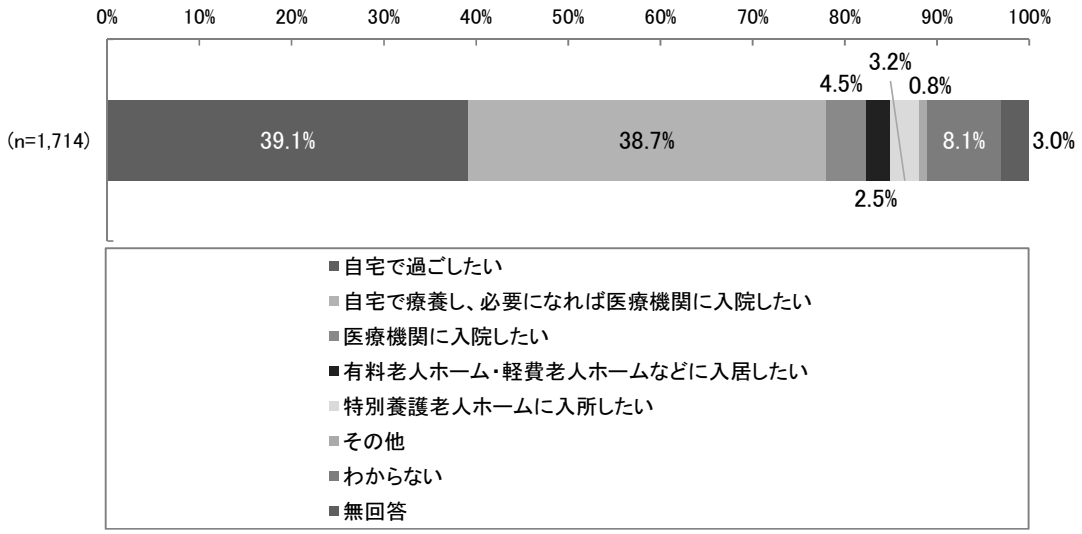

		サンプル数（n）	自宅で過ごしたい	自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい	医療機関に入院したい	有料老人ホーム・軽費老人ホームなどに入居したい	特別養護老人ホームに入所したい	その他	わからない	無回答
総数		1,714	671	664	77	43	55	14	138	52
		100.0%	39.1%	38.7%	4.5%	2.5%	3.2%	0.8%	8.1%	3.0%
性別	男性	766	347	279	21	18	20	6	49	26
		100.0%	45.3%	36.4%	2.7%	2.3%	2.6%	0.8%	6.4%	3.4%
	女性	948	324	385	56	25	35	8	89	26
		100.0%	34.2%	40.6%	5.9%	2.6%	3.7%	0.8%	9.4%	2.7%
年齢別	65～69歳	547	205	204	22	16	20	7	63	10
		100.0%	37.5%	37.3%	4.0%	2.9%	3.7%	1.3%	11.5%	1.8%
	70～74歳	438	166	177	22	16	10	3	31	13
		100.0%	37.9%	40.4%	5.0%	3.7%	2.3%	0.7%	7.1%	3.0%
	75～79歳	362	138	152	15	7	14	1	25	10
		100.0%	38.1%	42.0%	4.1%	1.9%	3.9%	0.3%	6.9%	2.8%
	80～84歳	236	95	86	12	4	8	3	15	13
		100.0%	40.3%	36.4%	5.1%	1.7%	3.4%	1.3%	6.4%	5.5%
	85歳以上	131	67	45	6	0	3	0	4	6
		100.0%	51.1%	34.4%	4.6%	0.0%	2.3%	0.0%	3.1%	4.6%

2．在宅介護実態調査

（1）要介護認定者の状況

笛吹市の高齢者の日常生活自立度は、認知症高齢者ではⅡb、障がい高齢者では A2 がそれぞれ最も高くなっています（図表 37、38）。

■図表37 認知症高齢者の日常生活自立度（単数回答）

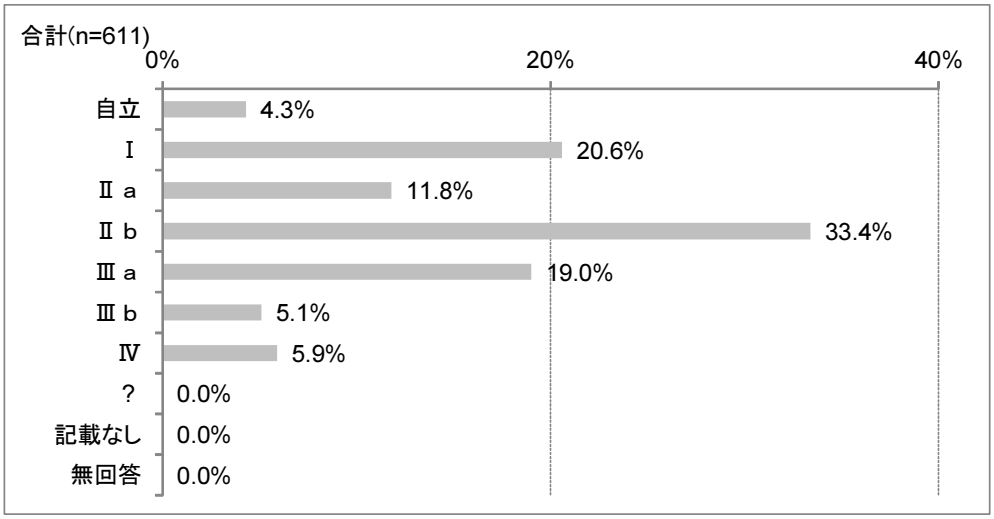

■図表38 障がい高齢者の日常生活自立度（単数回答）

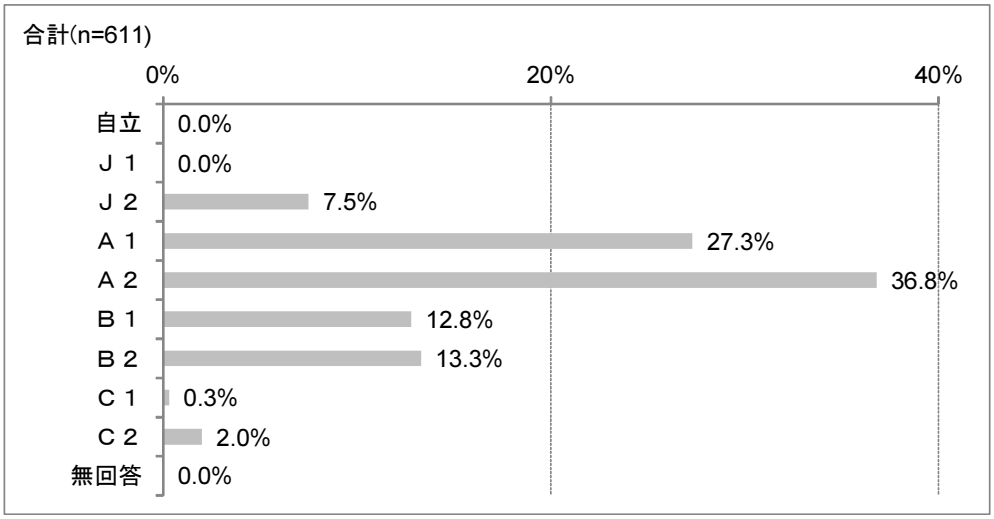

要介護認定者自身の抱えている傷病について、要介護３以上では「認知症」が51.4%と高くなっており、重度化に伴って認知症のリスクが高くなることが考えられます（図表39）。

※以下、要支援１・２については標本数が少ないため分析の対象から除きます。

■図表39 要介護認定者が抱えている傷病（要介護度別）（複数回答）

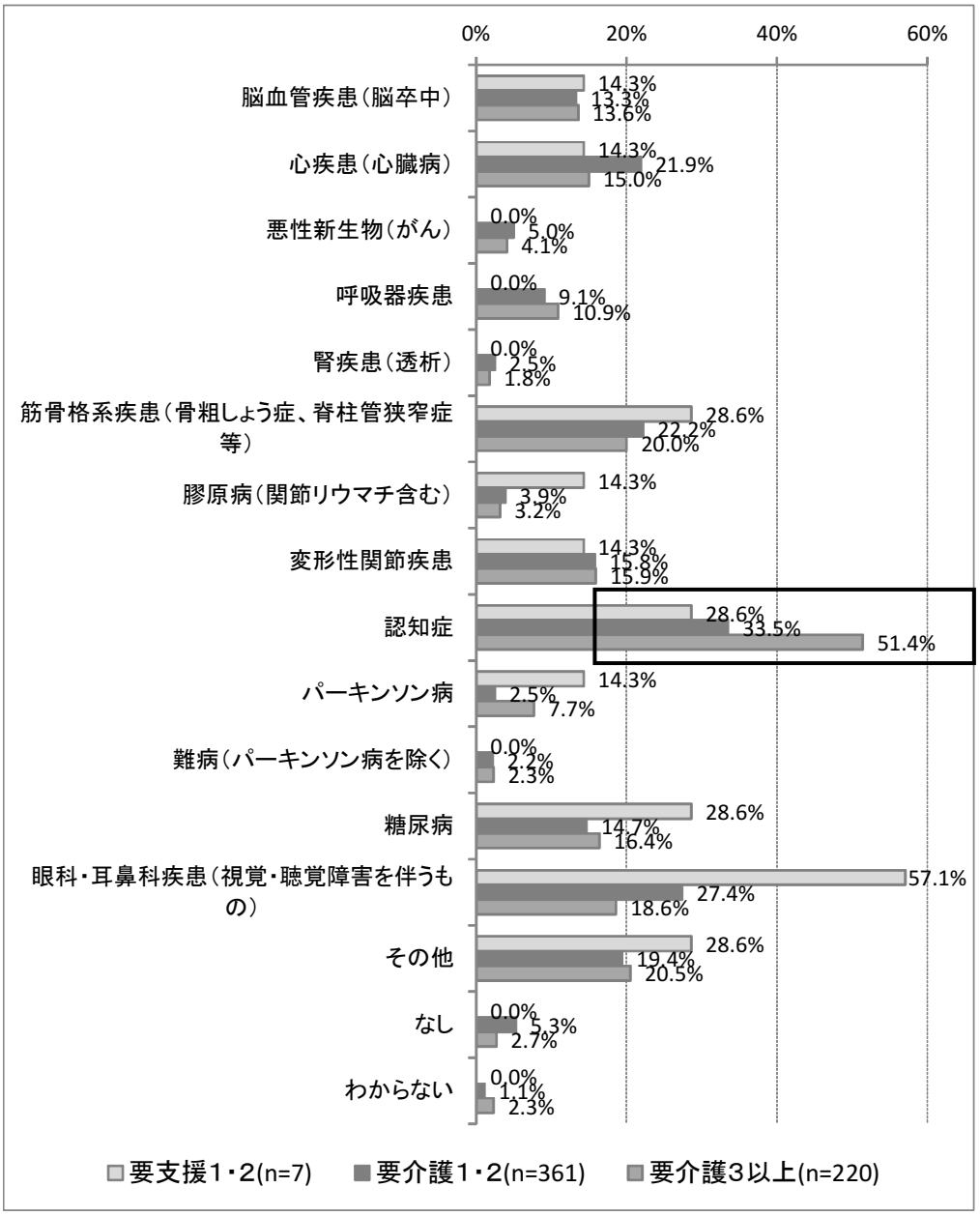

（2）介護者の状況

主な介護者は「子」が 42.8%で最も高く、次いで「配偶者」28.3%、「子の配偶者」21.9%となっています（図表 40）。

性別を見ると、女性が 68.3%となっています（図表 41）。

■図表40 主な介護者の本人との関係（単数回答）

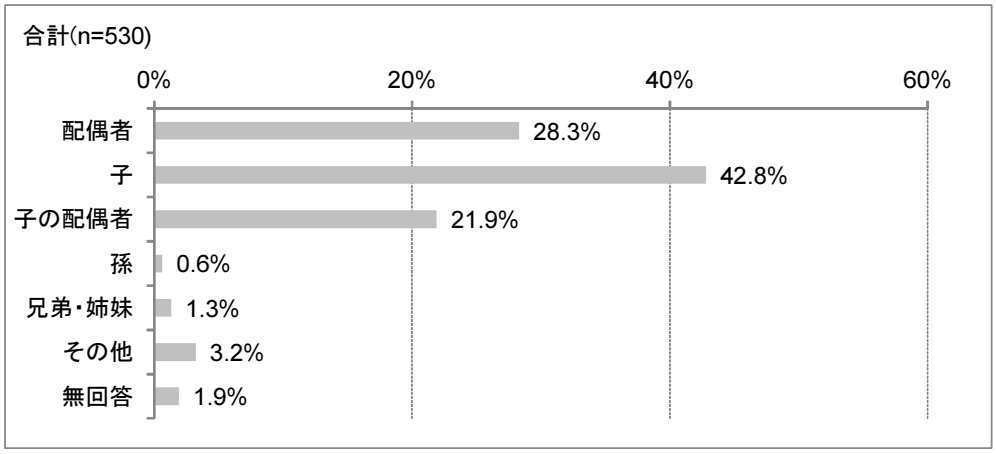

■図表41 主な介護者の性別（単数回答）

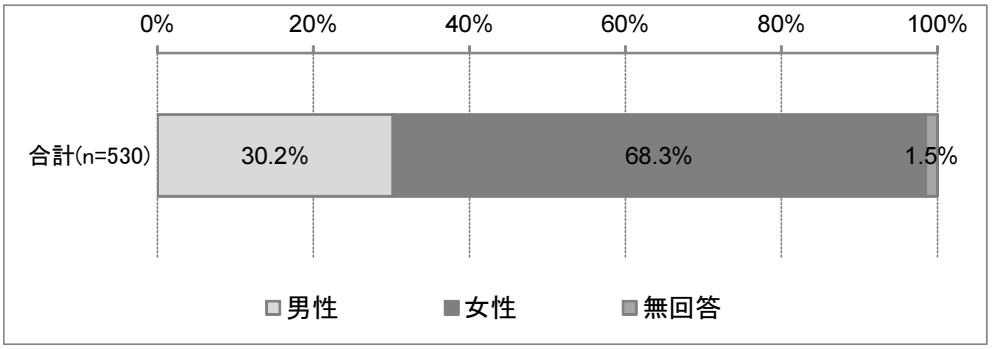

（３）在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」と「夜間の排泄」の割合が高く、要介護度が上がるほど高くなっており、介護者の「認知症状への対応」「夜間の排泄」に係る介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るための重要なポイントになると考えられます（図表 42）。

■図表42 介護者が不安に感じる介護（要介護度別）（複数回答）

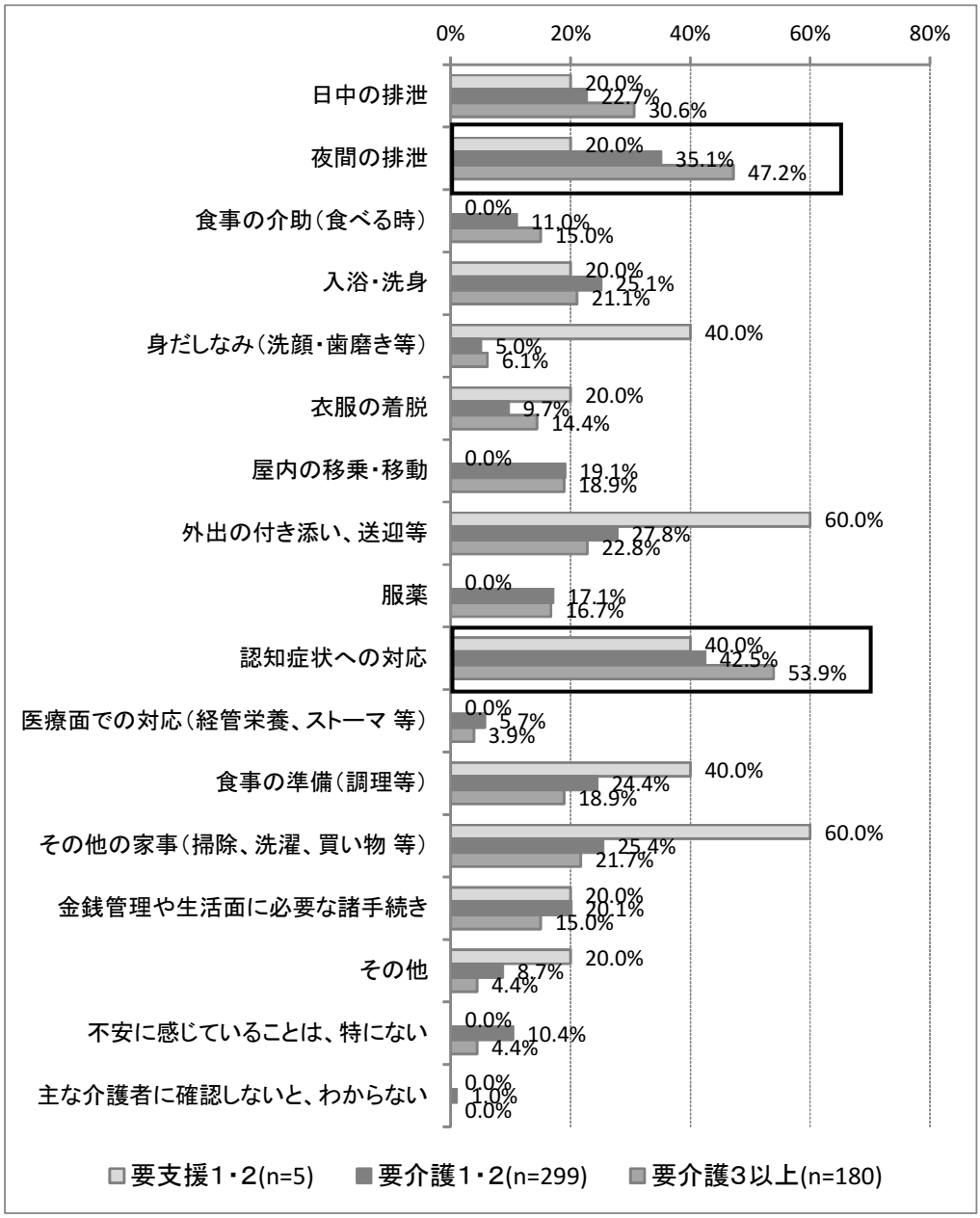

サービス利用の組み合わせ状況については、要支援１・２を除くと、重度化に伴いレスパイト[6]機能を持つ「通所系・短期系のみ」の利用が減少し、「訪問系を含む組み合わせ」でのサービス利用が多くなっています（図表 43）。

■図表43 サービス利用の組み合わせ（要介護度別）（単数回答）

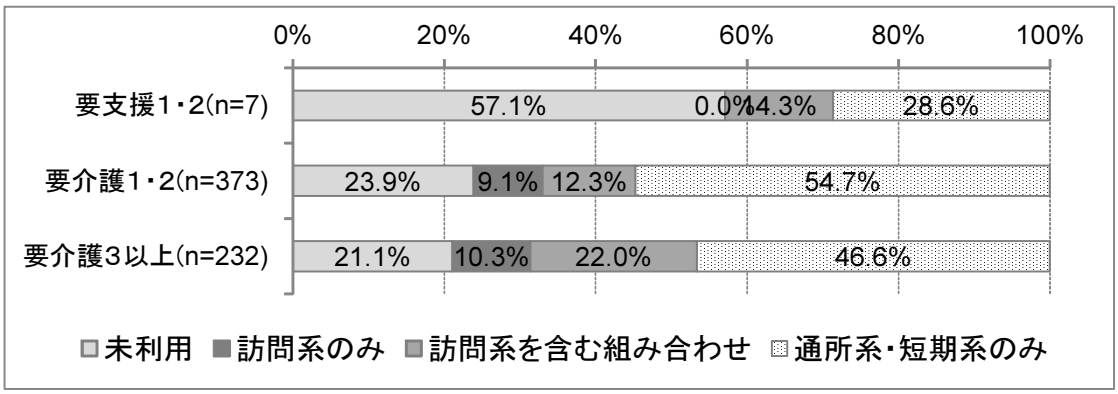

要介護４以上のサービス利用の組み合わせと施設等の利用を検討状況別に見ると、検討中または申請済では、「通所系・短期系のみ」の利用が 50%前後と高く、「訪問系のみ」が低いことから、在宅限界点の向上のためには、「通所系･短期系のみ」でなく、必要に応じて「訪問系」を組み合わせた利用を推進していくことが効果的となるケースもあると考えられます（図表 44）。

したがって、多頻度の訪問系サービスの利用を軸としながら、介護者の負担を軽減するレスパイト機能を持つ通所系・短期系サービスを組み合わせて利用していくことが、在宅限界点の向上に寄与すると考えられます。

このような多頻度の訪問系サービスの提供を実現するためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めていくことが効果的であると考えられます。

■図表44 サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護４以上）（単数回答）

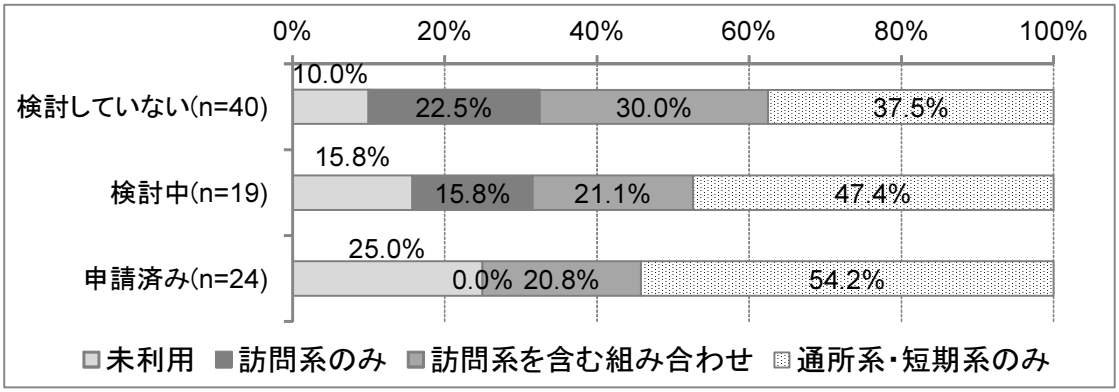

[6] レスパイトとは、「休息」「息抜き」「小休止」という意味を持つ言葉で、レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援を指す。

（4）仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討

介護のための働き方の調整の状況を就労継続見込み別に見ると、「続けていくのは難しい」人では、労働時間の調整を行っている割合が 37.8%と高いことがうかがえます（図表 45）。

■図表45 介護のための働き方の調整（就労継続見込み別：フルタイム勤務＋パートタイム勤務）（単数回答）

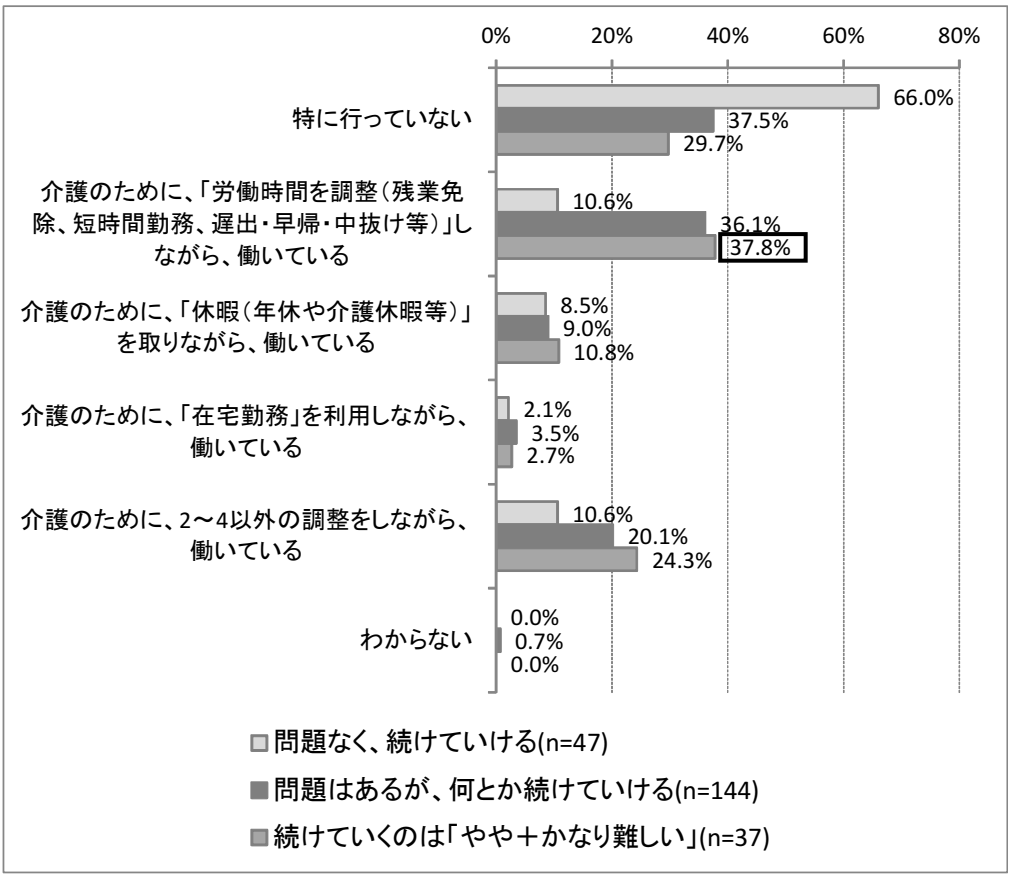

主な介護者が勤め先に求める支援として、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（20.1%）や「制度を利用しやすい職場づくり」（16.8%）、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（16.8%）の割合が高くなっており、職場に在籍しながら介護を行うことができるよう、制度利用の促進と、労働時間における柔軟な対応が求められています（図表 46）。

■図表46 主な介護者が、仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援の内容（複数回答）

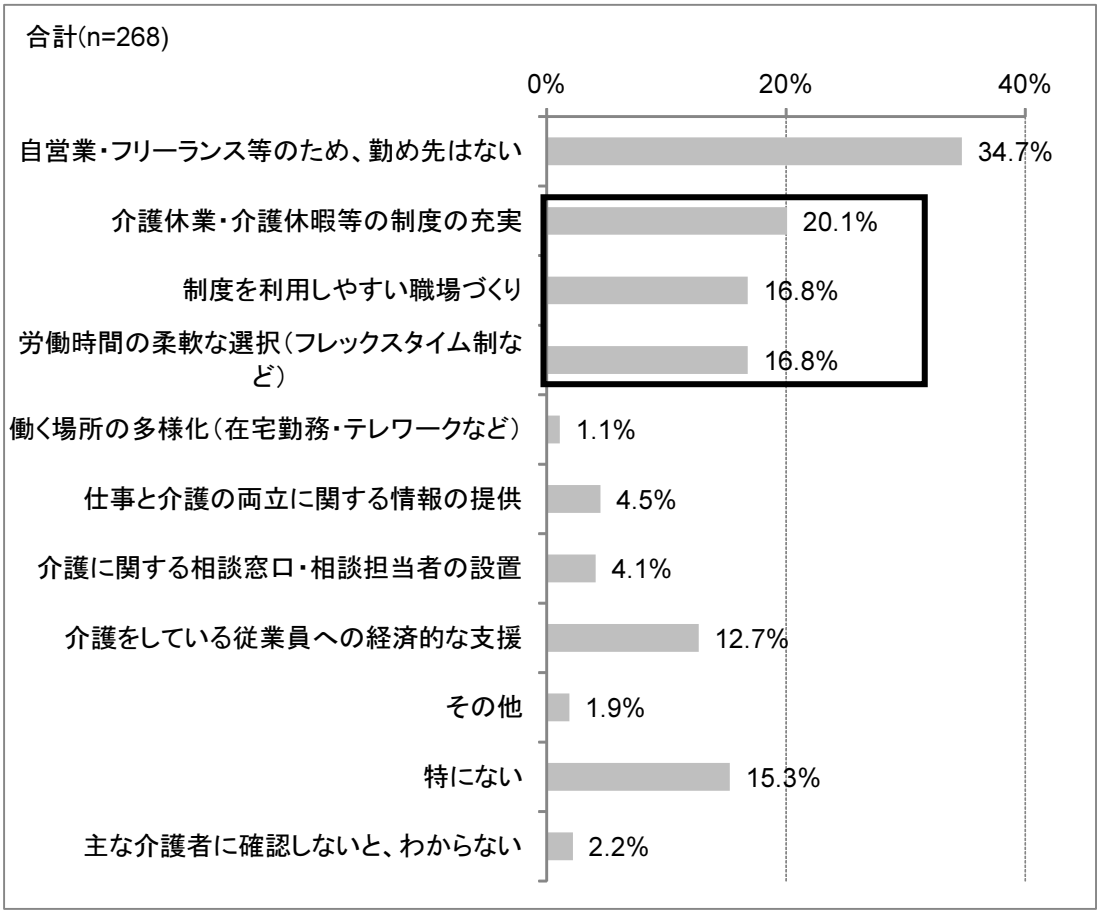

就労の継続見込みの状況について、サービス利用の組み合わせ別に見ると、訪問系の利用がある人では「問題なく、続けていける」の割合が要介護２以上、認知症自立度Ⅱ以上ともに、それぞれ 34.1%、35.1%と高い傾向にあることから、訪問系サービスの利用が介護者の就労継続につながっていると考えられます（図表 47、48）。

■図表47 就労継続見込み（サービス利用の組み合わせ別：要介護２以上、フルタイム勤務＋パートタイム勤務）（単数回答）

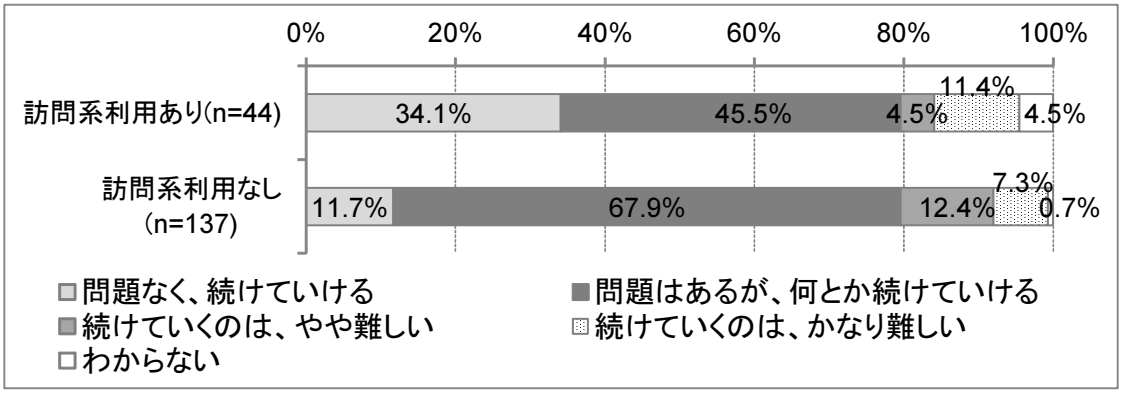

■図表48 就労継続見込み（サービス利用の組み合わせ別：認知症自立度Ⅱ以上、フルタイム勤務＋パートタイム勤務）（単数回答）

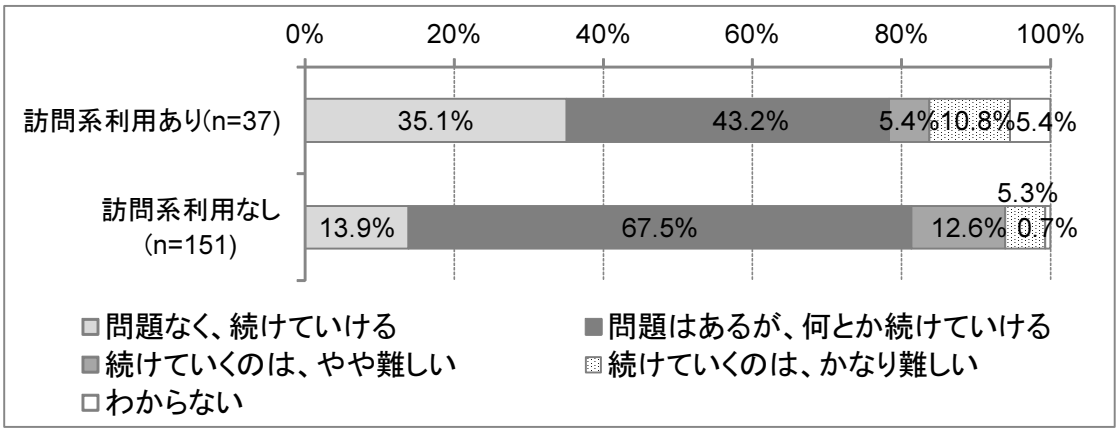

介護者が不安に感じる介護を就労継続見込み別に見ると、「問題はあるが、何とかやっていける」もしくは「続けていくのは難しい」とする人では、「夜間の排泄」「認知症状への対応」「日中の排泄」の割合が高い傾向が見られます。この点が、今後在宅生活を継続しながらの就労継続の可否を判断するポイントとなる可能性があります。

また、就業を「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層こそが、介護サービスや職場の働き方調整を通じて支援すべき主な対象と考えられ、この層が不安に感じる介護の内容を見ると、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「日中の排泄」「入浴・洗身」「食事の準備」などの割合が高くなっています（図表 49）。

仕事と介護の両立を継続するためには、介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ、小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスを活用することが有効だと考えられます。

■図表49 介護者が不安に感じる介護（就労継続見込み別：フルタイム勤務＋パートタイム勤務）（複数回答）

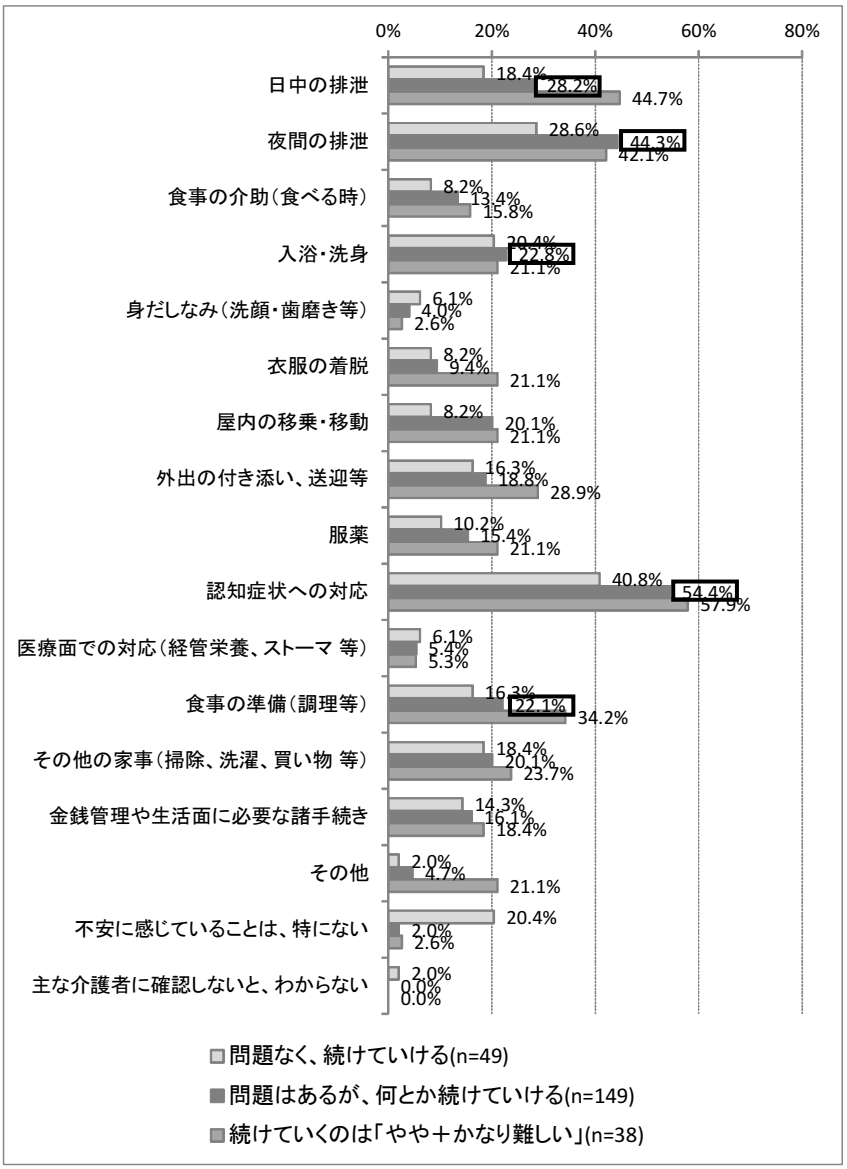

（５）保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

保険外の支援・サービスの利用状況を要介護度別に見ると、「買い物」と「移送サービス」等の他では、重度化に伴って利用が減少している傾向があります（図表 50）。

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスを要介護度別に見ると、要介護度が高くなると「移送サービス」と「調理」の割合が高くなっていることから、現在は利用していないものの、在宅生活の継続にあたり、「調理」「移送サービス」の支援ニーズが高まってくると考えられます（図表 51）。

■図表50　保険外の支援・サービスの利用状況（要介護度別）（複数回答）

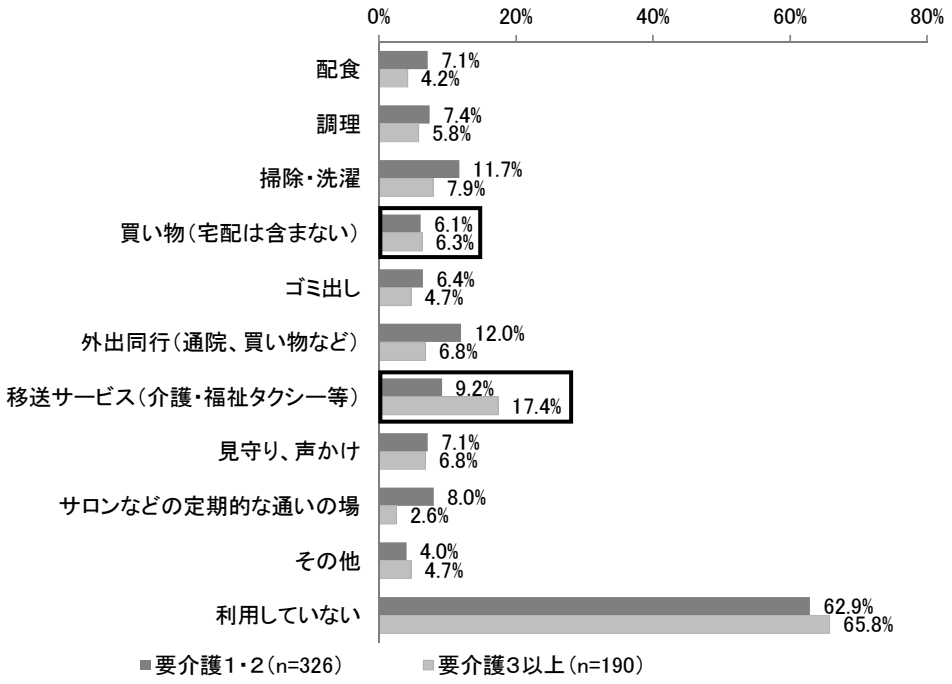

■図表51　在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（要介護度別）（複数回答）

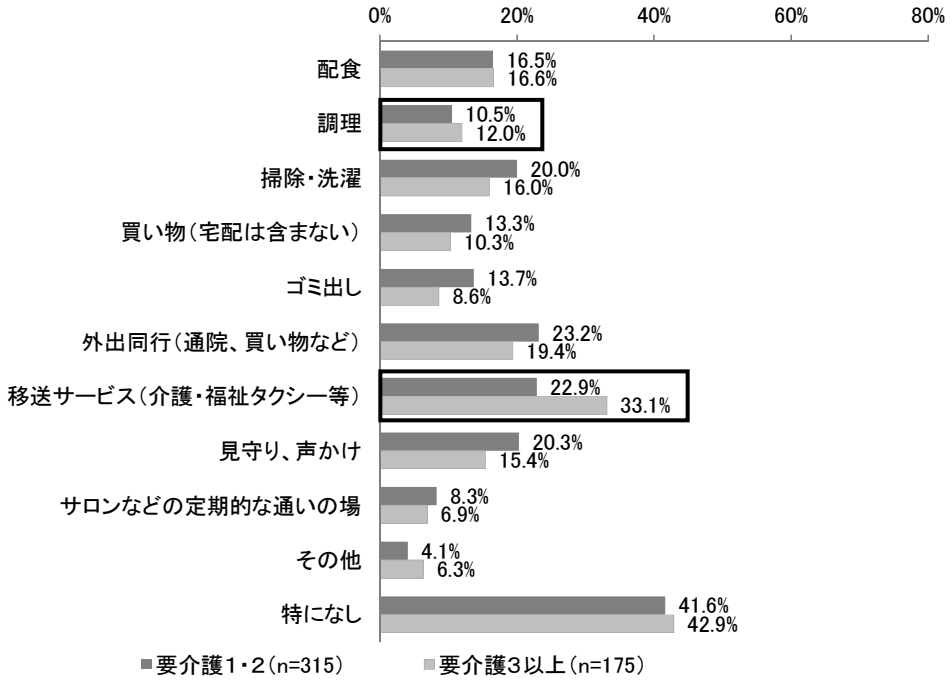

（6）将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

世帯類型別に要介護度別のサービス利用の組み合わせを見ると、要介護度の重度化に伴いいずれの世帯類型についても「訪問系を含む組み合わせ」の割合が増加する傾向が見られます。そのため、「訪問系」及び「訪問系サービスを含む組み合わせ」の利用により、現在、在宅で生活している要介護者が重度化した場合にも、在宅生活の継続を可能にしていると考えられます（図表52、53、54）。

■図表52 サービス利用の組み合わせ（要介護度別）（単身世帯）（単数回答）

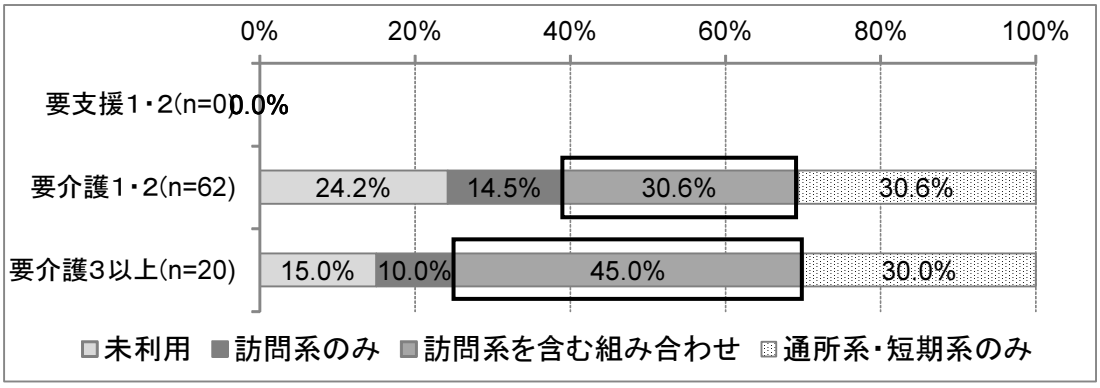

■図表53 サービス利用の組み合わせ（要介護度別）（夫婦のみ世帯）（単数回答）

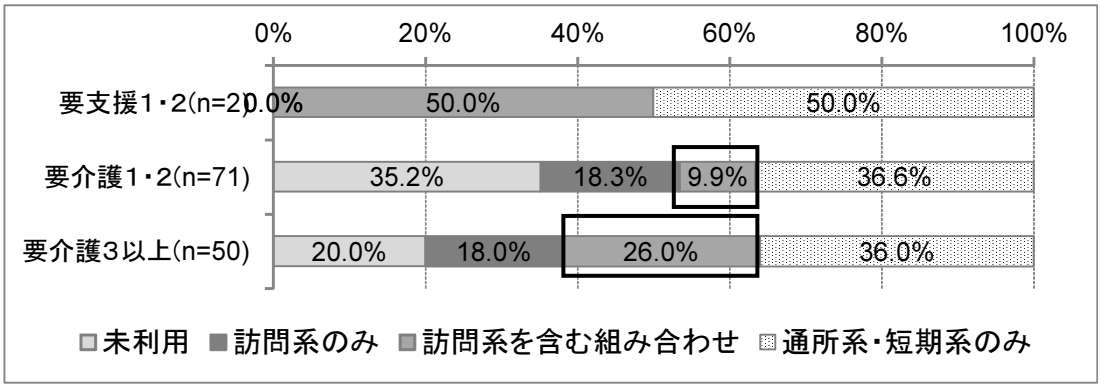

■図表54 サービス利用の組み合わせ（要介護度別）（その他世帯）（単数回答）

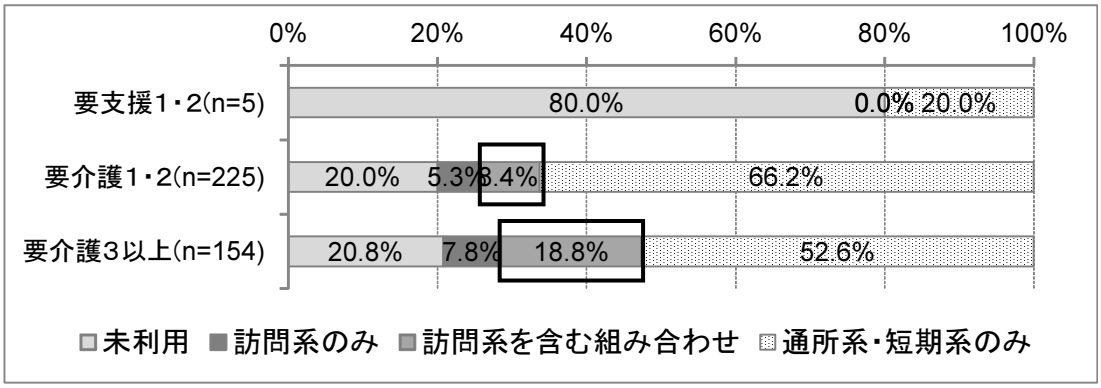

世帯類型別・認知症自立度別のサービス利用をみると、認知症の重度化に伴い、「単身世帯」と「夫婦のみ世帯」では「通所系・短期系のみ」の割合の増加が大きくなっており、「その他世帯」でも「通所系・短期系のみ」の割合が増加する傾向がみられました。認知症が重度化したケースでは、レスパイトケアへのニーズが高いことがうかがえます（図表 55、56、57）。

■図表55 サービス利用の組み合わせ（認知症自立度別）（単身世帯）（単数回答）

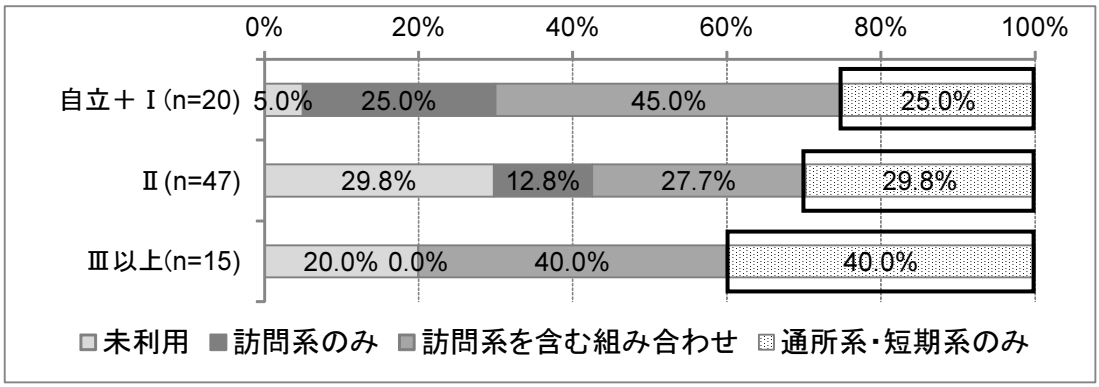

■図表56 サービス利用の組み合わせ（認知症自立度別）（夫婦のみ世帯）（単数回答）

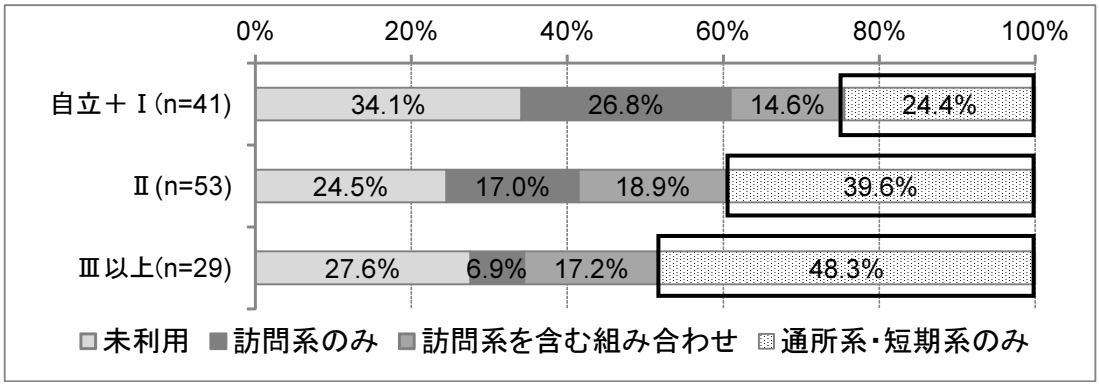

■図表57 サービス利用の組み合わせ（認知症自立度別）（その他世帯）（単数回答）

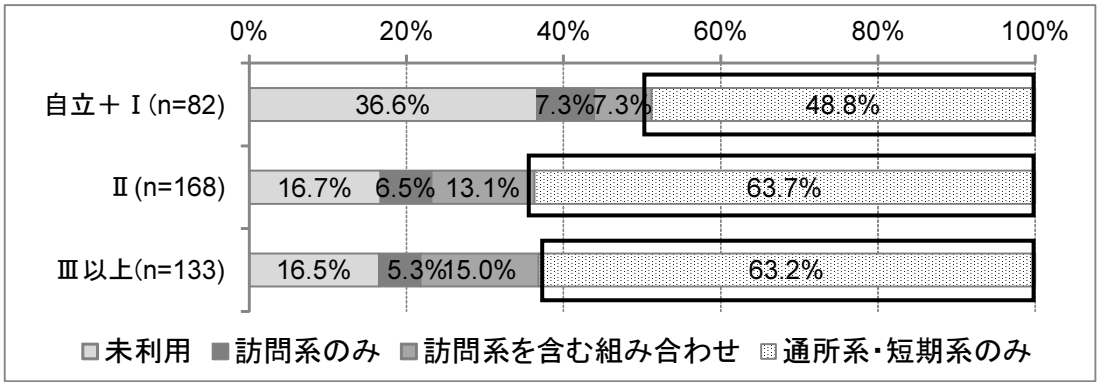

（7）医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

訪問診療の利用の有無では、15.1%が「利用している」と回答しており、要介護度別に見ると、要介護４以上で「利用している」人の割合が高くなっています（図表 58、59）。

■図表58 訪問診療の利用の有無（単数回答）

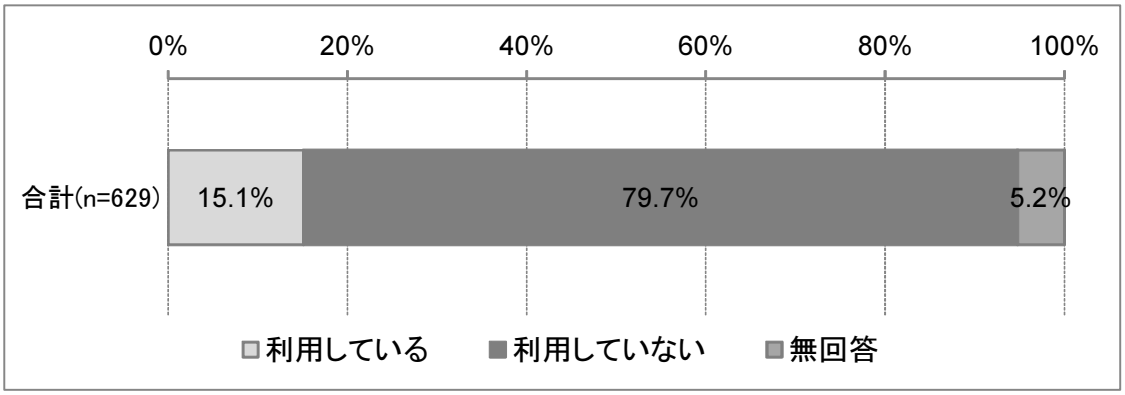

■図表59 訪問診療の利用割合（要介護度別）（単数回答）

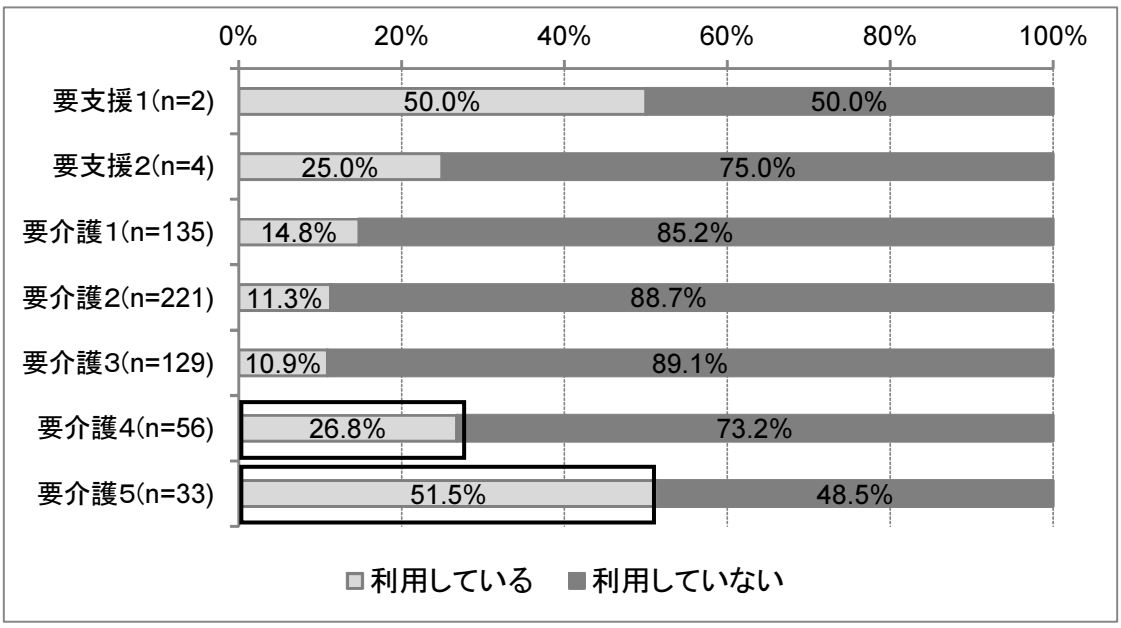

また、サービス利用の組み合わせを見ると、訪問診療を利用している人では、「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高い傾向が見られました（図表 60）。今後は、「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」の大幅な増加が見込まれることから、このようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。

医療ニーズのある利用者に対応することができる介護保険サービスとしては、通いを中心とした包括的サービスの１つとして看護小規模多機能型居宅介護が、訪問介護・看護の包括的サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護などが考えられます。

■図表60 サービス利用の組み合わせ（訪問診療の利用の有無別）（要介護３以上）（単数回答）

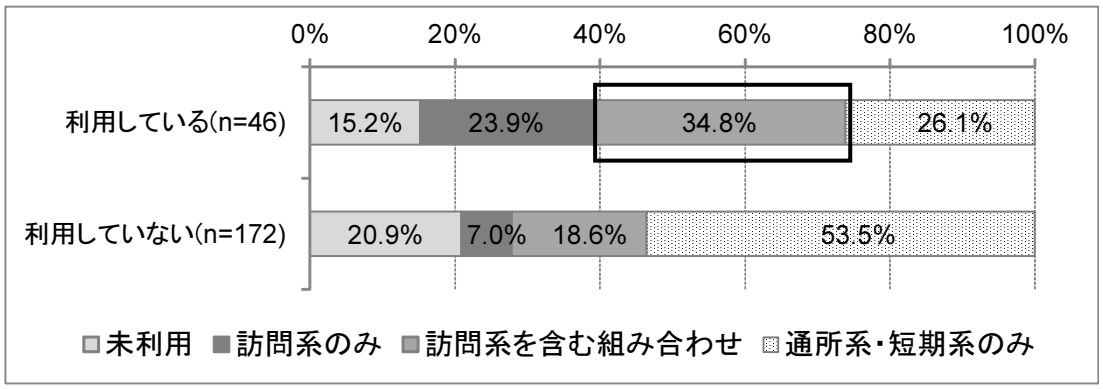

（８）サービス未利用の理由

サービス未利用の理由を要介護度別に見ると、要介護１・２以上では「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」、「家族が介護をするため必要ない」が高くなっていることから、サービスを利用しない理由については、サービス自体に対する不満よりも、家族から介護を受けられるためサービス利用の必要がないことが主たる理由であることがうかがえます（図表 61）。

■図表61 サービス未利用の理由（要介護度別）（単数回答）

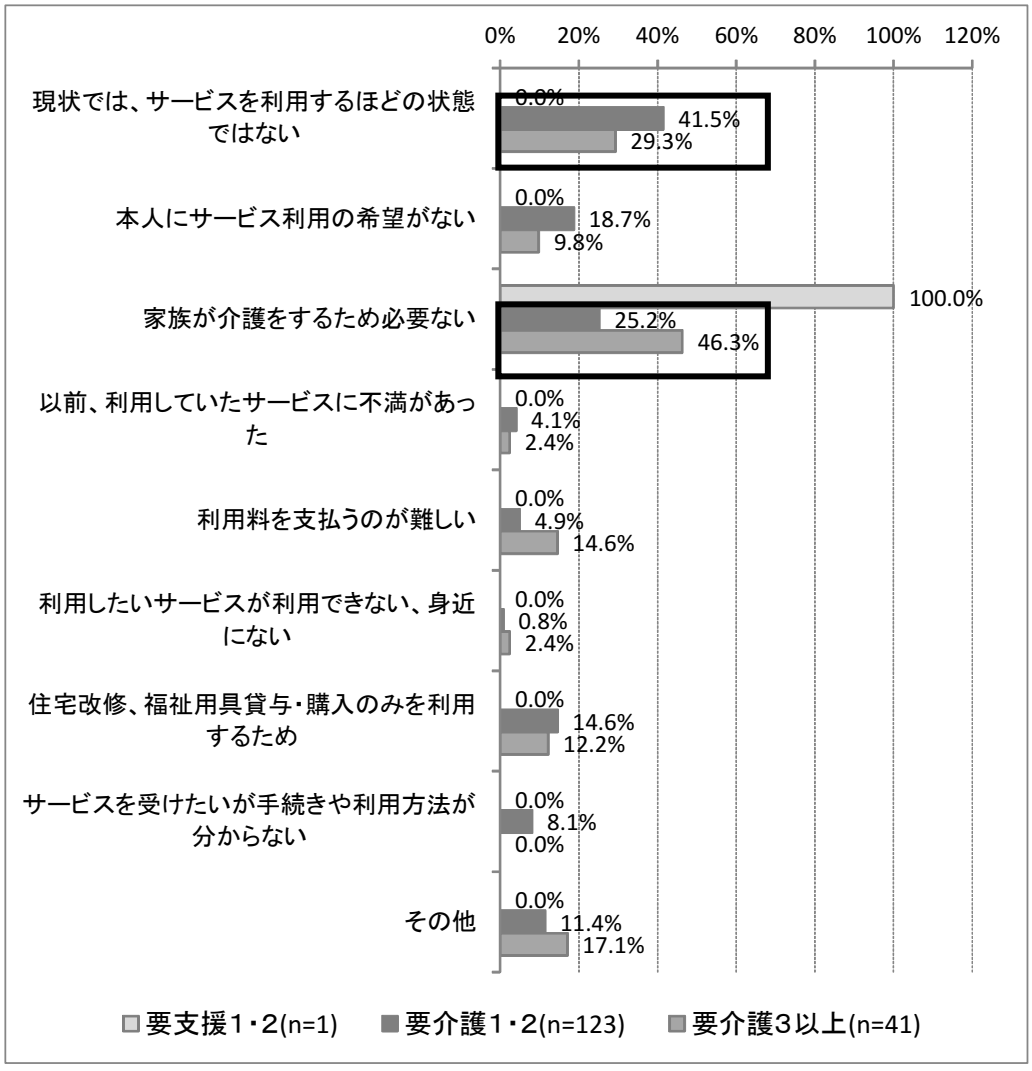

第４章　第６期計画の評価・検証

１．高齢者福祉サービスの利用状況

（１）敬老事業

該当する事業名	現状・課題	実績			
①長寿祝金支給事業	平成 28 年度から敬老祝金支給事業に統合された。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	26	30	34
		実績値	18		
②敬老祝金支給事業	平成 28 年度から、長寿祝金支給事業と統合し、支給対象者を満 88 歳と満 100 歳の誕生日を迎える者とした。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	1,158	1,180	1,202
		実績値	1,116	357	409
③行政区敬老事業助成事業	高齢化の進展により、事業費が膨らみ事業の継続が困難な状況となる。また事業の趣旨目的が薄れ、敬老会の開催自体が目的となっている。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	9,150	9,200	9,280
		実績値	8,960	9,210	9,504

※平成 29 年度は見込み値

（２）老人保護措置事業

該当する事業名	現状・課題	実績			
老人保護措置事業	平成 29 年 12 月現在の措置入所者は 27 人。高齢者の増加に伴い、対象者も増加すると思われる。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値	25	25	27

※平成 29 年度は見込み値

（３）在宅生活支援事業

該当する事業名	現状・課題	実績			
①生きがいデイサービス事業	平成29年度から総合事業へ移行となった。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	28	25	
		実績値	17	12	
②生活援助員派遣事業	平成29年度から総合事業へ移行となった。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	26	23	
		実績値	21	13	
③一人暮らし高齢者見守り事業	介護保険サービスの中で対応できたことや、施設入所や転入転出、死亡等により、利用者数が減少傾向となっている。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	65	65	65
		実績値	52	44	44

※平成 29 年度は見込み値

該当する事業名	現状・課題	実績			
④配食サービス事業	介護保険サービスの中で対応できたこと等により利用者数は横ばいとなっている。 平成 28 年度から、土日・祝日・年末年始等を含め 365 日食の確保ができるようになった。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	60	60	60
		実績値	27	28	30
⑤高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業	携帯電話の普及により、固定電話回線がなく、システムが設置できない事例が見受けられた。また、周囲に高齢者しかいないため、協力員を頼めないことも新規申請の妨げとなっている。	設置件数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画値	275	280	285
		実績値	248	229	220
⑥高齢者外出支援サービス事業（タクシー券）	平成 28 年度からの新規事業であったため実績値が少なかった。さらに周知が必要。	対象人数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値		172	280

※平成 29 年度は見込み値

（4）その他の支援事業

該当する事業名	現状・課題	実績			
①訪問理美容サービス事業	1 番多く利用した人が年 4 回、平均 1.8 回の利用となっており、問合せ等は年 4、5 件程度。	利用者数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値	10	14	8
②寝具洗濯乾燥サービス事業	年間利用者 4 人程度で、問合せ等は年 1、2 件。	利用者数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値	4	5	3
③軽度生活援助事業	援助内容の再検討が必要。	利用者数（人／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値	1	1	0
④高齢者日常生活用具給付事業	電磁調理器と火災報知器が年 1 件程度で、問合せ等は年 2、3 件。	給付件数（件／年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実績値	2	2	2

※平成 29 年度は見込み値

該当する事業名	現状・課題	実績			
⑤高齢者社会活動支援事業	シニアボランティア養成講座を実施しているが、ボランティアの組織化や、マッチングにあまりいたっていない。	設置件数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	61	65	57
⑥介護予防用寝台貸与費助成事業	年間の助成数は横ばい。 問合せは年４、５件程度。	利用者数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	10	14	9
⑦救急医療情報キット配付事業	緊急時に救急隊や医療機関に、本人の情報が速やかに伝わる手段として実施している。 平成28年度は、大規模災害等により増加した。	利用者数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	4	34	17
⑧養護老人ホーム等短期宿泊事業	対象案件が少ないが、該当の事案が生じた場合に迅速に対応できるよう事前に市内の養護老人ホームと契約を締結している。	設置件数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	1	0	0
⑨介護マーク配布事業	年間数件の利用。利用方法を検討する必要がある。	利用件数（件／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	5	0	3

※平成29年度は見込み値

2．介護保険サービスの給付状況

（1）居宅サービス

●サービス給付費の計画値と実績値

訪問入浴介護、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援では、平成 27 年度、28 年度ともに計画値を上回り、平成 29 年度も上回る見込みです。

一方、訪問介護、短期入所療養介護、福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護については、平成 27 年度、28 年度と連続して計画値を下回り、平成 29 年度も下回る見込みです。また、定員 18 人以下の通所介護が平成 28 年４月より地域密着型サービスに移行したことにより、平成 28 年度には、通所介護の実績値が大きく減少しました。

居宅介護サービス計では、平成 27 年度は計画値を上回ったものの、平成 28 年度は計画値を下回り、平成 29 年度の見込み値でも計画値比 90.5%となる見込みです（図表 62、63、64）。

■図表62 居宅介護・介護予防居宅サービス給付費の内訳 （単位：千円）

サービス名称		計画値			実績値		見込み値
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問サービス	訪問介護	271,456	311,442	346,630	268,578	286,196	288,290
	訪問入浴介護	22,134	19,620	18,389	29,983	29,644	24,469
	訪問看護	85,094	92,018	95,346	92,861	94,542	94,917
	訪問リハビリテーション	53,494	68,023	83,135	65,136	69,109	66,635
	居宅療養管理指導	6,404	7,331	7,886	8,654	10,314	11,498
通所サービス	通所介護	1,232,688	1,278,115	1,295,977	1,232,317	926,888	1,019,270
	通所リハビリテーション	261,607	275,900	284,873	290,047	290,358	253,170
短期入所サービス	短期入所生活介護	342,364	361,010	382,830	387,987	415,872	465,203
	短期入所療養介護	69,380	84,117	92,029	47,185	43,855	48,086
福祉用具・住宅改修サービス	福祉用具貸与	125,828	129,709	130,807	136,999	147,886	160,137
	福祉用具購入費	6,332	6,754	7,104	5,591	6,007	5,346
	住宅改修費	17,584	20,915	24,186	13,565	11,290	10,505
特定施設入居者生活介護		85,936	90,019	92,400	51,784	54,960	47,517
介護予防支援・居宅介護支援		251,515	257,663	261,251	298,382	315,881	330,607
居宅介護サービス計		2,831,816	3,002,636	3,122,845	2,929,068	2,702,804	2,825,649

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

■図表63 居宅介護・介護予防居宅サービスの計画対給付実績 （単位：%）

サービス名称		計画対給付実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み値）
訪問サービス	訪問介護	98.9	91.9	83.2
	訪問入浴介護	135.5	151.1	133.1
	訪問看護	109.1	102.7	99.6
	訪問リハビリテーション	121.8	101.6	80.2
	居宅療養管理指導	135.1	140.7	145.8
通所サービス	通所介護	100.0	72.5	78.6
	通所リハビリテーション	110.9	105.2	88.9
短期入所サービス	短期入所生活介護	113.3	115.2	121.5
	短期入所療養介護	68.0	52.1	52.3
福祉用具・住宅改修サービス	福祉用具貸与	108.9	114.0	122.4
	福祉用具購入費	88.3	88.9	75.3
	住宅改修費	77.1	54.0	43.4
特定施設入居者生活介護		60.3	61.1	51.4
介護予防支援・居宅介護支援		118.6	122.6	126.5
居宅介護サービス計		103.4	90.0	90.5

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

●サービス提供事業所数

■図表64 居宅介護・介護予防居宅サービス提供事業所 （単位：カ所）

サービス名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護支援	29	35	33
訪問介護	13	14	13
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	8	8	8
訪問リハビリテーション	8	7	6
通所介護	37	17	21
通所リハビリテーション	10	9	7
短期入所生活介護	10	11	11
短期入所療養介護	6	6	6
福祉用具貸与	3	3	3
特定施設入居者生活介護	1	1	1
合計	125	111	109

（平成 29 年度は 8 月 1 日現在）

（2）施設サービス

●サービス給付費の計画値と実績値

介護老人福祉施設については計画値を下回り、平成 29 年度も下回る見込みです。介護老人保健施設については、平成 27 年度は計画値を上回ったものの、平成 28 年度は計画値を下回り、平成 29 年度も下回る見込みです。なお、介護療養型医療施設は、廃止の方針が打ち出されて他サービスへの転換が図られることが影響し、計画値を下回ったと考えられます（図表 65、66、67）。

■図表65 施設サービス給付費の内訳 （単位：千円）

サービス名称	計画値			実績値		見込み値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	938,098	937,424	938,357	922,463	866,913	873,640
介護老人保健施設（老人保健施設）	654,037	654,491	662,788	659,338	631,239	652,704
介護療養型医療施設（療養病床）	33,226	40,436	44,509	32,346	28,845	42,469
施設サービス計	1,625,361	1,632,350	1,645,653	1,614,147	1,526,997	1,568,812

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

■図表66 施設サービスの計画対給付実績 （単位：%）

サービス名称	計画対給付実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み値）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	98.3	92.5	93.1
介護老人保健施設（老人保健施設）	100.8	96.4	98.5
介護療養型医療施設（療養病床）	97.4	71.3	95.4
施設サービス計	99.3	93.5	95.3

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

●サービス提供事業所数

■図表67 施設サービス提供事業所

サービス名称	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	事業所（カ所）	定員（人）	事業所（カ所）	定員（人）	事業所（カ所）	定員（人）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	254	3	254	3	254
介護老人保健施設（老人保健施設）	3	320	3	320	3	320
介護療養型医療施設（療養病床）	1	18	1	18	1	18
合計	7	592	7	592	7	592

（平成 29 年度は 8 月 1 日現在）

（3）地域密着型サービス

●サービス給付費の計画値と実績値

定期巡回･随時対応型訪問介護看護と地域密着型特定施設入居者生活介護については、平成 27 年度、28 年度ともに計画値を下回り、平成 29 年度も下回る見込みです。一方、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で計画値を上回っており、平成 29 年度も上回る見込みです。

小規模多機能型居宅介護《介護予防含む》については、平成 27 年度は計画値を下回っているものの、平成 28 年度には計画値を上回り、平成 29 年度も上回る見込みです。また、認知症対応型共同生活介護については、平成 27 年度は計画値を下回っているものの、平成 28 年度には計画値を上回り、平成 29 年度（１１月以降）も給付費が伸びる見込みです。

在宅の認知症高齢者が増加していることを背景に、特に認知症対応型通所介護は計画値を大きく上回っており、専門的な認知症ケアへの対応が求められています。

また、計画期間中の整備状況として、平成 27 年度に小規模多機能型居宅介護、平成 28 年度に認知症対応型共同生活介護、平成 29 年度に地域密着型介護老人福祉施設がそれぞれ１事業所開設されたことも、給付費の伸びにつながったと考えられます。

なお、計画にはありませんでしたが、定員 18 人以下の地域密着型通所介護が平成 28 年４月１日から地域密着型サービスへと移行されています（図表 68、69、70）。

■図表68 地域密着型サービス給付費の内訳 （単位：千円）

サービス名称	計画値			実績値		見込み値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,328	12,623	14,918	7,408	6,941	11,513
認知症対応型通所介護（認知症デイ）	4,720	9,068	13,529	22,100	23,884	21,994
小規模多機能型居宅介護《介護予防含む》	65,297	79,245	91,031	62,475	95,544	122,496
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	229,532	232,094	282,008	225,088	238,422	274,012
地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	47,522	51,227	53,387	41,645	44,052	35,045
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）	291,070	290,508	332,474	302,152	330,424	339,474
地域密着型通所介護（デイサービス）	—	0	0	—	377,637	359,594
地域密着型サービス計	648,470	674,765	787,348	660,867	1,116,904	1,164,127

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

■図表69 地域密着型サービスの計画対給付実績 （単位：%）

サービス名称	計画対給付実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み値）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	71.7	55.0	77.2
認知症対応型通所介護（認知症デイ）	468.2	263.4	162.6
小規模多機能型居宅介護《介護予防含む》	95.7	120.6	134.6
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	98.1	102.7	97.2
地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	87.6	86.0	65.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）	103.8	113.7	102.1
地域密着型通所介護（デイサービス）		皆増	皆増
地域密着型サービス計	101.9	165.5	147.9

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

●サービス提供事業所数

■図表70 地域密着型サービス提供事業所

サービス名称	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	事業所（カ所）	定員（人）	事業所（カ所）	定員（人）	事業所（カ所）	定員（人）
定期巡回随時対応型訪問介護看護	1	－	1	－	1	－
認知症対応型通所介護（認知症デイ）	1	12	1	12	1	12
小規模多機能型居宅介護《介護予防含む》	2	50	3	79	3	79
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5	63	5	81	6	99
地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	1	29	1	29	1	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）	4	78	4	78	4	107
地域密着型通所介護（デイサービス）	－	－	26	309	24	273
合計	14	232	41	583	40	599

（平成 29 年度は 8 月 1 日現在）

（4）標準給付費の検証

居宅サービス（予防含む）、施設サービス、地域密着型サービス（予防含む）の給付費を合計し、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額等を合計した標準給付費について、平成 27・28 年度は、計画値を上回る実績となっており、標準給付費は年々増加しており、平成 29 年度の標準給付費は計画値を上回る見込みです（図表 71、72）。

■図表71 標準給付費の内訳 （単位：千円）

項目	計画値			実績値		見込み値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
標準給付費	5,454,810	5,637,875	5,890,408	5,624,530	5,770,081	5,974,436

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

■図表72 標準給付費の計画対給付実績 （単位：%）

項目	計画対給付実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み値）
標準給付費	103.1	102.3	101.4

※平成 29 年度は「介護保険事業報告（９月月報）」までの実績値を基にした見込み値

3．地域支援事業の評価

■図表73 地域支援事業費の内訳 （単位：千円）

項目	計画値			実績値		見込み値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	44,720	51,428	59,142	41,451	40,802	114,209
包括的支援事業	76,184	78,470	82,393	42,223	39,260	39,836
任意事業費				29,077	30,273	13,792
社会保障充実分				580	2,769	7,987
地域支援事業費	120,904	129,898	141,535	113,331	113,104	177,324

※平成29年度は見込み値

■図表74 地域支援事業の利用状況

該当する事業名	現状・課題	実績			
①家族介護支援事業	●紙おむつ助成事業 国・県の補助事業のため、要綱の改正に伴い、費用対効果の検証が必要。	設置件数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	162	171	165
	●介護慰労金事業 国・県の補助事業のため、要綱の改正に伴い、費用対効果の検証が必要。	設置件数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	419	427	430
②通所型介護予防事業	●つるかめ塾 運動機能向上を目的に実施し、家での課題にも取り組む内容。平成28年は実人数277人	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	1,965	2,124	
	●きらめき塾 認知症機能の低下に該当する人が対象。平成28年のみ実施。実人数19人	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値		146	
③一般介護予防事業	●あつまれ楽笑塾 住民主体の活動にしていく必要がある。	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	1,261	3,108	4,400
	●やってみるじゃん 平成28年は126行政区で1,125回開催し、うち自主開催は131回。さらに自主開催を増やしていく必要がある。	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	14,377	11,040	11,051
④介護予防普及啓発事業	●わくわく脳若トレーニング 短期集中でタブレットを使い行う事業。認知症予防に対するニーズが高いため、今後の事業のあり方の検討が必要。実人数41人	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値		241	193
	●ピーチピチ体操教室 他の教室と類似しているため統廃合の検討が必要。	対象人数（人／年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績値	342	344	358

※平成29年度は見込み値

4．第６期計画の進捗評価

第６期計画で設定した４つの重点施策ごとに、平成 27 年度から平成 29 年度の事業の主な実施状況から、進捗状況の把握・評価を行いました。

重点施策１　住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり

●実施状況

	主な実施状況
１　地域における高齢者の支援体制の整備	【地域包括支援センター】 ・住民により近い場所で専門職による初期相談機能を発揮できるよう、市内１カ所から３カ所への拡充に向けて準備を進めてきた。 ・市内主任介護支援員連絡会を開催し介護支援専門員への支援を行っている。 ・社会福祉協議会や各地区民生委員児童委員協議会等の地区組織と連携し相談しやすい体制づくりに取り組んできた。 ・介護保険事業者連絡会への参加等により、情報提供・共有と連携しやすい体制づくりを進めている。 ・平成 29 年度から、地域密着型サービスの運営推進会議へ参加している。 ・毎月個別地域ケア会議を実施し、多職種が連携して問題解決能力の向上や地域課題の抽出に取り組んだ。また、庁舎内各課や社会福祉協議会の行う会議に出席し、地域の課題解決に取り組んだ。 【在宅医療・介護連携】 ・ホームページ上で医療機関や介護事業所マップを作成し、更新をしている。 ・広報ふえふきに「在宅医療を考える」をシリーズで掲載した。 ・平成 27 年度に在宅医療・介護連携クラウドシステムを導入するとともに、医療連携シートの活用を実施した。 ・平成 28 年度に、在宅医療と介護連携について検討を行うため、笛吹市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療支援センターのあり方を協議した。 ・高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業の実施により、在宅一人暮らし高齢者の急病や事故等の緊急時に備えた日常生活における安全確保と不安の解消ができた。
２　在宅生活への支援	【生活支援事業等】 ・ニーズに合わせた生活支援ボランティア養成講座を実施するとともに、市民活動ボランティアセンターが設置された。 ・平成 30 年１月に生活支援コーディネーターを設置した。 ・高齢者の見守りネットワークは、平成 28 年度から「安心安全見守り協議会」の取組みに統合された。 【高齢者福祉サービス】 ・一人暮らし高齢者見守り事業（乳酸菌飲料の配布による安否確認）の実施により、利用者の安否確認ができた。 ・配食サービスの実施により、食の確保が困難な高齢者の支援を行うことができ、併せて安否確認ができた。平成 28 年度から、365 日の食の確保ができる体制を整えた。 ・平成 29 年１月から見守りステッカー利用による支援をはじめ、病気や認知症状、障がい等がある人の外出時の緊急事態に対応できるようにした。 ・平成 29 年１月からスマートフォンの「みまもりあいアプリ」により地域全体で見守りステッカー利用者の見守りを行う体制を整えた。

	【情報提供の充実】 ・総合事業について説明する「総合事業のご案内」を配布した。 ・介護保険制度について説明する「ともにはぐくむ介護保険」を作成した。 ・高齢者福祉サービスについて説明する「高齢福祉サービスのご案内」を作成した。 【介護支援】 ・小中学生、住民、民生委員、各組織、市職員など幅広く認知症サポーター養成講座を開催した。 ・介護者が気軽に相談ができるようにするため家族介護教室を開催した。
3　高齢者の権利擁護[7]	【虐待防止】 ・高齢者虐待防止対応マニュアルを見直した。 ・高齢者虐待の通報があった場合に、市の関係機関につなぐとともに、速やかにコア会議を開催し、対応後の事後検討も行い検証している。 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、各種団体等と連携を図っている。 ・民生委員児童委員や介護支援専門員向けの、虐待防止への取組みについての研修会を実施した。 【権利擁護】 ・市民後見人養成研修、現地研修を実施した。 ・市民後見人研修修了者に活動の場を提案し、支援につなげることができた。 ・医療機関、介護事業所、県民生活センター、警察等の関係機関と連携会議を実施し、早期発見、予防の取組みを行った。 ・悪徳商法や消費者被害の予防についての啓発活動を行った。
4　高齢者の安全・安心の確保	【高齢者が生活しやすい環境の整備】 ・各地区公民館単位で交通安全教室を行っている。 ・平成 28 年度から、交通安全対策事業（運転免許証自主返納支援事業）を開始し、平成 28 年度は 154 人の実績があった。 ・交通空白地域解消のため平成 24 年度から行っているデマンドタクシーは、運行回数、運行便数や運行ルートの拡大を図った。 ・巡回バスは運行経路の変更や停留所の増設を行うなど地域住民のニーズ等による見直しを行っている。 ・在宅の重度障がい者の外出支援としてタクシー券を発行したり、タクシー料金の割引を行ったりしている。 ・交通手段の利用が困難な在宅高齢者に対し、外出支援として平成 28 年度から 75 歳以上の高齢者にタクシー券の配布を行っている。 【高齢者に優しい住まいの確保】 ・4 階以上の市営住宅はエレベーター設置の検討を行っている。 ・老朽化した市営団地を集約し、安全で健全な市営団地を維持していく。 【防災・防犯対策】 ・災害時に 1 人で速やかに情報を得ることや、避難できない人に情報提供の同意を得て、避難行動要支援者台帳への登録を依頼し整備を行っている。 ・7,000 棟あるとされている市内の古い建築基準で建築された建物について、耐震化を啓発するローラー作戦を実施し、次第に効果が現れている。

[7] サービスを活用している利用者が、自分の権利やニーズを表明することが難しい場合に、本人に代わって弁護したり擁護したりすること。認知症等により、判断能力が欠如した場合等に適用される。

重点施策２　「人生 90 年時代」を見据えた人づくり・環境づくり

	主な実施状況
１　多様な生きがいづくりの推進	【ボランティア活動への支援】 ・介護支援ボランティア事業の中で、シニアボランティアやいきいきサポーターを養成した（平成 29 年４月１日現在　登録者 94 人）。サポーターの約４割が積極的に活動している（平成 28 年度のポイント活用申請者は 38 人）。 【老人クラブ活動や生涯学習活動への支援】 ・笛吹市老人クラブ連合会は「笛吹いきいきクラブ」という愛称で活動している。 ・老人クラブの若手委員会を中心に非会員の方も気軽に参加できるスポーツ大会の開催を行い、生きがいづくりや、介護予防となる活動を行っている。 ・高齢者の余暇活用や学習意欲の向上を目的とした「地域高齢者講座」を開催し、平成 27 年度は延 576 人、平成 28 年度は延 345 人が参加した。 【就労支援】 ・高齢者が生きがいを持って健康に過ごせるよう、シルバー人材センターでは広報やホームページを活用し、登録の呼びかけと業務の募集を行っている。 ・シルバー人材センターが、研修や講習会を実施することにより就労者のスキルアップを図っている。
２　要介護になりにくい体づくり	【健康づくり】 ・平成 29 年度からは、集団検診に加え個別検診を開始し、高齢になる前からの生活習慣病予防と知識の普及啓発に努めた。 ・食生活改善推進員会の会員により、各地区の高齢者に食育の普及啓発を行い、低栄養予防の推進を行った。 ・これまでにシルバー体操指導員の初級修了者を、164 人養成し、うち、100 人程度が積極的にやってみるじゃん等で活動している。 【介護予防】 ・平成 27 年度から 28 年度まで、二次予防事業の「つるかめ塾（運動機能向上）」「かまど塾（栄養改善）」「かむかむ塾（口腔機能向上）」「きらめき塾（認知機能低下予防）」を実施した。 ・平成 29 年度は、一般介護予防事業として、「みんなで快笑塾（運動機能向上、口腔、栄養機能向上、認知症予防）」、「わくわく脳若トレーニング（認知症予防）」、「あつまれ楽笑塾（介護予防）」、「やってみるじゃん（介護予防）」、「介護予防講演会（介護予防）」等を実施している。
３　シニアライフ計画への支援	・第６期に社会教育講座として計画していた「晩年」の生活を自身が考える機会となるような講座は、計画期間中には実施されなかった。

重点施策３　認知症の予防・対応ができる体制づくり

	主な実施状況
１　認知症予防の推進	・平成 27 年度に認知症初期集中支援チームを設置し、支援困難な本人や家族を集中的に支援した。 ・認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情の把握や、相談支援や支援体制の構築に取り組んだ。 ・平成 29 年 7 月に、住民向けパンフレット（認知症ケアパス[8]）を作成し、配布を開始した。 ・「きらめき塾」「わくわく脳若トレーニング」「みんなで快笑塾」の教室を開催し、認知症予防について学ぶ機会をつくった。

[8] 認知症の進み具合や状態に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービスの内容や提供の流れ等を説明したもの。

2　認知症高齢者に対する支援	・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座では、平成 27～28 年度に、認知症サポーターを 1,247 人養成し、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族の気持ちを理解し、地域の中で自分にできることについて考える機会をつくった。 ・居宅介護支援事業の介護支援専門員から、若年性認知症の実態把握を行った。 ・認知症の人と家族の会主催の交流会で、介護者の思いや意見を共有した。 ・平成 29 年 11 月から、民間介護事業所において、認知症カフェを開催し、認知症の家族を支援する仕組みをスタートした。

重点施策４　安心して暮らせる介護サービスの提供

	主な実施状況
居宅サービス	・訪問入浴介護、居宅管理指導及び介護予防・居宅介護支援等の給付が計画値を上回り、平成 29 年度も同様の見込みとなっている。
施設サービス	・介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の給付費がいずれも計画値を下回った。 ・平成 28 年度より介護老人福祉施設(特養)の入所要件は要介護 3 以上となった。平成 29 年 4 月 1 日現在、介護老人福祉施設（地域密着型含む）の待機者数は 523 人で、そのうち要介護 3 以上は 376 人となっている。
地域密着型サービス	・整備計画に基づいて、施設の適正配置を行った。 ・平成 27 年度：小規模多機能型居宅介護 1 施設 ・平成 28 年度：認知症対応型共同生活介護 1 施設 ・平成 29 年度：介護老人福祉施設　1 施設 ・給付費については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護がともに計画値を下回り、認知症対応型通所介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護が計画値を上回った。 ・平成 28 年 4 月より定員 18 人以下の通所介護が地域密着型サービスとなり、指定権限が、山梨県から笛吹市に移譲された。
介護給付費適正化	・ケアプランのチェック、給付データの分析、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付適正化システムの活用等による給付費の適正化を進めた。過誤請求による返還額は、平成 27 年度が 199,250 円、平成 28 年度が 171,250 円。 ・運営推進会議（施設系 2 か月に 1 回・通所系 6 か月に 1 回）に参加し利用者や家族の声を聞くとともに、運営状況の確認を行っている。 ・地域密着型事業所については定期的に実地指導を行い、運営状況、給付状況等を確認し、サービスの質の向上につなげた。 ・要介護認定調査員の、研修等により調査の平準化に向けて取り組んだ。
介護保険料の収納	・介護保険制度について、利用の手引きの作成や研修等での説明を行い、制度の周知に努めた。 ・徴収員を雇用し臨戸訪問により収納率の向上を図った。収納率は、平成 27 年度が 94.6%、平成 28 年度が 94.8%。 ・保険料の所得段階を決める際の規準である所得段階を、低所得者に配慮して、11 段階に細分化し、市独自の軽減を実施した。 ・社会福祉法人等介護保険利用者減免額の軽減を行った。

第５章　2025 年を見据えた笛吹市の課題

１．笛吹市の将来の状況

（１）総人口と高齢者人口

笛吹市の総人口は、ゆるやかに減少していくことが予測され、2015 年の 68,810 人から 2025 年の 64,259 人に 4,551 人減少する見込みです。

年齢３区分別に見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）が 2015 年の 19,449 人から 2025 年の 20,875 人へと 1,426 人増加する予測で、2025 年の高齢化率は 32.5%に上昇します。年齢５区分別に見ると、2025 年にかけて 65～74 歳が減少する一方で、75～84 歳と 85 歳以上は増加する見込みです（図表 75）。

■図表75　総人口（年齢５区分別）の推計（笛吹市）

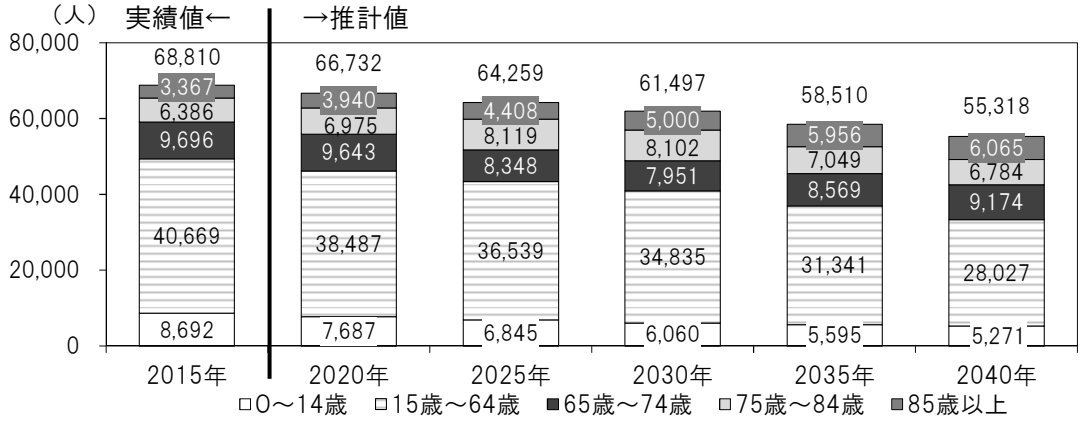

（出典）笛吹市人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
※国勢調査人口の結果を基にした人口推計結果
端数処理の関係で各年齢区分の合計が総人口と合わないことがあります。

（２）圏域ごとの高齢者人口と一人暮らし高齢者数

2025 年の高齢者人口を日常生活圏域別に見ると、北部圏域が 9,684 人、東部圏域が 6,685 人、南部圏域が 4,082 人となり、いずれの圏域も 2017 年より増加していくと推計されます。

また、在宅一人暮らし高齢者数についても、北部圏域が 3,002 人、東部圏域が 1,257 人、南部圏域が 788 人となり、いずれの圏域も 2017 年より増加していく見込みです（図表 76）。

■図表76　2025 年における日常生活圏域ごとの高齢者人口と在宅一人暮らし高齢者数

	高齢者人口		在宅一人暮らし高齢者数	
	2017 年	2025 年	2017 年	2025 年
北部圏域	9,376	9,684	2,601	3,002
東部圏域	6,674	6,685	1,097	1,257
南部圏域	4,035	4,082	671	788
笛吹市	20,085	20,451	4,369	5,047

（出典）高齢者人口：2017 年は、笛吹市行政区別人口統計表（各年９月末時点）
在宅一人暮らし高齢者数：2017 年は、高齢者福祉基礎調査（山梨県）（2017 年４月１日現在）
※ともに、2025 年は、2013～2017 年の実績を基にした推計結果
高齢者人口は、出典の違いにより、上記の総人口（年齢５区分別）の数値とは異なります。

（3）死亡者数の増加

笛吹市の年間死亡者数は、国と同様に増加を続けることが見込まれ、2025 年には、2015 年の 1.1 倍強となる 868 人となる見込みです（図表 77）。

■図表77 年間死亡者数の推計（笛吹市）

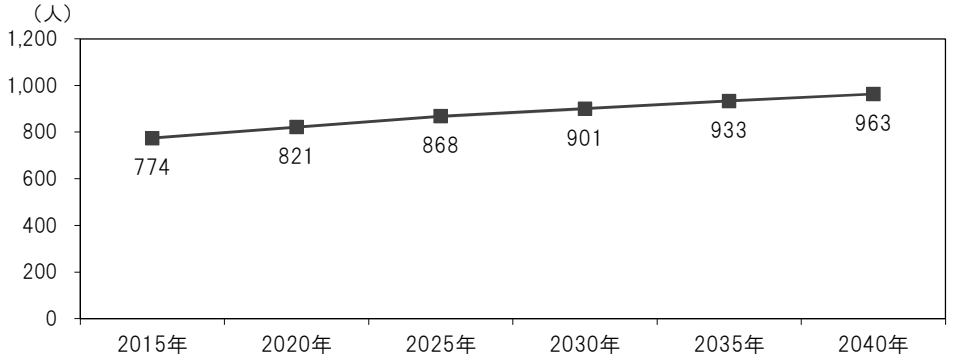

（出典）笛吹市 2015 年死亡者数に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012 年 1 月推計）の出生中位・死亡中位仮定による推計結果」の変化率を乗じて作成

（4）認知症高齢者数の増加

全国の認知症高齢者数、有病率はともに増加していくことが予測され、厚生労働省発表の推計によると、2025 年には、認知症高齢者数は 700 万人を超える見込みです。笛吹市においても高齢者人口が増加しており、今後も増加が予測されることから認知症高齢者数も増加することが見込まれます（図表 78）。

■図表78 認知症高齢者の推計（全国） （単位：万人）

	平成 24 年（2012年）	平成 27 年（2015年）	平成 32 年（2020年）	平成 37 年（2025年）	平成 42 年（2030年）	平成 52 年（2040年）
認知症高齢者数	462	517～525	602～631	675～730	744～830	802～953
有病率[9]	15.0%	15.7～16.0%	17.2～18.0%	19.0～20.6%	20.8～23.2%	21.4～25.4%

※2015 年以降は推計値

（出典）厚生労働省「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（2015 年 1 月 27 日発表）による推計値

[9] 高齢者人口に占める、認知症高齢者の割合。

（5）要支援・要介護認定者総数の増加

笛吹市の要支援・要介護認定者総数（第２号被保険者を含む）は、2017 年から 2025 年にかけて 693 人増加し、2025 年には 3,931 人となる見込みです。

要介護度別に見ると、2017 年から 2025 年にかけて要介護２から４の増加率が高く、中重度の要介護認定者が増えていくことが予想されます（図表 79）。

■図表79 要支援・要介護認定者総数の推計（笛吹市）

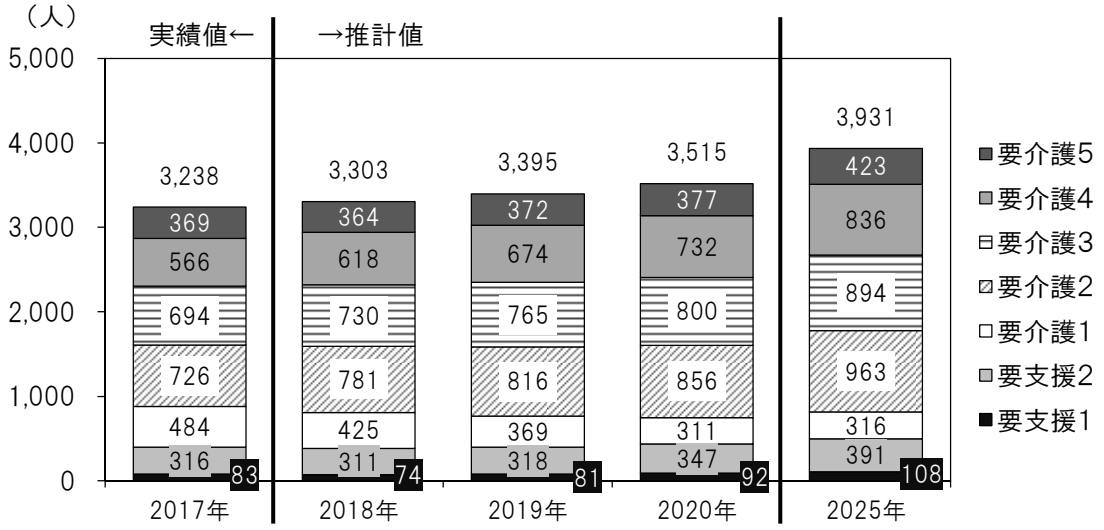

（出典）介護保険「見える化」システムによる推計値

※推計値は、2015 年～2017 年の要介護度ごとの変化率を用いて算出。（９月末時点）

2017 年は９月末時点の実績値

（6）社会保障費の増加

厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計について」によると、介護給付費は 2012 年度の 8.4 兆円から 2025 年度には 19.8 兆円となる見込みで、約 2.4 倍に増加することとなります。笛吹市においても介護給付費が増えていくことが予想されます（図表 80）。

■図表80 社会保障に係る給付費の推計（全国）

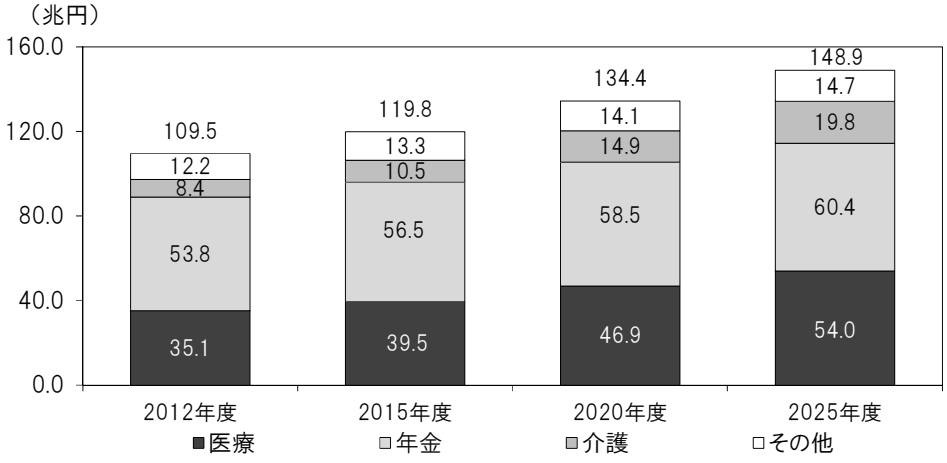

（出典）厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計について」（2012 年３月）

（7）医療病床数減少と在宅医療ニーズの高まり

峡東構想区域の医療病床数は、2025 年にかけて慢性期病床が 450 床減少することが見込まれています。さらに、慢性期病床の稼働率 92%を踏まえて試算すると、慢性期病床や訪問診療、介護老人保健施設入所等で対応できない医療需要が１日あたり 482 人分発生することが明らかになっており、在宅医療の需要が高まってくると考えられます（図表 81）。

なお、482 人のうち、療養病床からの移行分 86 人（笛吹市分は 42 人）については、訪問診療や介護施設による新たな対応が必要となってきます（図表 82）。

■図表81 峡東地域において在宅医療等の追加対応が必要となる医療需要（単位・人／日）

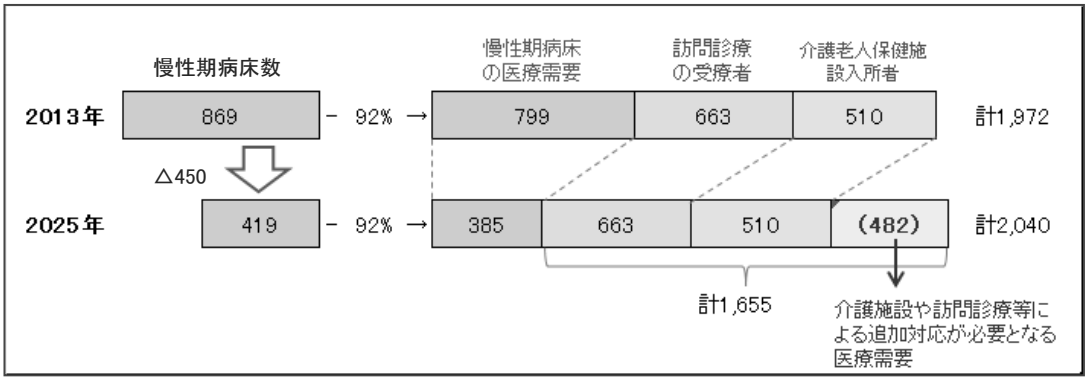

（出典）山梨県地域医療構想

■図表82 訪問診療や介護施設による追加対応が必要となる医療需要 482 人の内訳

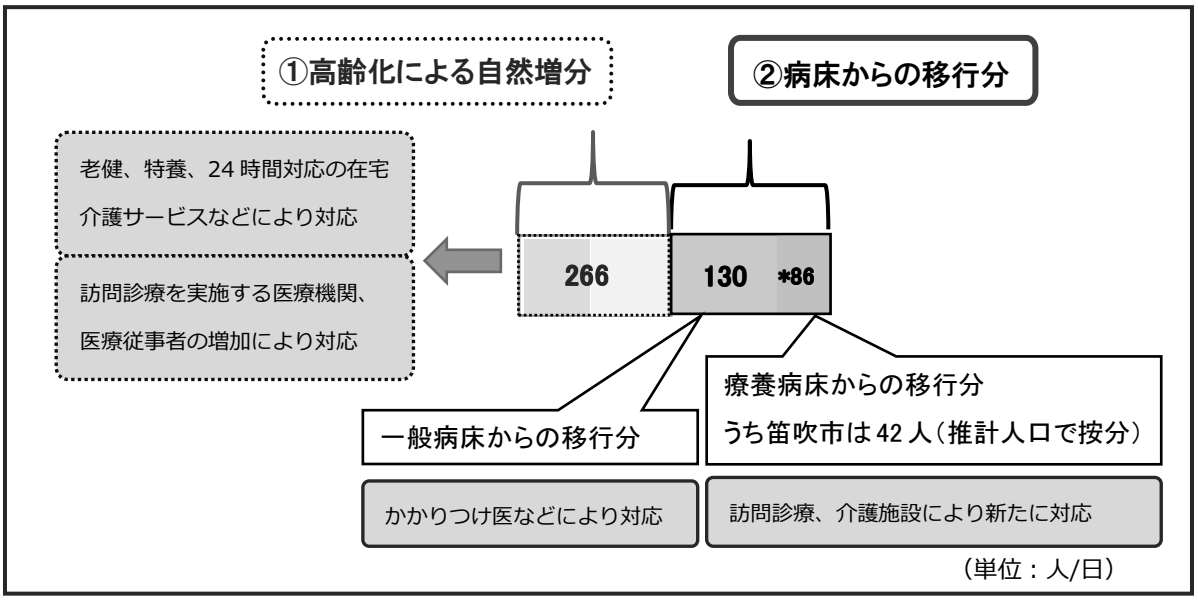

（出典）山梨県地域医療構想

（8）介護離職の増加

総務省「平成 24 年度就業構造基本調査」によると、2011 年 10 月から 2012 年９月までの 1 年間で、家族等の介護・看護を理由とする離職・転職者が全国で 10.1 万人（男性 2.0 万人、女性 8.1 万人）いるとしており、厚生労働省では、そのうち「介護サービスの利用ができなかったこと」を離職理由にあげている介護離職者が毎年 1.5 万人程度生じると推計しています。

2．現状分析及び将来推計から抽出した課題

課題１　複雑・多様化する高齢者ニーズへの対応

【第６期計画期間中の笛吹市の取組みに対する課題】

○要介護認定者が増加する中、国民のライフスタイルが変化し、高齢者のニーズが複雑・多様化し、介護保険制度だけでは一人ひとりに合ったきめ細やかな支援をすることに限界があります。

○在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医師会や介護事業者の協力のもと、在宅医療と介護の連携に関する課題の整理と対応策の協議を進めています。在宅医療を担う医師の少なさや、病院の相談窓口の明確化、介護する家族の意識改革などについての課題があげられています。

○生活支援体制整備事業を開始しましたが、社会参加への関心が高い人がいる一方、まったく関心や機会のない、閉じこもりがちな高齢者も多いことが課題となっています。

○シニアボランティアやいきいきサポーターを養成してきましたが、新規会員が増えていかないことが課題です。また、「地域介護予防活動支援事業」は、やってみるじゃん協力員やシルバー体操指導員の活躍の場となっていますが、自主的な活動は広がっていないのが現状です。

【統計やアンケートに見る現状と課題】

○在宅介護実態調査では、人生の最期を迎える時に過ごしたい場所を自宅と考えている高齢者が８割近いのに対して、実際に自宅で看取られた高齢者は１割にとどまっています。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域づくり活動への参加として、参加者の立場で６割半ば、企画・運営の立場で４割超が前向きな参加意向を持っています。高齢者自身が積極的に地域と関わり、いきいきとした暮らしの実現につなげていくことが必要です。

【2025 年に向けた笛吹市の課題】

○山梨県地域医療構想によると、峡東構想区域の慢性期医療病床数は 2025 年に 450 床減少すると見込まれており、在宅医療体制を強化していくことが求められます。

○2025 年には、生産年齢世代 1.6 人で高齢者１人を支える社会となるため、元気な高齢者が地域の担い手となり活動できることが期待されます。

○地域の特性を踏まえた高齢者の多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心とした日常生活圏域ごとの包括ケア体制づくりに取り組むことが必要です。

○少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境が変化し、住民が抱える福祉ニーズが複雑・多様化していることから、子どもから高齢者まで全ての人々が、地域で生きがいを持って暮らせる「地域共生社会」の実現が求められています。

【2025 年に向けて必要な取組み】

★笛吹市としての地域包括ケア体制の構築

★地域包括支援センター（長寿包括支援センター）のさらなる周知と機能強化

★在宅医療介護連携の推進

★生活支援体制整備事業の推進

課題２　要支援・要介護高齢者の増加

【第６期計画期間中の笛吹市の取組みに対する課題】

〇運動機能向上事業「つるかめ塾」は、栄養改善や口腔ケアなど、複合的な取組みを行いました。今後は、重度化防止に向け、さらに効果的な予防事業の展開が求められています。

〇一般介護予防事業は、市職員が積極的に関わり大勢の参加者を集めていますが、参加者が固定化しつつあることから、介護予防の大切さを多くの高齢者に広めていく取組みが必要です。また、介護予防は、継続することで効果が上がるため、地域で週１回程度の自主的な介護予防教室を開催できるような体制づくりが必要です。

〇各種健診の推進、個別の対応による若い世代からの生活習慣病予防の啓発、疾病統計等を活用し高齢者のかかりやすい病気の予防・改善に取り組むとともに、シルバー体操指導員を育成し自主グループの支援を行いました。健診の受診率が伸び悩んでおり、シルバー体操指導員も新規の受講者が増えにくいのが課題です。

〇総合事業が始まり、緩和した基準の訪問・通所サービスや短期集中型の通所サービスなど、利用者のニーズに合った予防サービスを提供できるようになりました。今後は、地区公民館を活用したサロン活動など、住民主体のサービスについて検討していく必要があります。

【統計やアンケートに見る現状と課題】

〇ニーズ調査によると、普段の生活の中では、約３割が過去に転倒の経験が、約５割が転倒に対する不安を抱えており、また、外出を控えている人では約５割が足腰の痛みのためを理由としています。今後は転倒予防や虚弱防止に向けた取組みを検討していく必要があります。

〇運動器機能リスクを抱えている高齢者が 12%おり、圏域ごとに割合が異なることから、地域の特性に合わせた介護予防の取組みが必要です。

【2025 年に向けた笛吹市の課題】

〇2025 年にかけて、75 歳以上の高齢者が増加することから、重度で寝たきりの要介護状態や 65 歳になる前から介護予防に継続的に取り組んでいくことが重要です。

〇加齢や不規則な生活習慣、ストレス等が原因で、心身の機能低下が見られる高齢者がいることから、バランスの取れた食生活の推進、運動機能の向上、社会参加の推進など複合的な取組みにより健康寿命を伸ばしていく必要があります。

〇2025 年には３人に１人が高齢者となることから、高齢者への就労支援や社会活動への参加促進により、高齢者の活躍の場を確保していくことが必要です。また、全ての高齢者が現在置かれた状況下で、自分らしくいきいきと生活できる居場所づくりが必要です。

【2025 年に向けて必要な取組み】

★重度化防止に向けた効果的な予防事業の展開

★高齢や要介護になる前からの健康づくりの取組み

★住民主体の介護予防や地区公民館等を活用した集いの場の拡大

★高齢者の社会参加と生きがいづくり

課題３　在宅生活の継続に向けた課題

【第６期計画期間中の笛吹市の取組みに対する課題】

〇介護が必要な高齢者の在宅生活を支える事業として、住宅改修、福祉用具貸与、訪問理美容、外出支援助成（タクシー券配布）等を実施していますが、周知が不足している状況です。

〇介護者への支援として、紙おむつ助成、介護慰労金支給、家族介護教室を行っていますが、国の補助事業対象者が限定されつつあることから、費用対効果の検証も必要です。

〇総合事業の通所型・訪問型サービスは介護事業者により実施されていますが、住民ボランティア等による生活支援サービス（ごみ出し、外出支援等）の利用を広げていく必要があります。

〇高齢者が生きがいをもって健康で過ごせるよう、シルバー人材センターを活用し、就労を支援していく必要があります。

〇見守りステッカーなど様々な見守り事業を実施していますが、利用者が少ない状況にあります。

【統計やアンケートに見る現状と課題】

〇ニーズ調査によると、IADL が低い高齢者の割合は、北部圏域の 2.6%に対して南部圏域では 5.3%と高いことから、地域の特性に合わせた支援を考えていく必要があります。

〇在宅介護実態調査によると、介護者は、「日中の排泄」「夜間の排泄」といった身の回りの生活を支える介護について不安を感じていることから、訪問を組み合わせたサービスを充実する必要があります。

〇在宅生活の継続に必要と感じる生活支援としては、「移送サービス」「掃除洗濯」「外出同行」などが多くあげられており、ニーズに合った生活支援サービスを検討していく必要があります。

〇在宅生活の継続のためには、介護者の介護と仕事の両立が必要となります。そのためには、企業が介護休暇等の仕事と介護の両立に向けた支援を導入するとともに、介護について相談しやすい環境づくりや、時間的な制約に対応できる職場づくりを進めていく必要があります。

【2025 年に向けた笛吹市の課題】

〇在宅一人暮らし高齢者が増加しており、圏域ごとに傾向が異なることから、これらの高齢者が希望する場合に在宅で生活できるよう地域に根ざした取組みが必要です。

〇地域の元気な高齢者が要介護高齢者を見守り、支える社会の実現が不可欠です。

〇住み慣れた地域で尊厳を持ちながら安心して暮らしていくため、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅のあり方について検討していく必要があります。

【2025 年に向けて必要な取組み】

★在宅生活継続に向けたサービスメニューの充実

★住民ボランティアなどによる生活支援サービスの展開

★高齢者見守り事業の充実

★介護者の介護負担軽減に向けた取組み

★高齢者が安全・安心に生活できる環境づくり

課題４　認知症高齢者の増加

【第６期計画期間中の笛吹市の取組みに対する課題】

〇認知症サポーター養成講座等により、認知症を早期発見し、初期段階で支援する体制を整えています。今後は、養成した認知症サポーターの活用について検討していく必要があります。

〇認知症の進行に合わせて受けられる支援内容をまとめた認知症ケアパス（住民向けパンフレット）の配布を開始しました。今後は、予防から治療、終末期までを見据えたステージアプローチの考え方に基づき、対応策を検討する必要があります。

〇認知症初期集中支援チームを設置し、困難なケースについて集中的な支援を行っています。一方で、本人や家族が認知症であることを受け入れず支援につながらないケースが見られます。

〇認知症の人と家族の会の会員が減少していることや、認知症の人の介護者同士の情報共有が難しく、認知症の人を持つ家族に対する支援方法が課題です。

〇認知症や寝たきりとなった高齢者が家族や親族から虐待を受けているケースが発生しており、こうした高齢者の人権や財産を擁護する支援が必要です。

【統計やアンケートに見る現状と課題】

〇在宅介護実態調査によると、要介護者本人が抱えている傷病については「認知症」が最も多い結果となりました。認知症を早期に発見し、重症化を防ぐための取組みが必要となります。

〇高齢者基礎調査によると、認知症高齢者全体の７割超が在宅で生活しています。認知症があっても在宅で安心して暮らすことができるための取組みが必要です。

【2025 年に向けた笛吹市の課題】

〇認知症は加齢に伴って発症リスクが高まるため、後期高齢者の割合が高い圏域ほど、認知症高齢者は増加していくことが予測されます。笛吹市では、2025 年にかけて 75 歳以上の高齢者が増加し、認知症高齢者の増加が予測されることから、認知症を発症する前の予防や、発症後の重度化防止に取り組む必要があります。

〇増加する認知症高齢者に対して、市全体で支え・見守っていくことが重要です。認知症について理解して支えることのできる人材を育成するとともに、認知症についての市民の理解促進や関心を高めるための取組みが必要です。

【2025 年に向けて必要な取組み】

★認知症の予防・重度化防止策の実施

★認知症高齢者が在宅での生活を続けていくための取組み

★認知症高齢者を介護する家族を支援する取組み

★認知症について理解を深める啓発

★高齢者の権利擁護のための取組み

課題５　増加する介護ニーズへの対応

【第６期計画期間中の笛吹市の取組みに対する課題】

〇地域密着型サービス事業所は計画どおり整備されています。今後は、サービスを精査し整備･充実を進めるとともに、他のサービスへの転換についても検討していく必要があります。

〇地域密着型事業所の実地指導、運営推進会議への参加、介護相談員の派遣、給付費通知の送付等により、給付費の適正化に取り組みました。今後も、サービスの質の向上と、適正な提供に取り組む必要があります。

〇高齢化や核家族化、単独世帯の増加、在宅一人暮らし高齢者や在宅認知症高齢者の増加により、要介護認定者が増えており、介護給付費は平成 27・28 年度とも増加しています。今後は、利用者の状況に応じ、利用者に適した多様な居宅サービスの提供を検討していく必要があります。

【統計やアンケートに見る現状と課題】

〇ニーズ調査によると、介護が必要であるものの介護サービスを現在は受けていない高齢者が7.5%います。支援を必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、制度の周知と、より身近な地域での相談体制の整備を行っていく必要があります。

〇在宅介護実態調査によると、介護者の多くは、在宅での介護に対して、「認知症状への対応」「夜間の排泄」に不安を感じている状況にあります。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となるサービスの充実が求められています。

【2025 年に向けた笛吹市の課題】

〇厚生労働省の推計によると、介護給付費は 2012 年の 8.4 兆円から 2025 年に 19.8 兆円になると見込まれていることから、給付適正化に向けた取組みが求められています。

〇要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合、サービス事業所に対する実地指導等を行うとともに、介護支援専門員の資質向上にも取り組み、介護保険サービスが適正に利用されるよう、保険者としてのマネジメント機能を強化していくことが必要です。

〇要介護認定者の増加により、サービス量の増加が見込まれるため、サービスを提供する介護人材の確保・育成に向けた支援を行うことも必要です。

〇介護離職の防止に向けて、特養入所待機者の解消や在宅・施設介護サービスの充実が必要です。

【2025 年に向けて必要な取組み】

★在宅生活の継続に向けたサービスの充実

★地域密着型サービス事業所の適正設置

★適切な介護サービスの確保と適正な保険給付に向けたさらなる取組み

第６章　計画の基本方針

１．基本理念

本計画における目指す姿と、基本理念を以下のように設定します。

＜目指す姿＞

本計画における目指す姿

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち

＜基本理念＞

本計画における基本理念

高　齢　者　が　*いきいきと活躍するまち*

高　齢　者　が　*安心して暮らせるまち*

高　齢　者　が　*地域で支えあうまち*

２．基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の５つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標１　地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

基本目標２　健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

基本目標３　高齢者の自立した在宅生活への支援

基本目標４　高齢者の権利と尊厳を守る取組み

基本目標５　安心して暮らせる介護サービスの提供

3．計画の体系

基本目標	施策の方向	具体的施策の展開	事業
1．地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり 【第7章】	1.「地域包括ケア」の深化と「地域共生社会」の実現		①地域包括支援センターの機能強化 ②総合相談・権利擁護事業 ③包括的継続的ケアマネジメント事業 ④地域ケア会議の実施
	2．在宅医療と介護の連携の推進		在宅医療・介護連携推進事業
	3．生活支援体制整備の充実		生活支援体制整備事業
	4．達成目標		
2．健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり 【第8章】	1．重度化防止に向けた介護予防事業の展開	(1) 総合事業の推進	①介護予防ケアマネジメント ②訪問型サービス（予防） ③通所型サービス（予防）
		(2) 一般介護予防事業の効果的な展開	①一般介護予防教室事業 ②介護予防講演会
		(3) 切れ目のない健康づくりの展開	①39 歳以下健康診査 ②各健康教室（栄養・運動・生活習慣病） ③特定健康診査・後期高齢者健康診査 ④各種がん検診の実施 ⑤食生活に関する指導・食育の推進
		(4) 住民主体の介護予防活動の促進	①フレイル予防の推進 ②いきいき百歳体操
	2．地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進	(1) 生きがいづくりと居場所づくり	①やってみるじゃん・地区サロン ②市民講座
		(2) 社会貢献活動の促進	①いきいきサポーター事業 ②高齢者社会活動推進事業 ③シルバー体操指導員養成事業
		(3) 就労の支援	①シルバー人材センターの活用 ②営農支援センター補助事業
	3．達成目標		

基本目標	施策の方向	具体的施策の展開	事業
3．高齢者の自立した在宅生活への支援 【第9章】	1．高齢者の在宅生活を支援する取組み	⑴ 在宅生活の支援	①訪問型サービス（予防）（再掲） ②通所型サービス（予防）（再掲） ③在宅高齢者外出支援サービス ④在宅生活支援事業 ⑤養護老人ホーム等短期宿泊事業 ⑥シルバーワンコインサービス
		⑵ 高齢者等の見守り	①一人暮らし高齢者見守り事業 ②配食サービス事業 ③高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業 ④救急医療情報キット配付事業 ⑤見守りステッカー利用支援事業 ⑥みまもりあいアプリプロジェクト事業 ⑦安心安全見守り協議会 ⑧避難行動要支援者台帳整備事業
	2．介護者の負担軽減に向けた取組み		①家族介護教室 ②介護慰労金支給事業 ③在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業 ④介護マーク配布事業 ⑤介護離職の防止に向けた取組み
	3．安全・安心な暮らしづくり	⑴ 高齢者の住まいの確保	①ユニバーサルデザインの推進 ②公営住宅の建て替え ③サービス付き高齢者住宅、有料･軽費老人ホームの適正配置の検討
		⑵ 高齢者の安全対策	①交通安全対策事業 ②運転免許証自主返納支援事業 ③住宅の耐震診断、耐震化の普及 ④住宅用火災警報器の設置促進
		⑶ 公共交通の整備	公共交通の整備
	4．達成目標		

基本目標	施策の方向	具体的施策の展開	事業
4. 高齢者の権利と尊厳を守る取組み 【第 10 章】	1. 高齢者の尊厳と権利擁護	(1) 高齢者の尊厳と権利擁護	①権利擁護事業 ②高齢者虐待防止事業 ③市民後見人養成事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤敬老祝金支給事業 ⑥行政区敬老事業助成事業
		(2) 老人保護措置事業	老人保護措置事業
	2. 認知症施策の推進	(1) 地域や社会の支え合いの体制づくり	①認知症サポーター養成講座 ②キャラバンメイト活動支援 ③認知症高齢者対策事業 ④見守りステッカー利用支援事業（再掲） ⑤みまもりあいアプリプロジェクト事業（再掲） ⑦一人暮らし高齢者見守り事業（再掲） ⑧安心安全見守り協議会（再掲） ⑨認知症について理解を深める啓発
		(2) 患者と家族に対する支援	①認知症初期集中支援推進事業 ②認知症地域支援・ケア向上事業 ③認知症カフェ事業 ④一般介護予防教室事業（認知症予防） ⑤家族介護教室（再掲） ⑥介護マーク配布事業（再掲）
	3. 達成目標		

基本目標	施策の方向	具体的施策の展開	（事業）
5. 安心して暮らせる介護サービスの提供 【第 11 章】	1. 介護保険サービスの充実	(1) サービスの体系	
		(2) 居宅（介護予防）サービス	
		(3) 施設サービス	
		(4) 地域密着型（介護予防）サービス	
	2. 地域支援事業の充実	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	①訪問型サービス（予防）（再掲） ②通所型サービス（予防）（再掲） ③生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント（再掲） ⑤介護予防普及啓発事業 ⑥地域介護予防活動支援事業
		(2) 包括的支援事業	①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント（再掲） ④介護予防ケアマネジメント（再掲） ⑤在宅医療・介護連携推進事業（再掲） ⑥認知症施策の推進 ⑦生活支援体制整備事業（再掲） ⑧地域ケア会議の充実
		(3) 任意事業	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業
	3. 介護保険料の算出	(1) 給付費の見込み	
		(2) 第７期介護保険料	
		(3) 低所得者への配慮	
	4. 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施	(1) 保険給付及び要介護認定審査の適正化（笛吹市給付適正化計画）	①給付費適正化事業 ②介護相談員派遣事業 ③要介護認定調査事業 ④介護認定審査会事業
		(2) 介護保険制度の周知	
	5. 達成目標		

第７章
地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

１.「地域包括ケア」の深化と「地域共生社会」の実現

基本方針

2025 年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアを実現していきます。そのためには、長寿包括支援センターが中心となり、地域の医療機関や介護事業者、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体などが連携して高齢者を支援していく必要があります。そこで、第７期計画期間中に、「地域包括支援センターの機能強化」に向けて取り組み、「在宅医療と介護の連携推進」「生活支援体制整備」と合わせて３つの柱により地域包括ケアを進めていきます（図表 83）。

また、少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが複雑・多様化しており、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しています。これを踏まえ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「我が事」の地域づくりや、地域生活課題を「丸ごと」受けとめる地域づくりを検討していく必要があります。

具体的施策の展開

①　地域包括支援センターの機能強化

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 長寿包括支援センターを３カ所に設置し、北部（石和・春日居）、東部（御坂・一宮）、南部（八代・境川・芦川）の 3 つの日常生活圏域ごとに、地域の医療機関と介護・福祉事業者及び民生委員等と連携を深め、より身近な地域で高齢者を支援していきます。

今後の方向性

- 初期相談機能の強化に向けて、市内の地域相談窓口と支所窓口及び長寿包括支援センターが連携を行いながら、相談支援を効果的に進めます。
- 長寿包括支援センターの役割や名称を周知していきます。
- 各日常生活圏域の長寿包括支援センターの業務改善・評価を実施することにより、センターの機能の強化に努めます。
- 業務に応じ、必要な専門職の配置をしていきます。

図表 83　笛吹市の地域包括ケアのイメージ

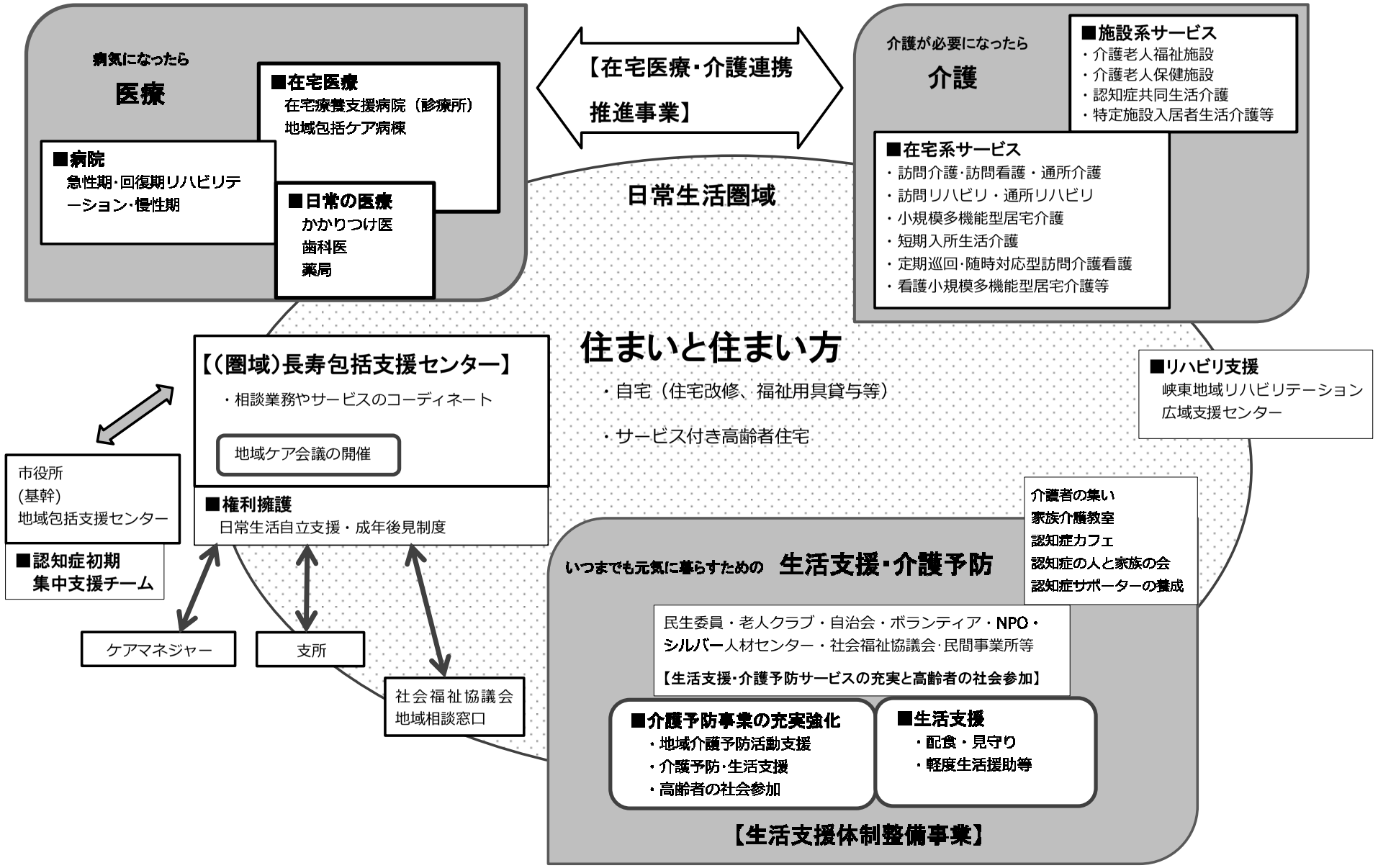

② 総合相談・権利擁護事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 地域包括支援センター（長寿包括支援センター）が、高齢者やその家族から様々な相談を受けて、必要な支援やサービスにつなげています。また、地区民生委員会や地域会議、事業者連絡会等へ参加し、相談しやすい体制づくりを進めます。
- 安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

今後の方向性

- 引き続き、身近な窓口としての効果的な機能を果たせるよう関係機関との連携を進めます。
- 市内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議へ参加し連携強化を進めます。
- 高齢者の権利擁護のための啓発活動及び支援を継続します。

③ 包括的継続的ケアマネジメント事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 個々の高齢者の状況や変化に応じて継続的にケアマネジメントを行うため、介護支援専門員の後方支援を行います。

今後の方向性

- 市内主任介護支援専門員連絡会と連携し介護支援専門員への支援を行います。

④ 地域ケア会議の実施

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 医療・介護の専門職や地域の関係者により個別ケースを検討し、地域課題の解決に向けた検討を行います。

今後の方向性

- 引き続き、地域ケア会議を継続し、課題解決能力の向上に努めるとともに、日常生活圏域ごとの個別地域ケア会議を実施し、より身近な地域での地域課題の把握を行います。
- 介護予防のための個別地域ケア会議を開催し、自立支援への取組みを強化します。

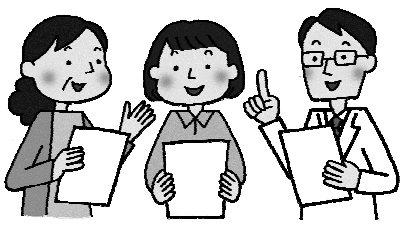

2．在宅医療と介護の連携の推進

基本方針

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、高齢や要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるためには、在宅医療と介護サービスとの連携が欠かせません。多職種の連携強化や、家族及び関係者への情報共有を通して、本人や家族の想いを関係者が共有しつつ、適切な在宅医療・介護が提供される体制づくりを進めていきます。

具体的施策の展開

在宅医療・介護連携推進事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 医師、看護師、介護支援専門員等の専門多職種による在宅医療介護連携推進協議会を開催し、笛吹市の在宅医療の現状と課題及び解決策について継続的に協議し、医療と介護の密接な連携による支援体制を構築します。

今後の方向性

- 笛吹市在宅医療・介護連携推進支援センターの設置により、在宅医療に関する相談に対応していきます。
- 患者情報が多職種間でスムーズに伝達・共有できる仕組みを構築します。
- 市民一人ひとりが、生き方や最期の迎え方を考える機会をつくります。
- 在宅医療・在宅看取りについての啓発を行います。
- 在宅医療について、峡東地域で共通の課題に取り組む体制を整備します。

3．生活支援体制整備の充実

基本方針

一人暮らし高齢者や夫婦のみ世帯、認知症高齢者が増加し、在宅で生活する高齢者が日中の生活を送るうえでの支援が求められています。また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、公的サービス等のフォーマルな支援だけではなく、インフォーマルな支援等を含めて、地域の資源と人を活用した生活支援が必要となっています。

笛吹市においては、平成 29 年度に生活支援コーディネーターを配置し、情報共有を行うための協議体も併せて設置し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めています。今後は、生活支援コーディネーターの継続的な働きかけにより、地区公民館等を活用したサロン活動や介護予防体操、ごみ出しや買い物の補助など、比較的要介護度の軽い高齢者に対する身の周りの支援を充実していくことが必要です。

具体的施策の展開

生活支援体制整備事業

担当：長寿介護課　介護支援担当・地域包括担当

事業概要

- 地域の高齢者の潜在的ニーズと、これに対するサービス資源を調査し、活用に向けた検討を行います。また、生活支援サービスの提供体制を構築し、地域の課題解決に向けた検討を行います。

今後の方向性

取組み名	今後の方向性
地域のニーズ・資源の把握	訪問調査等により、高齢者の潜在的なニーズを明らかにするとともに、これに対するサービス資源を掘り起こします。
地域ケア会議を踏まえた生活支援サービスの検討	地域ケア会議から抽出した地域の課題を基に、生活支援サービスの内容を検討します。
生活支援の担い手の養成・サービスの開発	生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行い、高齢者支援のグループ活動への参加を支援します。
生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、支援が必要な高齢者と生活支援サービスの担い手とをマッチングしていきます。
協議体の設置	生活支援コーディネーターと、生活支援・介護サービスの提供主体等が参画し、定期的に情報共有する協議体を設置します。
通いの場の設置（新規）	社会資源の把握や分析を進め、地区サロン等の高齢者の居場所づくりを行います。

４．達成目標

笛吹市としての地域包括ケアを進めていくため、第７章では次の目標を設定します。

目標	現状	目標値		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
長寿包括支援センター設置数	１カ所	３カ所	３カ所	３カ所
	《目標設定理由》地域包括ケアの日常生活圏域単位での拠点となる、長寿包括支援センターの設置数を目標とします。			
長寿包括支援センターにおける専門３職種の配置人数	11 人	13 人	13 人	13 人
	《目標設定理由》 地域包括ケアを進めていくために必要となる、専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置人数を目標とします。			
地域包括支援センター運営協議会の実施回数	2回	2回	2回	3回
	《目標設定理由》 長寿包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、運営を見直していくことが必要であるため、協議会の実施回数を目標とします。			
地域ケア会議における個別事例の検討数	12 件	24 件	36 件	48 件
	《目標設定理由》 個別ケースの支援内容を検討することにより、マネジメントの質の向上や地域ネットワークの構築が期待されるため、地域ケア会議における個別事例の検討数を目標とします。			
在宅医療介護連携推進協議会の開催回数	１回	2回	2回	2回
	《目標設定理由》 在宅医療と介護の連携を推進するため、医療と介護の専門多職種による協議会の開催回数を目標とします。			
（仮称）在宅医療介護相談センターの設置状況	窓口未設置	窓口を設置	―	―
	《目標設定理由》 在宅医療介護連携が円滑に進むよう、相談窓口を設置することを目標とします。			
生活支援体制整備協議体の取組み内容	市全体の協議体の設置	各町単位に協議体を設置	各町の地域資源の発掘	新たなサービスの開発
	《目標設定理由》 高齢者を支え合う地域づくりを進めるための核となる、協議体の設置状況及び取組み内容を目標とします。			

第８章
健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

１．重度化防止に向けた介護予防事業の展開

基本方針

介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が全国の市町村において実施されることとなりました。笛吹市においては、平成 29 年３月から総合事業を開始し、高齢者がいつまでも自立した生活を送れるよう、高齢者の介護予防や重度化防止に向けた取組みを進めています。

通所型サービスや訪問型サービス、市の一般介護予防事業、住民主体の介護予防体操や地区公民館を活用したサロン活動など、あらゆる機会を利用して、介護予防の実践につなげる取組みを推進するとともに、介護予防に関する普及啓発を図っていきます。

さらに、健康状態を定期的に把握することで、早期に疾病や健康状態の異変に気付き、重度化の防止や治療等の対応に結び付けていきます。また、健康づくりは個人で取り組むだけでなく、地域ぐるみで取り組むことで継続性が期待されるため、健康づくりをサポートする人材の確保にも取り組みます。

具体的施策の展開

（１）総合事業の推進

① 介護予防ケアマネジメント

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 要支援者などに対し、介護予防･健康の維持増進に向けた取組みができるよう介護予防ケアプランを作成し支援します。

今後の方向性

- 居宅介護支援事業と連携し、自立した日常生活が送れるようケアプランを作成していきます。

② 訪問型サービス（予防）

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 要支援者などに対し、入浴や排泄などの身体介護、掃除やごみ出しなどの生活援助を提供するサービスです。現在は、従来の訪問型介護（現行相当）と訪問型サービスＡ（買い物、洗濯などの生活援助）を提供しています。

今後の方向性

- 地域の実情に応じて、訪問型サービスＢ（住民主体による生活援助）、訪問型サービスＣ（保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防）、訪問型サービスＤ（移動支援）などのサービスメニューの充実や提供体制の整備に努めます。

③ 通所型サービス（予防）

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。現在は、従来の通所型介護（現行相当）と緩和した基準による通所型サービスＡ（ミニデイサービスや運動・レクリエーションを提供）、また、通所型サービス Ｃ（専門職による短期集中型）を提供しています。

今後の方向性

- 緩和した基準による通所型サービスＡを提供できる事業所を増やすとともに、地域の実情に応じて、住民主体による通所型サービス Ｂ の充実や提供体制の整備に努めます。

（2）一般介護予防事業の効果的な展開

① 一般介護予防教室事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 65 歳以上の高齢者を対象に、レクリエーションなどを通して仲間づくりを行いながら、運動や音楽を使い介護予防全般を学び、家庭での運動、学習を支援します。

今後の方向性

- 地域の交流を活性化させるとともに、住民主体の活動へと展開していきます。地域住民主体の介護予防活動の広がりとともに、市内全体を対象にした教室は縮小していきます。

② 介護予防講演会

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の知識の普及啓発を行うことで、介護予防へのきっかけをつくります。

今後の方向性

- 介護予防の知識を身に付けられるよう、引き続き講演会を実施していきます。

（3）切れ目のない健康づくりの展開

① 39 歳以下健康診査

担当：健康づくり課　成人保健担当

事業概要

- 39 歳以下を対象とした健康診査を実施しています。平成 29 年度からは、集団健診に加え、個別健診を開始しています。

今後の方向性

- 若い世代からの生活習慣病予防について、啓発を行い、健診受診者は将来に向けての健康保持・増進について具体的な行動ができるような支援をします。

② 各健康教室（栄養・運動・生活習慣病）

担当：健康づくり課　健康企画担当・成人保健担当

事業概要

- 自分の健康に関心を持ち、生活習慣の見直し等の健康管理ができるよう、健康に関する学習機会を提供します。

今後の方向性

- 生活習慣病予防について知識の普及啓発を継続的に行います。

③ 特定健康診査・後期高齢者健康診査

担当：国民健康保険課　国保保健指導担当
健康づくり課　成人保健担当

事業概要

- 40 歳以上の人に対して、健康診査を実施します。

今後の方向性

- 特定健診受診勧奨と精密検査受診勧奨を継続し、自分の健康状態を知り、健康管理に取り組むことを支援します。

④ 各種がん検診の実施

担当：健康づくり課　成人保健担当

今後の方向性

- 悪性新生物（がん）を早期に発見・治療することができるよう、各種がん検診について、受診勧奨を行います。また、精密検査の受診勧奨も併せて行います。

⑤ 食生活に関する指導・食育の推進

担当：健康づくり課　健康企画担当、長寿介護課　介護支援担当

今後の方向性

- 低栄養状態の防止に向けて、食生活改善推進員会の会員が、地域で行われている一人暮らし高齢者等交流事業において、食育教室を実施します。
- 「笛吹市版食事バランスガイド」を活用し、具体的で分かりやすく自分に合った食事の量やバランスについて知る機会を増やします。

（4）住民主体の介護予防活動の促進

① フレイル予防の推進（新規）

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 高齢者の虚弱（フレイル）状態への予防に向けて、「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」という３つの項目のチェックを行い、地域において予防に取り組むような動機付けや、普及啓発を行います。

② いきいき百歳体操（新規）

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- その人の筋力や体力に合わせて、重りを手首や足首に巻いて行う筋力運動を、地域で住民が主体的に行っていくよう促していきます。

2．地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進

基本方針

日本老年学会の 2016 年の最新のデータでは、高齢者の身体機能や知的能力は年々若返る傾向にあり、現在の高齢者は 10～20 年前に比べて 5～10 歳は若返っていると考えられています。高齢者が地域において生涯にわたっていきいきと暮らし、豊かな人生を送るための支援が求められます。

そこで、高齢者への就労を支援するとともに、社会貢献活動や趣味の活動への参加を促進し、高齢者の活躍の場を確保していきます。

また、全ての高齢者が、現在置かれた状況下で、自分らしくいきいきと生活できる居場所づくりも促進していきます。

具体的施策の展開

（1）生きがいづくりと居場所づくり

① やってみるじゃん・地区サロン

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 地区公民館などで、体操や健康講話等の多様なメニューで介護予防を実施します。

今後の方向性

- 高齢者が積極的に参加したいと思える多様なメニューを実施するとともに、地域の参加者の交流を図り、自主的な取組みにつなげられるような工夫を行います。

② 市民講座

担当：生涯学習課

今後の方向性

- 生涯学習コーディネーターを中心に、地域の実態を把握し、地域のニーズに合った講座・教室を展開します。
- 長寿介護課と連携し、講座等の開催により、高齢者自身が「老年期」の生活設計を考える場を提供します。

（2）社会貢献活動の促進

① いきいきサポーター事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 高齢者自身の健康増進や介護予防・生きがいづくりを支援するため、元気な高齢者をいきいきサポーターとして養成します。また、いきいきサポーターが市内の介護保険施設等において活躍する場をつくり、活動に応じたポイントを付与し、交付金を支給することによって、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを支援しています。

今後の方向性

- ボランティアポイントの対象になる活動の範囲を検証し検討していきます。

② 高齢者社会活動推進事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 老人クラブの活動をとおし、地域社会の中で、自ら社会活動に参加し、役割を持って地域の中で活躍できるよう、友愛訪問・各種行事等の開催を行い、元気な高齢者の活動の場を広げます。

今後の方向性

- 引き続き活動を支援し、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防につなげます。また、各地区に働きかけ、若手会員の加入を促すとともに、役員育成を支援し、活動クラブ数を増やします。

③ シルバー体操指導員養成事業

担当：健康づくり課　成人保健担当

事業概要

- 地域での体操活動の活発化を支援するための指導員を養成します。

今後の方向性

- シルバー体操指導員養成後のスキルアップ、自主グループの支援を行っていきます。

（3）就労の支援

① シルバー人材センターの活用

担当：シルバー人材センター

事業概要

- シルバー人材センターにおいて、高齢者への就労機会を提供します。

今後の方向性

- 高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って健康に過ごせるよう、就労機会を確保していきます。

② 営農支援センター補助事業

担当：農林振興課

事業概要

- 農業従事者の高齢化による労力負担の軽減のため、援農者の育成、農業技術（果樹栽培技術）習得の講習会等への参加周知を行います。

今後の方向性

- 引き続き援農支援センター運営費を補助し、農業の担い手の確保に努めます。

3．達成目標

2025 年にかけて、要介護 2 以上の高齢者と 75 歳以上の高齢者が増加する見込みであることから、重度の寝たきり高齢者の増加を防ぐため、効果的な予防事業の展開が求められています。このことから、第８章では次の目標を設定し、計画を推進します。

目標	現状	目標値		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
要介護状態が維持・改善した認定者の割合	33.2%	33.5%	34.0%	34.5%
	《目標設定理由》 各種介護予防事業を 1 年間実施した結果、要介護状態が維持・改善した軽度認定者（要支援１～要介護 1）がどの程度いたかを認定基準時間減少者の割合で評価します。			
介護予防を行う通いの場への参加者数（実人数）	2,500 人	2,550 人	2,600 人	2,650 人
	《目標設定理由》 「健康でいきいきと暮らせる」人を増やすため、地区公民館等で開催している「やってみるじゃん」や「楽笑塾」等の介護予防事業に参加した実人数を目標とします。			
フレイルサポーター数（実人数）	未実施	30 人	40 人	50 人
	《目標設定理由》 介護予防に効果のある、三位一体（栄養口腔・運動・社会参加）の取組みを、市民参加により広めていくために、その核となる、フレイルサポーター数を目標とします。			
住民主体の通いの場(地区サロン等）の設置数	未確認	実態把握	7 カ所	10 カ所
	《目標設定理由》高齢者の地域における居場所となる地区サロン（住民が主体的に運営する通いの場）の設置数を目標にします。			

第９章　高齢者の自立した在宅生活への支援

１．高齢者の在宅生活を支援する取組み

基本方針

要支援・要介護認定者の増加に加え、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、日常生活の支援が必要な高齢者が増加しています。高齢者が、一人ひとりの状況に応じたサービスを利用し、生活の質の向上に努めることで、より長く自宅で生活をすることが可能となります。そのため、身近な家事の援助や、自宅の生活用具の提供、生活習慣を身に付ける機会の提供等、多様なメニューを用意し、高齢者のニーズに合ったサービスにより、在宅での生活を支援します。

また、高齢者の健康状態等の変化に気付き、素早い対応ができる体制を整えることで、高齢者の安全・安心な在宅生活の継続につながります。そのため、日頃からの安否確認や、緊急時の通報体制の確保などにより、地域における見守りのネットワーク体制を整えます。

具体的施策の展開

（１）在宅生活の支援

①　訪問型サービス（予防）（再掲）

②　通所型サービス（予防）（再掲）

③　在宅高齢者外出支援サービス

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 外出が困難な在宅高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。

今後の方向性

- 事業の効果について検証し、対象者やサービス内容を検討します。
- 制度の周知を行います。

④ 在宅生活支援事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

事業名	内容
訪問理美容サービス	寝たきり等で外出できない高齢者に、在宅での理美容サービスを提供するための理美容師の出張費用を助成します。
寝具洗濯乾燥サービス	寝具を日に干すことが困難な高齢者に、寝具の洗濯乾燥費用の一部を助成します。
高齢者日常生活用具給付事業	高齢者のみの世帯等で給付が必要と判断される人に電磁調理器や住宅用宅火災警報器の費用の一部を助成します。
介護予防用寝台貸与費助成事業	要介護度の軽度な非課税の人に、介護予防用ベッドの貸与費用の一部を助成します。

今後の方向性

- ニーズは少ないものの、必要としている高齢者がいるため継続していきます。

⑤ 養護老人ホーム等短期宿泊事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 60 歳以上の高齢者に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い基本的な生活習慣を身につけることができるよう援助します。

今後の方向性

- 引き続き、市内の養護老人ホームと締結している契約を継続し、事案が発生した際には迅速に対応できるよう備えます。

⑥ シルバーワンコインサービス

担当：シルバー人材センター

事業概要

- シルバー人材センターの会員が、市内の高齢者を対象に、日常生活の中で困っている軽微な作業（1 回 30 分程度）をワンコイン（500 円）で行う事業です。

今後の方向性

- 今後とも、高齢者が生きがいと誇りを持って働けるよう、地域への貢献を支援していきます。

（2）高齢者等の見守り

① 一人暮らし高齢者見守り事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 75 歳以上の在宅一人暮らし高齢者で、虚弱等で外出が困難な状況にある高齢者に対して、乳酸菌飲料を直接手渡すことにより、他のサービスを利用していない日の安否確認を行います。

今後の方向性

- 1 人暮らし高齢者が増えているため、これまでどおり事業を継続します。

② 配食サービス事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 自分での食の確保が困難な他のサービスを利用していない 65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、昼食の配達を行い、併せて安否確認を実施します。

今後の方向性

- 平成 28 年度から年末年始等長期休暇中の対応ができるようになっており、今後も年中無休でニーズに合わせて実施します。

③ 高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を目的に、在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急時に、迅速な救助ができる緊急通報システムを整備します。

今後の方向性

- 必要とする高齢者に向けてこれまでどおり事業を継続していきます。

④ 救急医療情報キット配付事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 75 歳以上の在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の救急時に、救急隊や医療機関に本人の適切な情報が速やかに伝えられる手段として、情報キットを配布します。

今後の方向性

- 必要としている人がいるため、継続していきます。

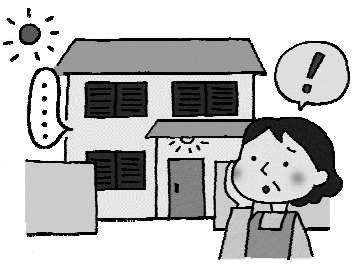

⑤ 見守りステッカー利用支援事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 高齢者をはじめ、病気や認知症、障がい等により外出時における緊急事態への備えとして、身元確認や保護等に役立てるため、身元確認ができるＩＤ番号を記したステッカーを配布し、衣類や靴等に貼り付けてもらい、発見者に通報してもらう安否確認の通報システムを運用します。

今後の方向性

- より多くの方の利用に向けて、市民及び介護者に対して、事業の浸透を図ります。

⑥ みまもりあいアプリプロジェクト事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 市民がスマートフォンに「みまもりあいアプリ」を登録し、見守りステッカー利用者の捜索時の協力者となることで、地域全体での見守りを行います。

今後の方向性

- 市民への制度の周知を進めることで、アプリケーションの登録者を増やし、地域全体での見守りを実施していきます。

⑦ 安心安全見守り協議会

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 地域の中で誰もが安心安全に暮らせる地域づくりのため、安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場を提供します。

今後の方向性

- 市民の誰もが、高齢者･子ども・障がい児（者）等への異変に気付き、緊急時に対応できるよう、引き続き実施します。

⑧ 避難行動要支援者台帳整備事業

担当：福祉総務課　福祉総務担当、防災危機管理課　消防防災担当

事業概要

- 災害時に１人では速やかに情報を得たり、避難できない高齢者・障がい児（者）等に、情報提供の同意を得て、迅速な避難の実施に向けて、台帳への登録を行います。

今後の方向性

- より多くの高齢者・障がい児（者）等に登録してもらうことができるよう、登録過程の簡素化と、未登録者への理解を促進します。

２．介護者の負担軽減に向けた取組み

基本方針

少子高齢化の影響で、家族内で介護に取り組むための人員や、看護や看取りの作法や技術、知識といったいわゆる「家族の介護力」が低下しており、介護を必要とする高齢者が在宅生活を継続していくためには、介護者に対する経済的・心理的支援を充実することが重要となります。

そのため、家族同士の交流の機会の提供や、介護にかかる費用の一部補助等により、介護者の負担軽減に努めます。

具体的施策の展開

① 家族介護教室

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 介護者や介護に関心のある人が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、心のストレスを発散する方法について学ぶ機会を提供します。

今後の方向性

- 引き続き介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。

② 介護慰労金支給事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 家庭において、寝たきり高齢者または認知症高齢者を介護している人に、日頃の労苦に対し、慰労金を支給します。

今後の方向性

- 事業の成果を検証し、対象者や内容を検討します。

③ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 在宅の寝たきり高齢者に対し、紙オムツ費用の一部を助成します。

今後の方向性

- 事業効果を検証し、内容を検討します。

④ 介護マーク配布事業

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。

今後の方向性

- ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。

⑤ 介護離職の防止に向けた取組み

担当：長寿介護課　長寿総務担当

事業概要

- 介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能になる訪問サービスと通所サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスのメニューを充実していきます。

3．安全・安心な暮らしづくり

基本方針

核家族化及び単独世帯の増加に伴って一人暮らし高齢者や高齢者のみ夫婦世帯が増加しており、これらの高齢者が安全・安心に暮らすための支援が必要となっています。そのため、市営住宅の建て替えやバリアフリー化を推進し、住宅環境を整えます。また、高齢者が家庭の都合や状態に応じて尊厳を持ちながら暮らせる場所を選択できるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅のあり方について検討していきます。

加えて、住まいの内外で安全に過ごすことのできるよう、交通安全意識の啓発、住宅の改修や住宅用火災警報器の設置を促進します。また、公共交通網の整備や移動支援を通して、高齢者の外出を支援します。

具体的施策の展開

（1）高齢者の住まいの確保

① ユニバーサルデザインの推進

担当：まちづくり整備課

事業概要

- 良好な住環境生活の推進に向けて、ユニバーサルデザインの導入・普及と設計業者への指導を行い、市営住宅のバリアフリー化を検討しています。また、「福祉のまちづくり整備マニュアル」を活用して、公共施設の整備を進めています。

今後の方向性

- 高齢者を含めたあらゆる人が不自由なく公共施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、引き続き市営住宅や公共施設のバリアフリー化を進めます。

② 公営住宅の建て替え

担当：管理総務課

事業概要

- 市営住宅の建て替えを行うとともに、バリアフリー化を図っています。

今後の方向性

- 計画的に市営住宅の建替えを行い、安全を確保します。

③ サービス付き高齢者住宅、有料･軽費老人ホームの適正配置の検討

担当：長寿介護課　給付適正担当

事業概要

- サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームの設置にあたっては、既存の介護サービスを考慮した上で適正な設置や的確な設備及び運営に向けた意見書を提出しています。

今後の方向性

- 通所介護や訪問介護等の外付けサービスを含めて、今後の整備に関する方針や高齢者の「住まい方」を検討していきます。

（2）高齢者の安全対策

① 交通安全対策事業

担当：市民活動支援課

事業概要

- 介護予防事業における交通安全教室を公民館単位で開催するとともに、全国交通安全運動において、高齢者対象の交通安全啓発イベントを年２回実施しています。

今後の方向性

- 介護予防事業における交通安全教室や高齢者対象の交通安全啓発イベントの実施により、高齢者に対する交通指導を行い、高齢者の交通安全意識を高めます。

② 運転免許証自主返納支援事業

担当：市民活動支援課

事業概要

- 高齢者の交通事故を未然に防止することを目的に、自主的に運転免許証を返納した高齢者等にタクシー券を交付します。

今後の方向性

- 引き続き制度の周知を行い、高齢者の交通安全の確保を行います。

③ 住宅の耐震診断、耐震化の普及

担当：まちづくり整備課

事業概要

- 災害時の家屋の倒壊を防ぐため、住宅の耐震診断、耐震化の普及を進め、耐震改修等が必要な場合には改修支援を行います。

今後の方向性

- 市内に建築年数の長い建築物が多くあり、利用者の増加が見込まれるため、今後も制度の利用に向けた普及と利用者の支援を行います。

④ 住宅用火災警報器の設置促進

担当：消防本部予防課

事業概要

- 就寝中に火災が発生し、高齢者が逃げ遅れるケースが発生していることから、消防法及び火災予防条例に基づいて、住宅の寝室への火災警報器の設置を促進しています。

今後の方向性

- 引き続き、火災警報器の設置についての啓発活動に取り組むとともに、寝室への設置の普及を促進していきます。
- 火災警報器の電池交換や動作確認等の維持管理を周知していきます。

（3）公共交通の整備

公共交通の整備

担当：経営企画課

事業概要

- 市が運行する市営バスや、甲府市・甲斐市と共同で運行を委託している自主運営バス、民営バス路線に加えて、交通空白地域解消のためにデマンドタクシーの運行を行うとともに、地域住民のニーズに基づき、便数や運行ルートについて随時見直しを行っています。

今後の方向性

- 市民の移動スタイルや利用ニーズの変遷に即した魅力ある交通体系の再編への取組みや公共交通の周知啓発を継続して進め、利用者の増加を図ります。

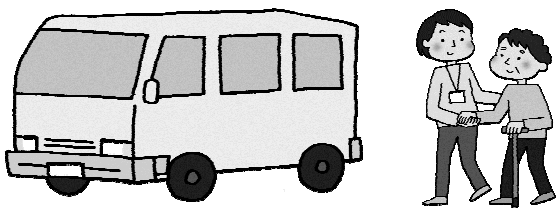

４．達成目標

高齢者の在宅生活を継続させるためには、介護者の不安や負担を軽減し、ニーズに合った様々なサービスの体制づくりや提供が必要となることから、第９章では次の目標を設定し、計画を推進します。

目標	現状	目標値		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
訪問型サービスＢ・Ｄに取り組む団体数	０団体	２団体	５団体	７団体
	《目標設定理由》 高齢者の在宅生活を支えるサービスを増やすため、住民主体のサービスである訪問型サービスＢと、移動支援である訪問型サービスＤに取り組む団体数を目標とします。			
在宅高齢者外出支援サービス利用者数	268 人	380 人	460 人	470 人
	《目標設定理由》 移動が困難な高齢者が在宅生活を継続できるよう、外出支援サービスの利用者数を目標とします。			
みまもりあいアプリの登録者数	600 人	800 人	1,000 人	1,200 人
	《目標設定理由》 在宅高齢者を地域で見守る取組みを評価するため、みまもりあいアプリの登録者数を目標とします。			
家族介護教室開催回数	２回	３回	４回	５回
	《目標設定理由》介護者の身体的・精神的な負担の軽減となるよう、介護者のための教室開催回数を目標とします。			
寝室の火災警報器の設置率	50.1%（2016 年）	―	―	65%
	《目標設定理由》 高齢者の「安全・安心な暮らしづくり」の進捗について、条例で定める寝室への火災警報器の設置率で評価します。			
公共交通の利用者数	30,000 人（2015 年）	―	―	33,000 人
	《目標設定理由》 高齢者の「安全・安心な暮らしづくり」の進捗について、「公共交通の利用者数（市営バス、市補助による民間路線バス及びデマンドタクシーの利用者数）」で評価します。			

第 10 章　高齢者の権利と尊厳を守る取組み

１．高齢者の尊厳と権利擁護

基本方針

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、日常生活における諸手続きや財産の管理等を自分の力だけで行うことが難しい高齢者が増えることが予想されます。そのため、高齢者が認知症などで判断能力が低下した際に、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を進めることが必要です。

そこで、高齢者の長寿を祝い、長年にわたる社会貢献に対して感謝するとともに、高齢者の尊厳と権利擁護の思想の普及、高揚を図るとともに、他者への思いやり、社会性など市民の倫理観を育むことができるよう取り組みます。

また、成年後見制度の周知、成年後見人等の確保に努めるとともに、関係機関や専門職とのさらなる連携強化を図り、高齢者の権利を守るための体制づくりを進めます。

また、高齢者に対する虐待は、家族などの養護者や介護施設で発生する場合が多く見受けられます。介護を受けているという立場から高齢者が声をあげにくいという特性があり、顕在化しにくいため、早期に虐待に気付くことのできる地域づくりと、発見後の迅速な対応が必要です。そこで、高齢者虐待を未然に防ぎ、早期に発見できるよう、多職種による支援を行っていきます。

具体的施策の展開

（１）高齢者の尊厳と権利擁護

①　権利擁護事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 高齢者の持つ権利を守るため、成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害への対応に向けて関係者と連携を図っていきます。
- 必要に応じて虐待の疑いのある高齢者を養護老人ホームへ一時保護します。

今後の方向性

- 引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。
- 権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的に行います。

②　高齢者虐待防止事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催していきます。
- 高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催します。

今後の方向性

- 引き続き関係機関との連携を図るとともに高齢者虐待マニュアルにより対応していきます。

③ 市民後見人養成事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 高齢者の権利擁護を支援する市民後見人を養成するため、必要な知識を身につけ、活用するための研修を実施するとともに、活動の場を提供しています。

今後の方向性

- 引き続き研修を実施するとともに、市民後見人を増やす方策を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当・長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て等の支援を行います。また、適切な成年後見人を選任できるよう支援します。

今後の方向性

- 関係機関との連携を密に行い情報把握をすることで、対象者の状況に応じた制度利用の支援を行います。

⑤ 敬老祝金支給事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 老人の日及び老人週間の行事として、高齢者に敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、敬老思想を高め、併せて老人福祉の増進を図ります。

今後の方向性

- 満 88 歳、満 100 歳の高齢者を対象に、引き続き祝い金を支給します。

⑥ 行政区敬老事業助成事業

担当：福祉総務課　地域福祉担当

事業概要

- 行政区が実施する敬老事業に対して助成を行う事業です。

今後の方向性

- 地域交流を主たる目的とし、地域住民との関係づくりにつながるような世代間交流事業への変更を検討し、助成金の算定方法や支給方法の見直しを進めます。

（2）老人保護措置事業

老人保護措置事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 老人福祉法に基づき、家庭環境、経済的な要件等により、社会生活が困難と判断された養護の必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。

今後の方向性

- 引き続き入所申請時の審査を十分に行い、必要な高齢者については入所決定します。また、関係機関との連携を密に行い情報把握し、対象者に適切な対応をしていきます。

2．認知症施策の推進

基本方針

国では、新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）を策定し、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」「若年性認知症施策の強化」「認知症の人の介護者への支援」「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり」「認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなどの研究開発及びその成果に普及推進」「認知症の人や市の家族の視点の重視」の７つの柱に沿って認知症施策を推進しています。

笛吹市では、平成 29 年に高齢者人口の 12.0%にあたる 2,394 人が認知症高齢者となっており、そのうちの７割以上が在宅で生活しています。そこで、認知症があっても在宅で安心して暮らすことができるよう、見守りや通所介護を中心としたサービスを提供していきます。また、認知症の初期段階から、専門職による集中的な支援を行うことで、認知症の重症化を防止します。

なお、家族に対しては、介護負担軽減に向けて、認知症患者の家族同士が悩みを共有することのできる場の提供に努めます。一方、認知症の人とその家族が地域で暮らし続けるためには、地域の人の認知症への理解が欠かせません。そのため、認知症サポーター養成講座や、認知症ケアパスの配布により、地域において認知症を理解し、見守り、発見する支援体制の構築を進めていきます。

具体的施策の展開

（1）地域や社会の支え合いの体制づくり

①　認知症サポーター養成講座

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 地域社会の中で、自分ができる認知症支援に取り組む人を増やすため、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族の気持ちを理解できるサポーターを養成しています。

今後の方向性

- 認知症の正しい知識の習得と理解を深めるため、継続してサポーターを養成していきます。
- 各世代に応じた内容で、幅広くサポーターを養成します。

② キャラバンメイト活動支援

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座を企画・開催できる人材）を養成するための研修会や交流会を開催し、市内で活動できるキャラバンメイトを増やしていきます。

今後の方向性

- キャラバンメイトが活躍できる場や情報の提供を行います。

③ 認知症高齢者対策事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 身元不明の徘徊高齢者の緊急かつ一時的な保護により、生命及び身体の安全と精神的安定を図ります。

今後の方向性

- 医療機関や介護事業者と連携し、地域で認知症高齢者を支援する体制を構築します。

④ 見守りステッカー利用支援事業（再掲）

⑤ みまもりあいアプリプロジェクト事業（再掲）

⑥ 一人暮らし高齢者見守り事業（再掲）

⑦ 安心安全見守り協議会（再掲）

⑧ 認知症について理解を深める啓発

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 認知症の人を地域において支援し、支えていくために、認知症になった場合に取るべき対応の内容や認知症予防の方法がわかる認知症ケアパス（説明書）を普及します。

今後の方向性

- 認知症の人やその家族や関係者に、認知症ケアパスを配布します。

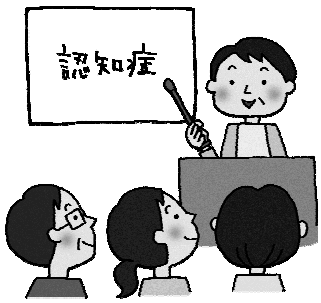

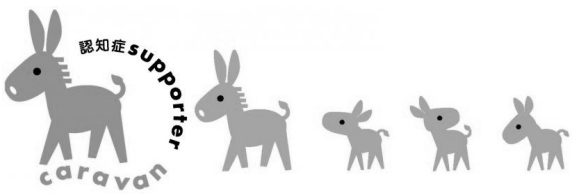

「認知症サポーターキャラバン」のマスコット　「ロバ隊長」[10]

[10] 「ロバ隊長」は、認知症サポーターの「キャラバン」（隊商）の隊長を表すマスコットキャラクター。「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」への道のりの先頭を歩き、ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実にキャラバンも進んでいくことを象徴している。

（2）患者と家族に対する支援

① 認知症初期集中支援事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 認知症初期集中支援チームが、在宅で生活している認知症が疑われる人または対応に苦慮している認知症の人を支援し、必要な医療や介護サービス、介護予防につなげます。

今後の方向性

- 本人や家族が認知症であることに気付かず重症化し、受診や支援につながらないケースが多いことから、認知症について理解を深める取組みを進めていきます。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 認知症地域支援推進員を中心に認知症の実態把握を行い、適切な支援の実施に向けた検討を行います。また、認知症の人の相談先の周知により、早期発見につなげます。
- 認知症の人と家族の会主催の会を通し、介護者の思いや意見を共有するとともに、認知症と思われる人を持つ家族からの相談がある場合に、認知症の人と家族の会を紹介します。

今後の方向性

- 認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
- 認知症の人が早期に認知症であることに気付き、適切に対応できるよう、認知症コールセンターを周知します。
- 引き続き、“おかえりマーク”を活用して地域での見守りを推進するとともに、認知症の人と家族の会に、認知症の人を持つ家族をつなぎます。

③ 認知症カフェ事業

担当：長寿介護課　地域包括担当

事業概要

- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し、集い、情報交換できる場所としての認知症カフェを設置します。

今後の方向性

- 日常生活圏域ごとに認知症カフェを設置することで、身近な場所での集いの場をつくり、交流相談、学習の機会を増やします。

④ 一般介護予防教室事業（認知症予防）

担当：長寿介護課　介護支援担当

事業概要

- 65 歳以上の高齢者を対象に、レクリエーションなどを通して仲間づくりを行いながら、運動や音楽を使い介護予防全般（認知症予防含）を学び、家庭での運動、学習を支援します。

今後の方向性

- 認知症を知り、予防に取り組む機会を設けます。

⑤ 家族介護教室（再掲）

⑥ 介護マーク配布事業（再掲）

3．達成目標

一人暮らし高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らすことができるようにするために、第 10 章では次の目標を設定します。

目標	現状	目標値		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
高齢者の権利擁護に関する研修会の開催回数	3回	3回	3回	3回
	《目標設定理由》 高齢者の尊厳思想の普及啓発と成年後見制度や消費者被害を防止するための研修を継続実施し、高齢者の権利擁護を進める必要があるため、研修会の開催回数を目標とします。			
認知症サポーター養成数	700 人	700 人	720 人	740 人
	《目標設定理由》 認知症について理解し、支えることのできる市民を増やしていく必要があるため、認知症サポーター養成数を目標とします。			
認知症カフェ設置数	１カ所	２カ所	２カ所	３カ所
	《目標設定理由》 認知症についての相談や学習ができ、介護負担を軽減できる身近な居場所を増やしていくため、認知症カフェの設置数を目標とします。			

第 11 章
安心して暮らせる介護サービスの提供

1．介護保険サービスの充実

（1）サービスの体系

要介護または要支援と認定された人が利用できるサービスは下記の通りです。

	介護サービス 【介護給付】	介護予防サービス 【予防給付】
対象	要介護１～５と認定された人が利用できるサービスです。	要支援１・２と認定された人が利用できる介護予防を重視したサービスです。
居宅サービス	○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修 ○居宅介護支援	○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○介護予防住宅改修 ○介護予防支援
施設サービス	○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設	
地域密着型サービス	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護	○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

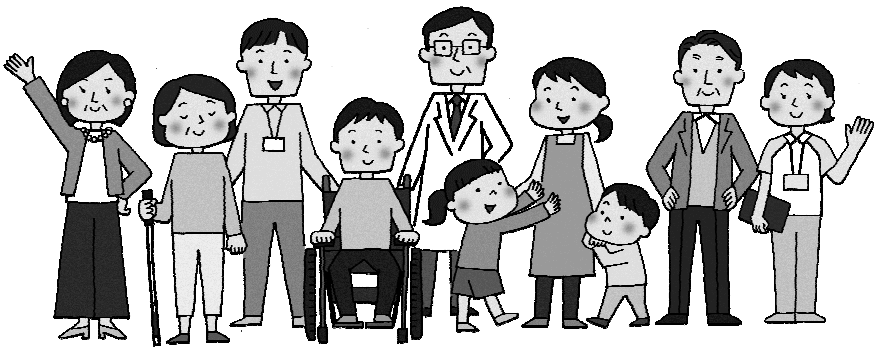

（2）居宅（介護予防）サービス

●サービスごとの内容

サービス名称	サービス内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービス。
訪問入浴介護	介護が必要な人の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービス。
訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービス。
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービス。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療法に関する相談や指導を行うサービス。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。
通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関に通い、主治医の指示に基づき、心身機能の維持回復と日常生活上の自立援助のために必要なリハビリテーションを行うサービス。
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービス。
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービス。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームと軽費老人ホーム等（以下、特定施設）に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービス。
福祉用具貸与	車いす、介護用ベッドなど要介護者の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービス。
特定福祉用具購入	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などの福祉用具購入に必要な費用の一部を支給するサービス。
住宅改修	自宅で生活が続けられるように、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービス。
居宅介護支援（介護予防支援）	要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、介護事業者との連絡・調整等を行う。

●介護サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実　績		見込み	推　計		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問介護	(年間延人数)	5,175	5,235	5,575	5,832	6,084	6,264
訪問入浴介護	(年間延回数)	2,604	2,595	2,118	1,806	1,648	1,487
訪問看護	(年間延回数)	13,628	13,702	14,638	14,728	15,055	15,323
訪問リハビリテーション	(年間延回数)	19,715	20,923	19,741	19,661	20,112	20,035
居宅療養管理指導	(年間延人数)	1,124	1,320	1,647	1,968	2,328	2,712
通所介護	(年間延人数)	11,582	8,745	10,596	10,596	10,596	10,596
通所リハビリテーション	(年間延人数)	3,290	3,412	2,963	2,796	2,544	2,316
短期入所生活介護	(年間延日数)	48,304	52,994	59,005	63,017	68,981	74,603
短期入所療養介護	(年間延日数)	4,725	4,501	4,922	4,978	5,075	5,197
特定施設入居者生活介護	(月平均人数)	23	24	20	18	19	21
福祉用具貸与	(年間延人数)	10,575	11,466	12,547	12,540	12,720	13,608
特定福祉用具購入	(年間延人数)	185	203	220	228	240	240
住宅改修	(年間延人数)	128	114	89	72	48	48
居宅介護支援	(年間延件数)	19,114	20,039	21,219	22,320	23,328	24,324

※2015 年度、2016 年度は確定給付統計からの実績。
※2017 年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。
※短期入所療養介護は、老健と病院等の合計で表記。

●介護予防サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実　績		見込み	推　計		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防訪問介護	(年間延人数)	1,527	1,523	833			
介護予防訪問入浴介護	(年間延回数)	0	12	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(年間延回数)	467	571	445	444	444	444
介護予防 訪問リハビリテーション	(年間延回数)	3,103	3,002	3,149	3,186	3,554	3,689
介護予防 居宅療養管理指導	(年間延人数)	31	37	27	24	24	24
介護予防通所介護	(年間延人数)	1,979	2,041	1,053			
介護予防 通所リハビリテーション	(年間延人数)	714	690	613	624	636	672
介護予防 短期入所生活介護	(年間延日数)	125	106	174	197	192	230
介護予防 短期入所療養介護	(年間延日数)	0	7	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	(月平均人数)	2	1	1	1	1	2
介護予防福祉用具貸与	(年間延人数)	1,729	1,930	1,929	2,136	2,232	2,316
介護予防 特定福祉用具購入	(年間延人数)	37	37	29	36	24	24
介護予防住宅改修	(年間延人数)	50	25	38	36	36	36
介護予防支援	(年間延件数)	4,361	4,404	3,417	3,264	3,336	3,624

※2015 年度、2016 年度は確定給付統計からの実績。
※2017 年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計

●見込み量確保のための方策

- 要介護状態にならないよう、また少しでも利用者本人ができることを増やして生活機能の向上を図れるよう、介護保険事業所、介護支援専門員及び長寿包括支援センターが連携し、利用者一人ひとりの状態に合ったケアプランの作成に向けた支援を行います。
- 要介護状態になった場合においても、できるだけ自宅での生活が続けられるよう、介護保険事業所と連携を図り、居宅介護サービスの提供基盤の充実に努めます。
- 介護保険事業所や介護支援専門員との協議を通じて、不足しているサービスの情報を収集するとともに、サービスの質の向上への働きかけを行います。
- 事業者指定権限のある県に対して、不足しているサービスについては積極的な事業者参入を要請するとともに、近隣市町村と連携し、事業者参入の情報をいち早く入手し、事業者等へ情報提供を行っていきます。

（3）施設サービス

●サービスごとの内容

サービス名称	サービス内容
介護老人福祉施設	入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービス。 （平成27年度以降は原則として要介護３以上の認定者に利用が限定。）
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービス。
介護医療院	日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を備える施設サービス。医療療養病床と、介護医療型医療施設の転換先として新設された。
介護療養型医療施設	長期療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを提供する施設サービス。 （平成29年度末をもって廃止予定となっているが、転換期限が2023年度末まで延長されているため、引き続き転換を図る。）

●施設サービスの実績と推計

（月平均人数）

サービス名称	実　績		見込み	推　計		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人福祉施設	330	317	314	321	321	321
介護老人保健施設	206	199	204	204	204	204
介護医療院				3	5	6
介護療養型医療施設	9	9	13	13	13	13

※2015 年度、2016 年度は確定給付統計からの実績。
※2017 年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

●見込み量確保のための方策

- 一人暮らし高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加によって、施設の利用ニーズは今後さらに高まることが予想されます。また、介護を理由にした介護離職の防止に向けては、施設利用希望者の増加が見込まれるため、事業者指定権限のある県に対して、必要に応じて施設整備を要請していきます。
- 介護療養型医療施設は、2023 年度末までの転換期限に向けて、他施設などへの転換を促すとともに、介護療養型医療施設の利用者に対して、他施設への利用転換を進めていきます。
- 事業実態を把握しながら入所待機者の情報収集に努めます。
- 広域的な利用実態があるため、サービスの質的・量的な水準の向上を目指して、近隣他市町村や県との連携を進めます。

（4）地域密着型（介護予防）サービス

●地域密着型サービスの特徴

項　目	地域密着型サービス	居宅介護サービスや施設サービス
1　利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2　事業者に対する権限	市町村が指導、監督、指定などを実施	県が指導、監督、指定などを実施
3　定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4　運営のあり方（上記3について）	公平・公正の観点から、被保険者や保健医療福祉関係者、事業経営者などで構成する「地域密着型サービス運営に関する委員会」で協議	

●地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの種類

サービス名称	要介護者の利用	要支援者の利用	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的、または密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施。
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）。
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	○	○	29 人以下が登録し、様態に応じて 15 人以下が通いや訪問介護、9 人以下が泊まりのサービスを併用できる。
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	○	○	認知症の高齢者が共同で生活できる住居（グループホーム）
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	×	29 人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29 人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム（要介護３以上）。
看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。
地域密着型通所介護	○	×	利用定員 18 人以下の通所介護事業所によるサービス。

●地域密着型サービスの整備予定

身近な地域でのサービス提供体制を確保するため、サービス事業所の整備を促進します。

2019 年度中には、今後増加が見込まれる在宅介護のニーズへの対応、特養待機者の解消、増加傾向にある認知症高齢者への対応のため、看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録 29 人、利用定員 18 人、宿泊定員 9 人)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）（29 床)、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（18 床）をそれぞれ１カ所整備します。

今後も、住み慣れた地域を離れずに高齢者がサービスを受けることができるよう、事業者の指定や指導・監督を行っていきます。

(単位：事業所)

サービス名称	2017年度末の整備状況	2018年度	2019年度	2020年度	合　計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1				1
夜間対応型訪問介護	0				0
認知症対応型通所介護	1				1
小規模多機能型居宅介護	3				3
認知症対応型共同生活介護	6		1 （18床）		7
地域密着型特定施設 入居者生活介護	1				1
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	5		1 （29床）		6
看護小規模多機能型居宅介護	0		1 （登録29人）		1
地域密着型通所介護	24				24

●地域密着型サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実　績		見込み	推　計		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型介護サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(年間延人数)	56	57	91	132	144	180
夜間対応型訪問介護	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	(年間延人数)	217	260	231	228	228	228
小規模多機能型居宅介護	(年間延人数)	317	489	554	612	636	648
認知症対応型共同生活介護	(月平均人数)	78	81	91	99	99	117
	(必要利用定員総数)	81	81	99	99	99	117
地域密着型特定施設入居者生活介護	(月平均人数)	18	19	16	18	18	18
	(必要利用定員総数)	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(月平均人数)	99	107	107	136	136	165
	(必要利用定員総数)	107	107	107	136	136	165
看護小規模多機能型居宅介護	(年間延人数)	0	0	0	0	24	132
地域密着型通所介護	(年間延人数)		3,945	3,273	3,864	4,140	4,284
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(年間延人数)	0	14	140	144	156	168
介護予防認知症対応型共同生活介護	(月平均人数)	0	0	0	0	0	0

※2015 年度、2016 年度は確定給付統計からの実績。
※2017 年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計

●見込み量確保のための方策

- 整備計画に基づきサービスが提供できるよう、市ホームページ等で事業者を広く募集し、事業者の参入を促します。
- 事業者の指定にあたっては、公平・公正な仕組みを構築し、より質の高いサービスが提供できる事業者を指定していきます。
- 事業の透明性を図る観点から、「笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会」において、協議を進めながら、計画目標を超えるサービスは抑制する等、地域の実情に応じた指定を行っていきます。

２．地域支援事業の充実

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域住民などの様々な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者の多様なニーズに応える効果的かつ効率的な体制の確立を目指すものです。

■介護予防・生活支援サービス事業（要支援１・２、総合事業該当の認定者）
①訪問型サービス（予防）（再掲）
②通所型サービス（予防）（再掲）
③生活支援サービス（配食、見守り等）
④介護予防ケアマネジメント（再掲）（介護予防プラン作成等）
■一般介護予防事業（市の全ての第１号被保険者）
⑤介護予防普及啓発事業
⑥地域介護予防活動支援事業　　など

（２）包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送っていくためには、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなどの地域の様々な資源を統合したケアが必要となります。

笛吹市では、地域包括支援センター業務を担う長寿包括支援センターに配属された専門職の専門知識や技能等を生かしながら、高齢者やその家族への総合的な支援を行っています。

■地域包括支援センターの運営
①総合相談支援事業
②権利擁護事業（高齢者虐待防止、成年後見制度等）
③包括的・継続的ケアマネジメント（再掲）（ケアマネジャーの指導・情報提供）
④介護予防ケアマネジメント（再掲）（1 号被保険者の介護予防プラン作成等）
■社会保障充実分
⑤在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
⑥認知症施策の推進
⑦生活支援体制整備事業（再掲）（生活支援コーディネーター、協議体）
⑧地域ケア会議の充実

（３）任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活の支援のために行う事業です。

①介護給付費適正化事業（介護事業者の指導、給付費の審査等）
②家族介護支援事業（家族介護教室、紙おむつ助成、高齢者見守り等）
③その他の事業（認知症サポーター養成、介護相談員派遣等）

３．介護保険料の算出

第１号被保険者の保険料算定の流れは次の通りです。

実績値の整理

高齢者人口の推計・要介護認定者数の推計

施設・居住系、居宅サービス見込み量の推計
現状の推移及び今後の動向等を踏まえて施策反映、介護報酬改定率の影響を勘案、
介護予防・日常生活支援総合事業への移行を考慮

総給付費の算定
介護予防・介護サービス費の合計に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額と
消費税率等の見直しを勘案した影響額を勘案

標準給付費見込み額算定
総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、
高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の推計を合計

地域支援事業に必要な事業費の見込み算定

介護保険事業等に要する給付額の見込み算定

**介護保険事業等に要する給付額の見込みのうち、
第１号被保険者の保険料により収納することが必要な額の算定（保険料収納必要額）**

（保険料収納必要額）÷（予定保険料収納率）÷（負担割合補正後の３年間の第１号被保険者数累計人数）を計算

第7期保険料の算定

（１）給付費の見込み

① 介護給付費

介護給付費は、要介護１～５を対象とした介護サービスについて、総費用の１割（または２割、３割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、３年間で**約 178 億円**となります。

(単位：千円)

サービス名称	2018 年度	2019 年度	2020 年度
（1）居宅サービス			
訪問介護	292,695	312,377	323,689
訪問入浴介護	20,925	18,999	17,109
訪問看護	94,038	96,281	97,923
訪問リハビリテーション	57,766	59,044	58,718
居宅療養管理指導	13,781	16,339	19,127
通所介護	993,447	993,892	993,892
通所リハビリテーション	219,630	201,988	185,641
短期入所生活介護	497,480	546,156	591,265
短期入所療養介護	48,638	49,625	50,802
特定施設入居者生活介護	44,189	47,597	53,066
福祉用具貸与	150,256	151,614	161,625
特定福祉用具購入	4,834	5,092	5,102
住宅改修	6,140	3,841	3,841
居宅介護支援	334,411	350,987	367,175
居宅サービス計	2,778,230	2,853,832	2,928,975
（2）地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,838	18,487	22,375
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	21,753	21,763	21,763
小規模多機能型居宅介護	120,845	124,760	127,009
認知症対応型共同生活介護	300,380	300,515	354,989
地域密着型特定施設入居者生活介護	39,673	39,690	39,690
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	432,604	432,798	533,828
看護小規模多機能型居宅介護	0	3,791	31,310
地域密着型通所介護	435,978	477,559	496,140
地域密着型サービス計	1,368,071	1,419,363	1,627,104
（3）施設サービス			
介護老人福祉施設	896,153	896,554	896,554
介護老人保健施設	657,204	657,499	657,499
介護医療院	6,525	6,525	9,890
介護療養型医療施設	42,082	42,101	42,101
施設サービス計	1,601,964	1,602,679	1,606,044
介護給付費計	5,748,265	5,875,874	6,162,123

② 介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援１～２を対象とした介護予防サービスについて、総費用の１割（または２割、３割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、３年間で**約２億 4,500 万円**となります。

(単位：千円)

サービス名称	2018 年度	2019 年度	2020 年度
（1）居宅サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,234	2,235	2,235
介護予防訪問リハビリテーション	8,979	10,015	10,397
介護予防居宅療養管理指導	88	89	89
介護予防通所リハビリテーション	23,033	23,503	25,312
介護予防短期入所生活介護	1,353	1,320	1,584
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	1,199	1,200	2,400
介護予防福祉用具貸与	10,913	11,386	11,769
特定介護予防福祉用具購入	738	485	485
介護予防住宅改修	3,326	3,326	3,326
介護予防支援	14,481	14,806	16,083
介護予防居宅サービス計	66,344	68,365	73,680
（2）地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,285	12,230	13,171
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型サービス計	11,285	12,230	13,171
予防給付費計	77,629	80,595	86,851

③ 標準給付費見込み額

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費は、３年間で**約 180 億円**と見込んでいます。

一定以上所得者の利用者負担見直しに伴う影響額と、消費税率等の見直しに伴う影響額を勘案した調整後の総給付費は、**約 182 億円**となり、これに特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の見込みを合計した標準給付費見込み額は、３年間の総額で、**約 195 億円**となります。

(単位：千円、千件)

項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	計
(A)総給付費(一定以上所得者負担の調整後)　※	5,822,721	6,022,977	6,393,758	18,239,456
(B)介護給付費	5,748,265	5,875,874	6,162,123	17,786,262
(C)予防給付費	77,629	80,595	86,851	245,075
(D)一定以上所得者の利用者負担見直しに伴う影響額	3,173	4,927	5,102	13,201
(E)消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	71,434	149,886	221,320
(F)特定入所者介護サービス費等給付額	282,957	282,957	282,957	848,871
(G)高額介護サービス費等給付額	121,457	119,251	121,019	361,727
(H)高額医療合算介護サービス費等給付額	14,389	14,128	14,337	42,855
(I)算定対象審査支払手数料	6,729	6,607	6,705	20,042
審査支払手数料支払件数	82	81	82	244
(J)標準給付費見込み額	6,248,254	6,445,920	6,818,776	19,512,950

※算出方法：　(A) = (B)＋(C)－(D)＋(E)
　　(J) = (A)＋(F)＋(G)＋(H)＋(I)

※各給付費・事業費の合計により算出しています。四捨五入により、各給付費・事業費の合計と標準給付費見込み額が一致しない場合があります。

④ 地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、包括的支援事業費（社会保障充実分）、任意事業費を合計したものです。実績を踏まえて推計した結果、３年間で**約７億 8000 万円**となります。

(単位：千円)

項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	計
地域支援事業費	256,095	261,115	263,501	780,711
介護予防・日常生活支援総合事業費	141,563	143,716	145,913	431,192
包括的支援事業費	87,383	93,065	93,065	273,513
包括的支援事業費（社会保障充実分）	12,762	9,775	9,788	32,325
任意事業費	14,387	14,559	14,735	43,681

※ 四捨五入により、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、包括的支援事業費（社会保障充実分）、任意事業費の合計と、地域支援事業費が一致しない場合があります。

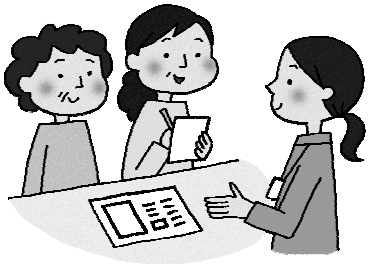

（２）第７期介護保険料

介護保険を利用した場合、費用の１割（または２割、３割）を利用者が負担し、残り（介護給付費）は、介護保険財源により賄われることとなっています。

介護給付費は、被保険者の保険料と公費で 50%ずつ負担することとなります。公費分は、国、都道府県、市町村がそれぞれ分担して負担し、保険料は第１号被保険者及び第２号被保険者が負担します。第６期計画期間中の第１号被保険者負担分は 22%でしたが、第７期計画期間中の第１号被保険者負担分は 23%となります（図表 84、85）。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないよう、調整交付金が設けられています。

■図表84 標準給付費の財政内訳

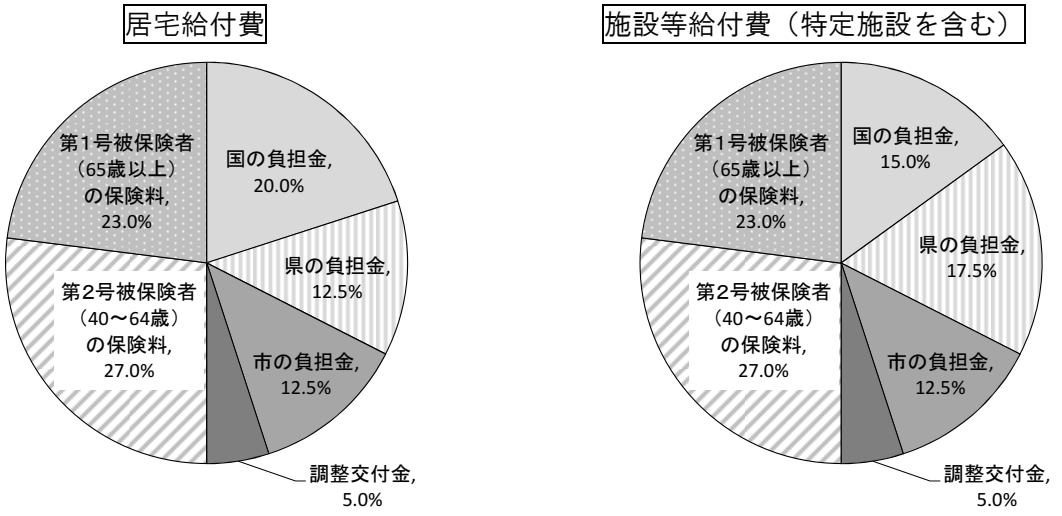

■図表85 地域支援事業費の財政内訳

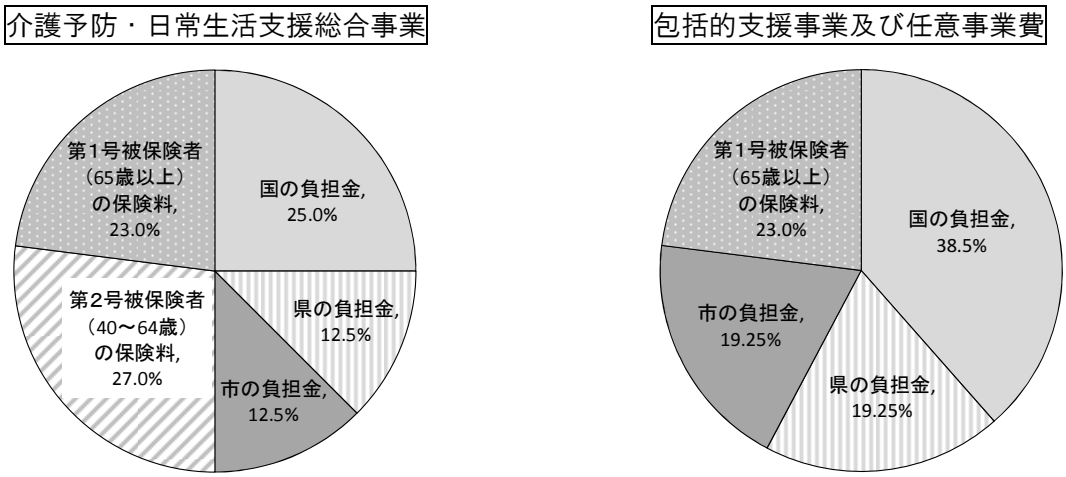

※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第１号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

介護保険給付費等や地域支援事業費の 23%について、第１号被保険者がその所得段階に応じて、定額保険料として負担することになります。

介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等を基に計算した、第１号被保険者の保険料（月額）は次の通りです（図表 86）。

なお、低所得者への保険料負担割合を軽減するため、別枠で公費による軽減を行います。

第７期保険料基準額：6,567 円（年額　78,800 円）

■図表86 所得段階別の保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料（年額）	保険料（月額）
第１段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額[11]＋合計所得金額[12]が 80 万円以下の者	0.5	39,400	3,284
第２段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の者	0.75	59,100	4,925
第３段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超の者	0.75	59,100	4,925
第４段階	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	0.9	70,920	5,910
第５段階（基準額）	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	1.0	78,800	6,567
第６段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の者	1.2	94,560	7,880
第７段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者	1.3	102,440	8,537
第８段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	1.5	118,200	9,850
第９段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	1.7	133,960	11,164
第 10 段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の者	1.75	137,900	11,492
第 11 段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 500 万円以上の者	1.9	149,720	12,477

※保険料（月額）は、第５段階の保険料（基準額）に負担割合をかけて算出した保険料（年額）を、12 か月で割った額です。

[11] 国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる種類の年金収入のこと。

[12] 収入額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。平成 30 年４月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、また公的年金等にかかる雑所得を控除（保険料段階が１～５段階のみ）」した金額となる。

（3）低所得者への配慮

介護保険制度のもとで、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう、種々の配慮が制度上織り込まれています。

●保険料について

■ 第１号保険料の低所得者軽減強化（消費税引上げに伴う改正、介護保険法施行令第 39 条）

所得段階	2019 年9月まで	2019 年 10 月以降（予定）
第１段階	0.50 → 0.45	0.45 → 0.30
第２段階	0.75	0.75 → 0.50
第３段階	0.75	0.75 → 0.70

■ 段階による保険料率の設定の弾力化（笛吹市介護保険条例第２条）

保険料の金額を決める所得段階の設定を、低所得者へ配慮し、第６期に引き続き、11 段階で行うとともに、負担割合を変更します。

■ 一時的な保険料の徴収猶予・減免（笛吹市介護保険条例第 10 条・第 11 条）

次の事情等により、一時的に負担能力が低下した場合に、保険料の減免、徴収猶予を行います。

①災害を受けた場合

②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合

③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

■ 納付困難者に対する保険料減免（笛吹市介護保険条例第 11 条）

介護保険料の納付が困難な人は減免制度があります。次の全てに該当する人が対象です。

①住民税世帯非課税の人

②前年度収入金額の合計が 120 万円以下の人

（世帯２人の場合を基準として、３人以上は世帯員１人につき 35 万円を加算した額）

③住民税課税者に扶養されていない人

（税法上の扶養親族、健康保険等の被扶養者、給与計算上の扶養親族になっていない人）

④世帯全員の預貯金等の合計が 350 万円以下の人

⑤世帯全員が居住用資産以外に処分できる資産を持っていない人

●利用料について

■ 社会福祉法人等介護保険利用者負担額の軽減（社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱）

社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を軽減し、利用の促進を図ります。

■ 利用料の特例（介護保険法第 50 条）

次の特別な事情により、在宅介護サービス費等の１割負担が困難と認めた要介護者等に対し、介護保険給付率について９割を超え 10 割以下の割合に引き上げます。

①災害を受けた場合

②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合

③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

４．適切な介護サービスと適正な保険給付の実施

（１）保険給付及び要介護認定審査の適正化（笛吹市介護給付適正化計画）

①　給付費適正化事業

担当：長寿介護課　給付適正・認定審査担当

事業概要

- 介護保険サービスの受給資格、給付内容及びケアプラン等の内容を一体的に確認するとともに介護事業者への指導・助言と利用者への通知等に取り組むことで、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。

今後の方向性

取組み名	今後の方向性
認定調査状況チェック	区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等を実施します。 適正かつ公正な調査が迅速に行えるよう、認定調査員を対象に、研修を行います。
ケアプランの点検	点検項目に沿ってケアプランの点検を行い、プラン内容について、介護支援専門員の気付きを促すとともに、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組みの支援と、利用者一人ひとりに合ったプラン提供を進めます。
住宅改修及び福祉用具等の点検	住宅改修の点検により、内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかを確認します。 福祉用具利用者等に調査等を行い、必要性や利用状況等を確認します。
医療情報との突合・縦覧点検	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。 受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。
介護給付費通知	受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。
給付実績を活用した分析・検証事業	給付の適正化に向けて、給付実績の分析・検証を行います。
介護サービス事業者等への適正化支援	介護サービス事業者への実地指導や研修会の実施により、保険者の立場から、介護サービス事業者の給付適正化を促進します。

② 介護相談員派遣事業

担当：長寿介護課　給付適正担当

事業概要

- 市町村に登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向き、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをすることにより、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。

今後の方向性

- 引き続き、介護相談員の派遣を進め、問題の改善に取り組みます。

③ 要介護認定調査事業

担当：長寿介護課　認定審査担当

事業概要

- 要介護認定を申請した人に対して、認定調査員が自宅を訪問し、心身の様子や行動などについて聞き取り調査を行い、要介護度を決定するために必要な調査票作成のための訪問調査を実施します。

今後の方向性

- 認定調査員の資質向上に向けた研修等を実施することにより、認定調査員のスキルアップを図ります。

④ 介護認定審査会事業

担当：長寿介護課　認定審査担当

事業概要

- 認定調査とコンピューターによる１次判定・主治医の意見書を踏まえ、要介護度・有効期間を判断するための審査会を実施します。

今後の方向性

- 認定調査員や関係機関と連携を図り、迅速な認定判定を進めます。

（２）介護保険制度の周知

介護保険制度の理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。市民に対する制度の普及啓発として、市ホームページや広報紙への掲載、本計画ダイジェスト版の配布、保険料通知の送付等、多様な媒体を活用して制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。また、利用者の適切なサービス選択を支援するため、介護事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

5．達成目標

介護保険サービスの充実と介護保険制度の健全な運営に向けて、第 11 章では次の目標を設定し、計画を推進します。

目標	現状	目標値		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
看護小規模多機能型居宅介護事業所の新規設置数	未設置	－	1 カ所	－
	《目標設定理由》 在宅生活の継続に向けて、本施設の設置を目標とします。			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）の新規設置数	5カ所	－	1 カ所追加（29 床）	－
	《目標設定理由》 介護者の負担軽減に向けて、本施設の設置を目標とします。			
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新規設置数	6カ所	－	1 カ所追加（18 床）	－
	《目標設定理由》 認知症の様態に応じた適切な介護の実施及び介護者の負担軽減を図るため、本施設の設置を目標とします。			
介護保険料収納率	94.8%	95.0%	95.5%	96.0%
	《目標設定理由》 介護保険特別会計の安定運営に向けた取組みを評価するため、介護保険料収納率を目標とします。			
認定調査員対象の研修実施回数	0回	1回	1回	1回
	《目標設定理由》適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			
ケアプランの点検件数	0 件	24 件	36 件	36 件
	《目標設定理由》適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			
住宅改修申請の現地確認実施件数	2 件	12 件	12 件	12 件
	《目標設定理由》適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			
介護給付費通知実施回数	3 回	3 回	3 回	3 回
	《目標設定理由》適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			
介護サービス事業者への実地指導回数	26 回	40 回	43 回	45 回
	《目標設定理由》適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			

第 12 章　計画の推進体制

１．関係機関との連携強化

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、行政のみならず、市民や介護事業者、各団体などとの協働により推進することが重要となります。

特に、社会福祉協議会をはじめ、ＮＰＯ、ボランティア活動団体等、地域福祉に関わる多様な団体・機関との連携が重要となります。今後、地域で高齢者を支えていくために、市民の自発性に基づくボランティア活動の重要性はより一層増すと考えられ、現在実施しているボランティア事業への支援や、ボランティアの育成と人材発掘等の支援を行っていきます。

また、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を中心としたネットワーク整備が重要となるため、「笛吹市地域包括支援センター運営協議会」をはじめとした協議の場を通じて地域包括支援センター（長寿包括支援センター）の機能強化を図るとともに、関係機関、庁内関係課等による協議の場を設け、笛吹市の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するための方策を検討していきます。

２．計画の推進体制

本計画のうち、介護保険事業計画については、進捗状況や達成状況について、毎年度「笛吹市介護保険運営協議会」に報告し、検証していきます。また、地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較すること等により、笛吹市及び日常生活圏域ごとの特徴、課題を把握し、計画や目標の見直しに反映していきます。なお、国、山梨県等との連携を図り、法律や制度の改正等に柔軟に対応していきます。

３．計画の周知

計画を円滑に推進していくためには、市民の理解と協力が不可欠になります。

そのため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、市民が活用しやすい媒体や座談会を利用して本計画の周知を図るとともに、市役所や図書館、市の公共施設に手に取りやすい形で計画書を配置します。また、本計画の達成状況等について、情報公開を積極的に進めます。

計画の策定体制等

１．計画の策定体制

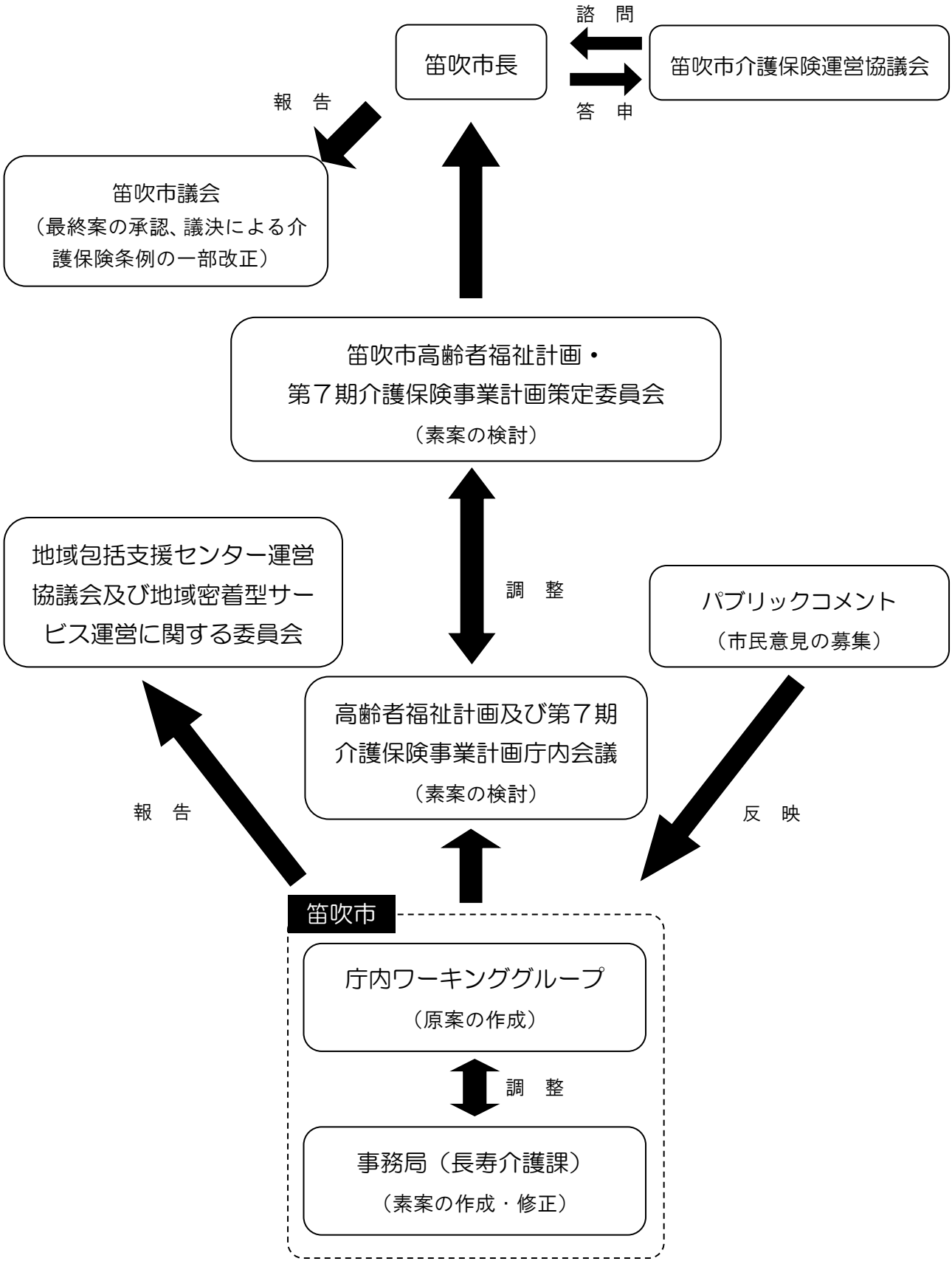

２．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画　諮問、答申

笛 長 第 6 －35 号
平成 29 年 6 月 22 日

笛吹市介護保険運営協議会会長　殿

笛吹市長　山下　政樹

笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画の審議について（諮問）

介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画を定めるにあたり、笛吹市介護保険運営協議会規則第 5 条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

1　第 7 事介護保険事業計画策定に関すること

2　第７期介護保険料の料率に関すること

3　その他計画策定に関する重要事項について

平成 30 年 2 月 13 日

笛吹市長　山 下　政 樹　　殿

笛吹市介護保険運営協議会
会　長　　市 川　正 彦

笛吹市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画
の策定について（答申）

平成 29 年 6 月 22 日笛長第 6－35 号で諮問のありました笛吹市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画案について、本協議会で審議を重ねた結果、計画案のとおり策定することを了承し下記の意見を付して答申します。

記

1　第 7 期計画では、日常生活圏域が 3 圏域となり、各圏域に長寿包括支援センターが設置されますが、長寿包括支援センターを核とした地域包括ケアを推進させるとともに、それぞれの地域の特性に応じた、きめ細やかな対応を期待します。

2　計画には、要介護状態になる前の取り組みの重要性に言及しています。関係機関と連携を図り、若い世代からの健康教育及び健康づくりについて、地域ぐるみで取り組める体制の整備をお願いします。

３．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画策定委員会設置運営要領

平成29年４月27日

（趣旨）

第１条　この要領は、急速な高齢社会に対応し、高齢者が地域の中で安心して生活していくことができるよう、保健福祉サービス構築のための高齢者福祉計画及び笛吹市介護保険事業を健全に運営するための第7期介護保険事業計画の策定（以下「高齢者福祉計画等策定」という。）に住民、被保険者の声を反映するために必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、前条の趣旨に基づき、高齢者福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第３条　策定委員会の構成員及び委員数は、原則として次のとおりとする。

（１）笛吹市地域包括支援センター運営協議会及び笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会を代表する委員　正副会長　２人

（２）福祉関係組織団体を代表する委員　４人

（３）地域を代表する委員　１人

（４）介護事業者　３人

（５）医療機関代表　２人以内

（６）一般公募委員　３人以内

２　策定委員会は、必要に応じ計画策定アドバイザーなどの解説、指導を受けるものとする。

（委嘱及び任命）

第４条　前条の委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、平成３０年３月３１日までとする。ただし、充て職の交代及び補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　策定委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選によって決める。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（検討事項）

第７条　策定委員会は、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定を行う。

２　策定委員会は、委員長が招集する。

３　策定委員会は、次の内容を検討する。

（１）笛吹市高齢者福祉計画の策定等に関すること。

（２）笛吹市介護保険事業計画の策定等に関すること。

（３）その他高齢者福祉に関すること。

（専門部会の設置）

第８条　策定委員会が必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。

２　専門部会の構成及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（資料の請求）

第９条　策定委員会は、策定委員会の運営に必要な資料を市に請求することができるものとする。

（庶務）

第10条　策定委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

（雑則）

第11条　この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

別紙

委員の分野		人　数	備　考
笛吹市地域包括支援センター運営協議会及び 笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会　正副会長		２人	
福祉関係組織団体を代表する委員	笛吹市老人クラブ連合会	１人	
	笛吹市民生委員児童委員協議会	１人	
	笛吹市認知症と家族の会	１人	
	笛吹市社会福祉協議会	１人	
地域を代表する委員	笛吹市連合区長会	１人	
介護事業者	笛吹市介護保険事業者連絡会	３人	
医療機関	笛吹市医師会、歯科医師会	２人以内	
一般公募委員		３人以内	
合計		15人以内	

４．笛吹市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：2017年６月30日～2018年3月31日

（順不同、敬称略）

分　野	団体名・役職	氏　名	備　考
笛吹市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営に関する委員会会長		戸島　義人	
笛吹市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営に関する委員会副会長		雨宮千代子	
福祉関係団体を代表する委員	笛吹市老人クラブ連合会会長	風間　　勤	
	笛吹市民生委員児童委員協議会会長	竹内　　稔	副委員長
	笛吹市認知症の人と家族の会会長	大木美由喜	
	笛吹市社会福祉協議会地域福祉課長	初鹿　仁美	
地域を代表する委員	笛吹市連合区長会理事	菊島　正毅	委員長
介護保険事業者	笛吹市介護保険事業者連絡会 居宅部会会長	標　　勝江	
	笛吹市介護保険事業者連絡会 訪問部会会長	松本　英成	
	笛吹市介護保険事業者連絡会 施設系、通所系、地域密着型サービス等部会会長	石川　晴希	
医療機関	笛吹市医師会	佐藤　吉沖	
	山梨県笛吹地区歯科医師会会長	古屋　　修	
一般公募委員		雨宮美由紀	
合　計		13人	

5．笛吹市介護保険運営協議会委員名簿

任期：2017 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

（順不同、敬称略）

分　野	団体名・役職	氏　名	備　考
被保険者を代表する委員	笛吹市老人クラブ連合会副会長	田中　　勇	
	笛吹市老人クラブ連合会副会長	植村　詔子	
	笛吹市老人クラブ連合会会計	飯田　三郎	
介護保険関係組織団体を代表する委員	笛吹市医師会副会長	篠原　文雄	副委員長
	山梨県笛吹地区歯科医師会監事	藤森　栄二	
	特別養護老人ホーム	須田　　昇	
	笛吹市介護保険事業者連絡会会長	戸島　義人	
	笛吹市社会福祉協議会事務局長	荻野　陽子	
公益を代表する団体	笛吹市連合区長会理事	市川　正彦	委員長
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	竹内　　稔	
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	久保田人司	
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	霜村　守久	
	笛吹市赤十字奉仕団委員長	篠原　春子	
	笛吹市食生活改善推進員会副会長	西田眞里子	
合　計		14 人	

６．高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画庁内会議名簿

分　野	団体名・役職	氏　名	備　考
福祉総務課	福祉総務担当	生原　淳一	
	地域福祉担当	矢野　　洋	
	障害福祉担当	内藤三記子	
健康づくり課	健康企画担当	秋山　公代	
	成人保健担当	坂本　明子	
長寿介護課	課長	赤尾　好彦	
	地域包括担当	雨宮　秀美	
	介護支援担当	田中　暁子	
	認定審査担当	松本　京子	
	長寿総務担当	望月　麻美	
合　計		１０人	

7．計画の策定経過

日　付	項　目	内　容
平成 29 年 2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査	■介護予防日常生活圏域ニーズ調査 【対象】65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者 2,500 人を無作為抽出 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収率】68.6% ■在宅介護実態調査 【対象】主に在宅で要介護認定を受けている者 999 人を無作為抽出 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収率】63.0%
6月 22 日	第１回介護保険運営協議会	市長より計画について諮問 （１）笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画について （２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施結果について
6月 30 日	第１回策定委員会	（１）笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画について （２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施結果について （３）高齢福祉と介護保険の現状について （４）地域密着型サービスについて
8月 18 日	第１回庁内会議	第６期計画の検証と課題の整理
9月	事業所アンケート	市内対象事業所 155 事業所
9月5日	第２回策定委員会	≪骨子案の検討を通して≫ （１）市の高齢者を取り巻く現状 （２）アンケートから見る状況 （３）第６期計画の評価・検証 （４）2025 年を見据えての笛吹市の課題 （５）計画の基本方針
10 月 25 日	第３回策定委員会	≪素案の検討を通して≫ （１）2025 年を見据えての笛吹市の課題　『現状分析及び将来推計から抽出した課題』 （２）計画の基本方針 （３）具体的施策の展開と事業内容について

日　付	項　目	内　容
10月30日	第１回地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営に関する委員会	笛吹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画について
11月14日	第２回介護保険運営協議会	計画策定の進捗状況について
12月19日	第４回策定委員会	≪素案の検討を通して≫ （１）各章の目標について （２）介護保険サービス見込み量の推計について
平成30年 １月10日～ １月31日	パブリックコメント	市ホームページ及び市役所窓口等で計画案を公開し、意見を募集
１月22日	第３回介護保険運営協議会	（１）素案について （２）介護保険サービス見込み量の推計について（保険料について）
２月９日	第５回策定委員会	（１）素案のまとめ （２）介護保険サービス見込み量の推計について（保険料について）
2月13日	第４回介護保険運営協議会	（１）介護保険料について （２）答申について
2月13日		介護保険運営協議会長より市長へ答申

ふえふきいきいきプラン

（笛吹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）

2018 年３月

発行：笛吹市　保健福祉部　長寿介護課

〒406-0031

山梨県笛吹市石和町市部 800（保健福祉館内）

電話　055-261-1903（長寿介護課）

ＦＡＸ　055-262-1318